

**農林水産省 令和 4 年度 輸出環境整備緊急対策委託事業（海外模倣品対策
（我が国の品種を適切に保護し、活用する海外ライセンス戦略の提案））**

調査報告書

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
株式会社クニエ
株式会社メロス
啓葉法律事務所

目 次

はじめに

- 本事業の背景と目的
- 用語の定義

第1章 世界における品種ライセンス・ビジネスモデルの事例

- 事例選定の考え方
- 掲載事例一覧
- 事例紹介
 - ・ 【ブドウ】IFG（米国）
 - ・ 【ブドウ】米国農務省（米国）
 - ・ 【ブドウ】Investigación y Tecnología de Uva de Mesa S.L.（ITUM）（スペイン）
 - ・ 【ブドウ】ARD LLC（米国）
 - ・ 【柑橘】イスラエル国立農業研究所（ARO）（イスラエル）
 - ・ 【イチゴ】UF/IFAS（米国）
 - ・ 【イチゴ】Driscoll's（米国）
 - ・ 【イチゴ】Fresh Forwards（オランダ）
 - ・ 【カンショ】LSU AgCenter（米国）
- 新規性や未譲渡性の要件が満たせない等の理由で、一部の国で品種登録ができなかったケース

第2章 世界における品種ライセンス・ビジネスモデルの考察

- ライセンスビジネスのスキーム
 - IP商業化販管一体型
 - IP商業化自社実施型
 - IP商業化委託型

はじめに

本事業の背景と目的

政策的背景

【優良品種流出の問題】

- シャインマスカット等の国内優良品種が海外へ流出し、更には第三国へ輸出される事態が発生

【政策対応】

- こうした問題等を受け、令和2年に種苗法が改正され、育成者権者の意図しない海外流出等を防止する措置等がとられた
- さらに、「農研機構、都道府県、日本種苗協会、全農、JATAFF等の関係者が連携し、令和5年度には、海外への品種登録やライセンス化等の取り組みに限定的に着手し、早期の法人設立を目指すことが現実的であり、国内農業の振興や輸出戦略と整合するライセンスのあり方等、業務遂行上不可欠となる基本的な戦略を早期に樹立すべき」として、日本産品種の海外輸出を見据えたライセンス戦略を策定する必要性が提言された（令和4年度海外育成者権管理事業検討会）

本事業の背景

【品種開発費用確保の必要性】

- 我が国の市場規模は縮小する一方であり、研究開発費用も縮小していくことが見込まれる中、海外ライセンス収入を新たな開発資源としていくことは、我が国の農業及び農林水産物・食品産業の競争力を維持・向上していくために必須。

【品種保護実効性の確保】

- また、現状、公的研究機関等が十分に取り組みにくい、海外における無断栽培の防止や侵害対応をより実効的なものにするためにも有効な手段である。

【海外展開の難しさ】

- 一方、新品種の海外展開には、市場反応が不透明な中で複数年にわたる出願手続きが必要であり、各国の植物新品種保護制度や特許制度に配慮した市場調査や検疫対応が重要。
- また、商業化前には品種登録後の不当な流出や侵害対策が必要である等、様々なリスクや検討事項等が存在。

目的

そこで、各国の主要なライセンスの事例や法規制、パートナー候補を調査し、我が国における活用可能な示唆を整理するとともに、日本品種の海外ライセンスビジネスにおける適切なライセンスモデル等を考察することを目的とする。

用語の定義

■ 本報告書のライセンススキームに登場する主体を、業務内容によって以下の4つに分類した。

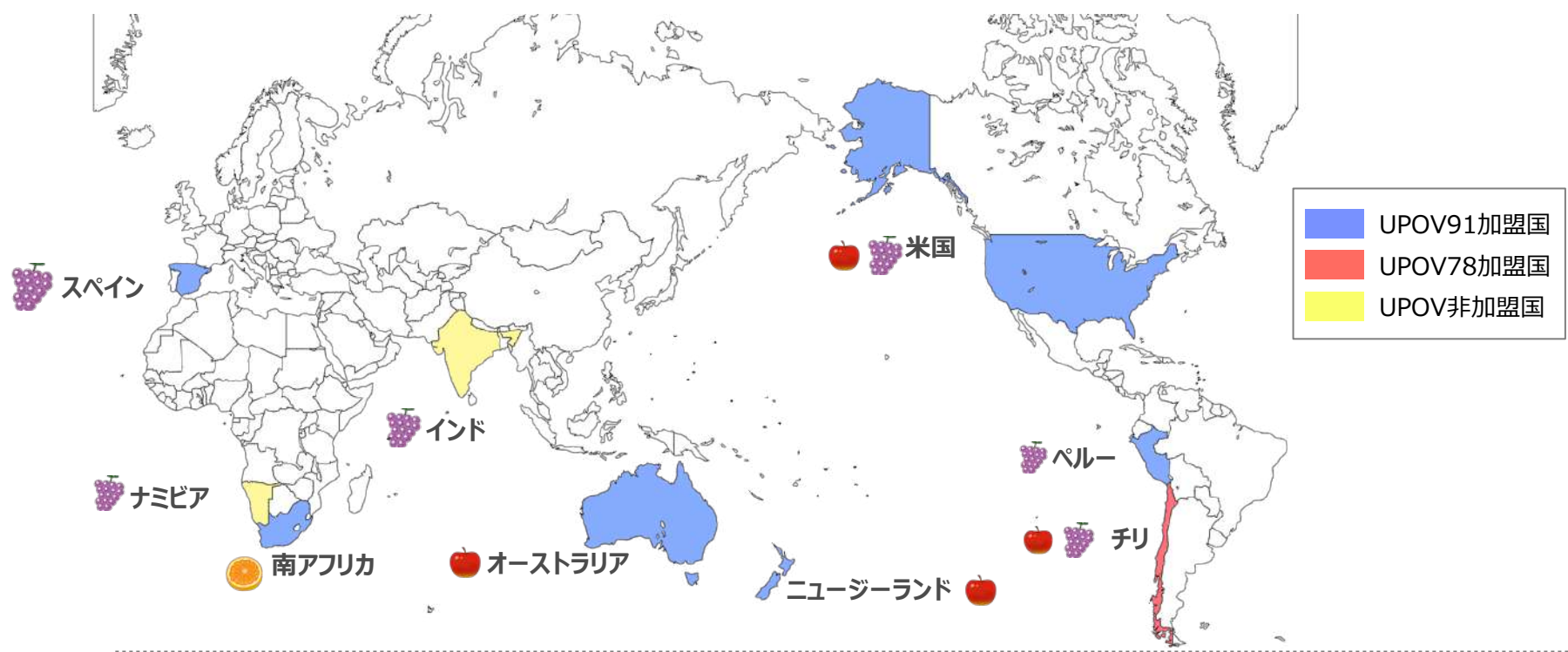
		主体(用語)	品種開発	知財出願・管理	マーケティング		ライセンス運用管理
					戦略策定	実行	
国内 							

※ 実際は、行う業務が上記の一部に留まる場合や、IP管理機関とIP商業化機関両方の区別が難しい場合、地域MLがライセンス運用管理以外の業務を担う場合等もあるが、収集できた事例を踏まえれば、多くのケースで上記のように分類できるため、このような定義とした。

第1章 世界における品種ライセンス・ビジネスモデルの事例

事例選定の考え方

- 第1章の事例調査では、重点対象国・品目を踏まえ、海外（育成者権所在国以外）にライセンスしている事例を幅広く調査することとした。



重点国	オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、チリ、ペルー	南半球であり、日本との輸出競合が避けられるため、ライセンス展開先として有力な国
	米国、スペイン	リンゴ・ブドウの主要生産国
	インド、ナミビア	UPOV91非加盟国・PVP制度が不十分な国
重点品目	重点：ブドウ・リンゴ・カンキツ 次点：イチゴ・カンショ	

掲載事例一覧

#	品目	育成者権者	所在国	展開先国（太字は重点対象国）	育成者権者の種類	スキームの分類
1	ブドウ	IFG	米国	米国 、ペルー、フランス、 スペイン 、トルコ、エジプト、イスラエル、 オーストラリア 、ギリシャ	民間企業	IP商業化自社実施型
2	ブドウ	米国農務省	米国	オーストラリア 、 スペイン 、イタリア、 南アフリカ	公的機関	IP商業化委託型
3	ブドウ	Investigación y Tecnología de Uva de Mesa S.L. (ITUM)	スペイン	チリ 、ペルー、アルゼンチン、ブラジル、 南アフリカ 、 オーストラリア 、メキシコ、 インド	公的機関	IP商業化委託型
4	ブドウ	ARD LLC	米国	EU、 米国 、 オーストラリア 、モロッコ、チュニジア ブラジル、南アフリカ、インド、ギリシャ、ナミビア	民間企業	IP商業化自社実施型
5	カンキツ	イスラエル国立農業研究所 (ARO)	イスラエル	スペイン 、ポルトガル、ほか	公的機関	IP商業化委託型
6	イチゴ	UF/IFAS	米国	スペイン 、イタリア、エジプト、モロッコなど	公的機関	IP商業化委託型
7	イチゴ	Driscoll's	米国	オーストラリア 、 ニュージーランド など21か国	民間企業	IP商業化販管一体型
8	イチゴ	Fresh Forward	オランダ	EU（オランダ、ドイツ、ベルギー等）	民間企業 （公的機関とのJV）	IP商業化自社実施型
9	カンショ	LSU AgCenter	米国	EU、アフリカ、 オーストラリア 、南アメリカ、中東	公的機関	IP商業化委託型

事例紹介

1. ブドウ : IFG 概要

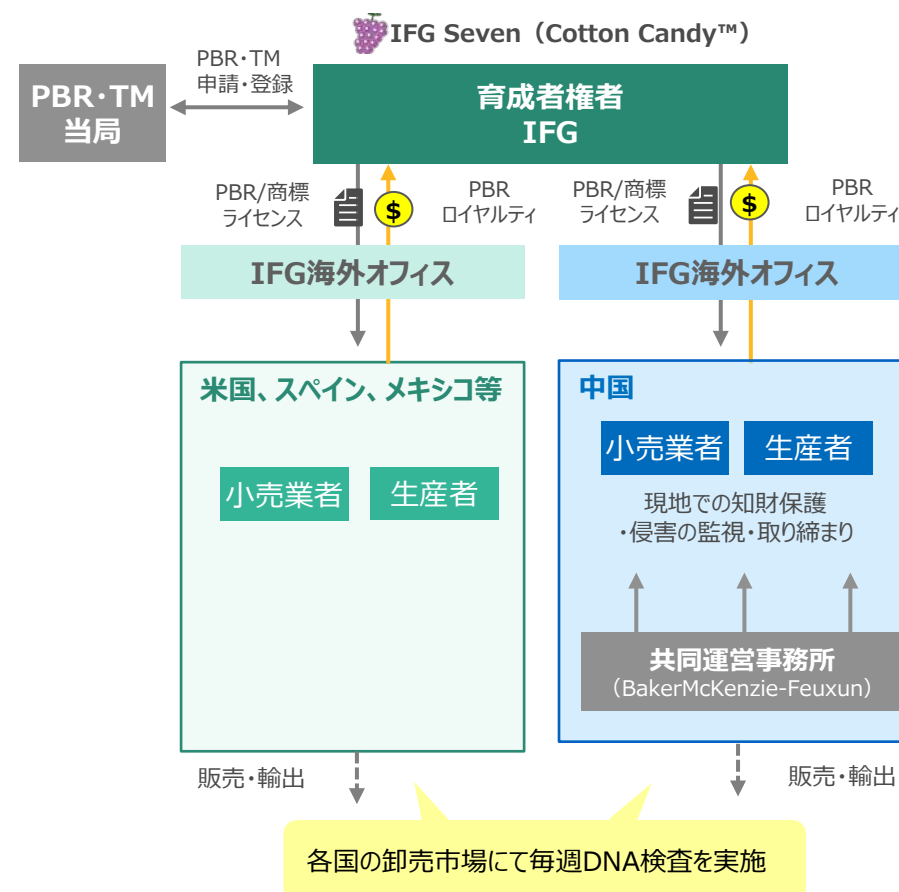
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤリティ

■ **ポイント** : 海外での展開において、現地の法律事務所と連携し侵害監視・対応を実施。DNA検査も活用。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	IFG/米国
組織区分	民間企業
IP管理機関	—
IP商業化機関	—
地域ML	—
スキームの分類	IP商業化自社実施型
品目/品種名	ブドウ/IFG Seven (Cotton Candy™) ほか25品種
対象の権利	育成者権、商標権
生産国	【UPOV91加盟国】 米国、ペルー、フランス、スペイン、トルコ、エジプト、イスラエル、オーストラリア、ギリシャ 【UPOV78加盟国】 メキシコ、エクアドル、チリ、ブラジル、ポルトガル、イタリア、中国
輸出先国	—
ライセンサー	生産者・小売業者等
ライセンス料	—
ビジネスモデル概要	育成者権者がライセンスしている事例

スキーム



1. ブドウ : IFG 詳細

項目	詳細
品種登録	IFG自身で実施。
栽培試験・市場性調査	IFGの海外現地ほ場で実施。市場性調査についてもIFG自身で実施、あるいはライセンシーがIFGに支援を受け実施。
契約管理	各国生産者・小売業者とのライセンス契約はIFG自身（IFG海外オフィス）で実施。
契約内容 （種苗増殖・生産・流通販売）	【種苗増殖・生産】 PBRに基づき、各国種苗業者・生産者にライセンス。 【流通販売】 商標に基づき、各国生産者・小売業者にライセンス。※推測
ロイヤルティについて	PBRあるいは商標に基づき徴収。（詳細は不明）
生産・流通の管理	・ライセンシー(生産者)にIFGより技術的支援を行うことで、生産における品質を管理。
マーケティング	・ライセンシー(生産者・小売業者)にて実施。ライセンシーはIFGよりマーケティング支援を受けることが可能。 ・IFG自身でもマーケティング活動を実施。（IFG品種ブランドロゴの制作・メディアでの宣伝等）
侵害監視	・ 中国では、共同運営事務所として現地法律事務所(BakerMcKenzie-Feuxun)と連携。 侵害の監視・取り締まりを行う。（具体的な手法は不明。） ・ 各生産国の卸売市場にて毎週DNA検査を実施。 （実施の詳細は不明） ー侵害があった際は、侵害品種のみならず他IFG品種の利用も含めて、IFGとのライセンス契約をすべて破棄。IFG品種の植物体(ブドウの樹)を切断した事例あり。（※南アフリカでの侵害事例）
その他特記事項	・食味重視の商業的な品種開発を行っている。 ・グローバルで55人のスタッフ。（2021年時点）

2. ブドウ：USDA（米国農務省）概要

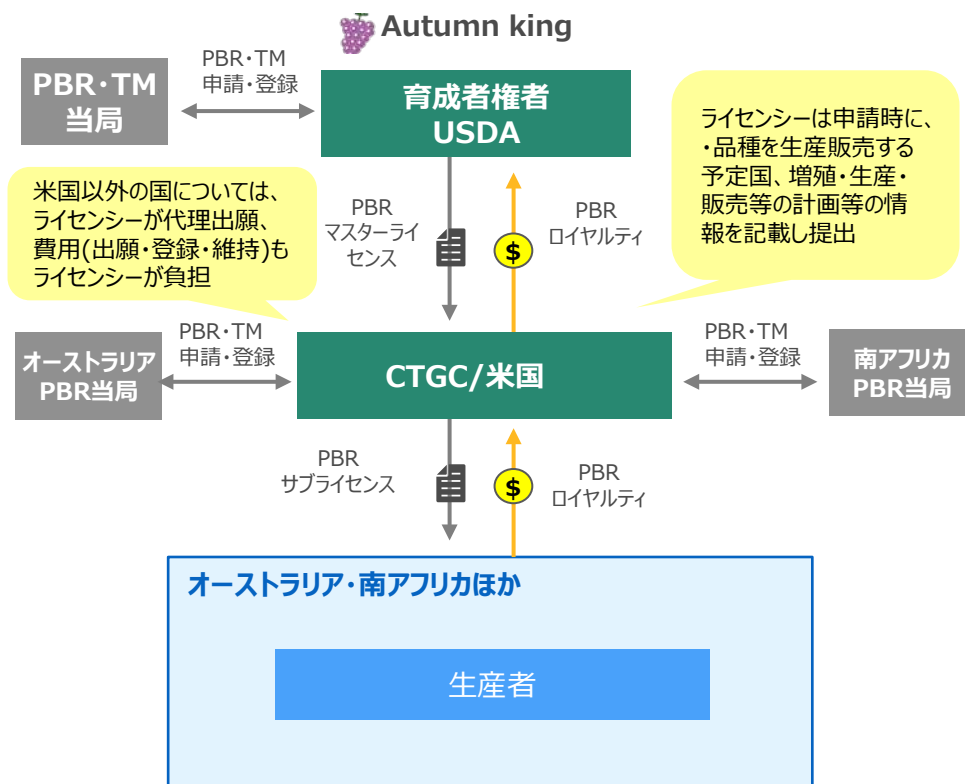
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

■ **ポイント**：ライセンシーに、国内外の知財保護・商業化の責務を負わせる形でライセンスを実施。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	USDA（米国農務省）/米国
組織区分	公的機関
IP管理機関	－
IP商業化機関	The California Table Grape Commission／米国
地域ML	あり
スキームの分類	IP商業化委託型
品目/品種名	ブドウ/Autumn kingほか 4 品種
対象の権利	育成者権
生産国 （※Autumn king）	【UPOV91加盟国】 オーストラリア、スペイン 【UPOV78加盟国】 イタリア、南アフリカ
輸出先国	－
ライセンシー	生産者団体
ライセンス料	ライセンス実行料を契約時に徴収。 毎年収穫物の売上に対するロイヤルティを徴収。
ビジネスモデル概要	育成者権者がMLを通じて知財管理をしている事例

スキーム



2. ブドウ：USDA（米国農務省）詳細

項目	詳細
品種登録	・米国については、USDA自身で実施。 ・海外については、MLにて実施（代理出願）。登録・維持費用もMLにて負担。
栽培試験・市場性調査	・ライセンシーにて実施。
契約管理	・ライセンシーとの契約はUSDAで実施。 ・ブドウについては、USDAよりCTGC(The California Table Grape Commission)に独占的にライセンス。（ML） ーCTGCは各国生産者に対してサブライセンスを付与し、ロイヤルティを回収。 （※AutumnKingのサブライセンシーは、オーストラリア9社、イタリア55社、南アフリカ2社、スペイン8社）
契約内容 （種苗増殖・生産・流通販売）	【契約締結まで】 ・USDAにおいて、ライセンスの種類は独占・非独占・部分的独占の3種類。（申請者は申請書にて、独占的許諾または非独占的許諾のどちらを希望しているか明記。） ・現在の事業の概要、増殖・栽培・マーケティング・販売に関する申請者の計画、商業化を実行するために必要な生産・マーケティング・財政的及び技術的リソース、申請者によってどのように提供・取得されるか（既存の苗床施設、種苗の増殖、社内の技術的専門知識、販売業者を介したマーケティング、資金調達源など）等を申請時に記載する。 【契約内容：種苗増殖・生産・流通販売】 ・サブライセンスあり。ライセンシーは年度終わり60日以内に種苗増殖の進捗状況を詳述した書面による年次報告書を提出する。 ・契約時から30日以内に、ライセンス実行料を支払う。 ・ライセンシーはサブライセンシー・契約栽培者による生産品の純売上高に対して、ロイヤルティを支払う。
ロイヤルティについて	・PBRに基づき徴収。 ・CTGC(ライセンシー)は、契約時にライセンス実行料、毎年収穫物の売上に対するロイヤルティをUSDAに支払う。
生産・流通の管理	・ライセンシーにて実施。USDAは年次報告書の受領・確認をもって、生産・増殖の状況を把握。
マーケティング	・ライセンシーにて実施。CTGCではメディアへのプロモーションをはじめ、HPに小売業者が利用可能な宣伝資材を掲載。 ※USDAのライセンス付与の条件として、ライセンシーは品種の商業化の進捗状況を定期的にUSDAに報告する必要がある。
侵害監視	—
その他特記事項	・USDAにおいて独占的許諾を行う際は、公示を実施。広告要件に加え、独占的ライセンスを付与するには米政府と公共の利益に最も適しているという書面での決定が必要。

3. ブドウ：ITUM（ムルシア食用ブドウ研究技術協会）概要

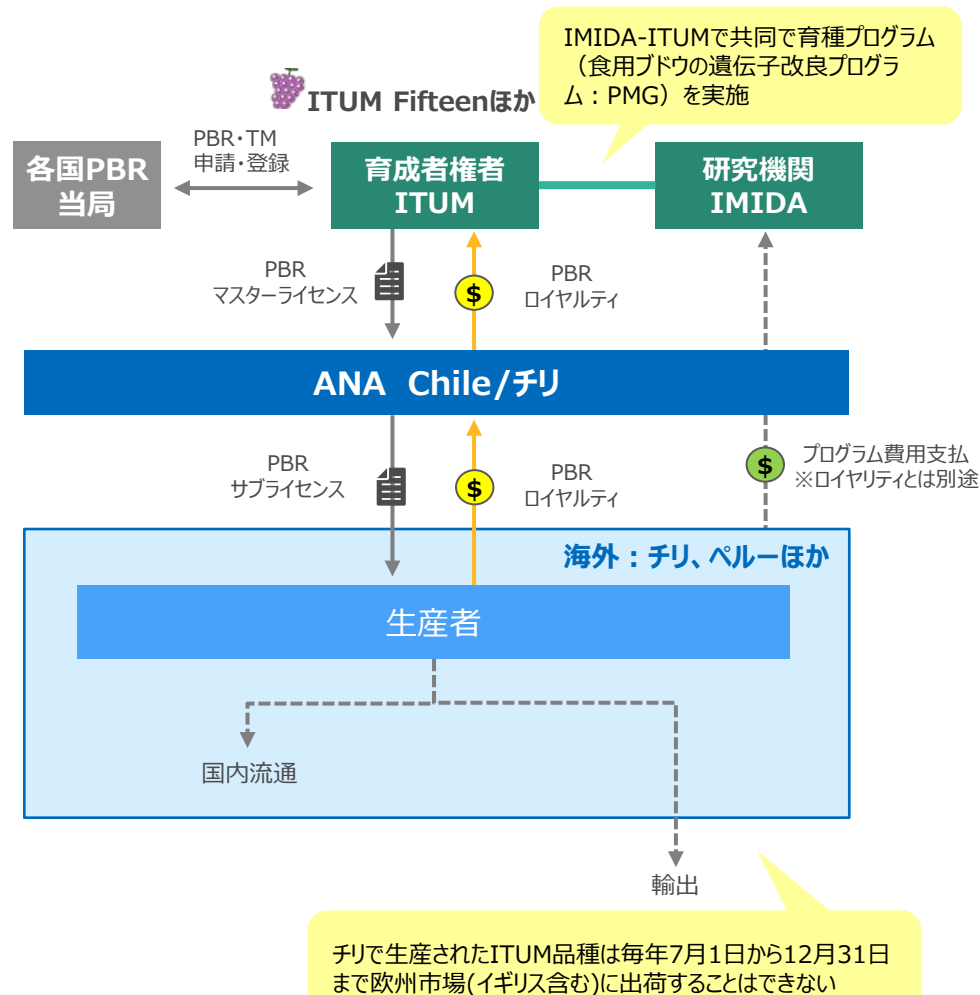
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤリティ

- **ポイント**：海外での生産・輸出については、国内からの輸出と競合しないよう、カウンターシーズンのみに制限。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	ITUM(ムルシア食用ブドウ研究技術協会)/スペイン (研究機関：IMIDA(ムルシア農業食品研究開発研究所))
組織区分	ITUM：生産者団体 (IMIDA：公的機関)
IP管理機関	—
IP商業化機関	ANA Chile/チリ
地域ML	— (ANA Chile:チリ、ペルー、ブラジル、アルゼンチン、オーストラリアにおけるマスターライセンサー)
スキームの分類	IP商業化委託型
品目/品種名	ITUM Fifteenほか、ITUM品種
対象の権利	育成者権
生産国	【UPOV91加盟国】ペルー、南アフリカ、オーストラリア 【UPOV78加盟国】チリ、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ 【UPOV非加盟国】インド
輸出国	チリ、ペルー、ブラジル、ナミビア、オーストラリア等
サブライセンサー	各国生産業者
ライセンス料	苗木及び収穫物(販売額or栽培面積)より徴収
ビジネスモデル概要	海外MLを通して、知財管理を行う

スキーム



3. ブドウ：ITUM（ムルシア食用ブドウ研究技術協会）詳細

項目	詳細
品種登録について	・ITUMが育成した品種登録出願はITUM自身が実施。
栽培試験・市場性評価	・品種育成段階よりANACHileと提携しており、ANACHileあるいはANACHileが認可した生産者によって市場性の評価を実施。
契約管理	・ITUMはANACHile にチリ・ペルー、ブラジル、アルゼンチン、オーストラリアにおける独占的許諾権（マスターライセンス）を付与。 ・ANACHileは、各国において、生産者・生産法人に認可（＝サブライセンス）を実施。 －各国のサブライセンシーとの契約事務・ロイヤルティの回収を担う。
契約内容	・ANACHileからライセンスを受けた生産者は、品種ごとに栽培面積の割当(20～25ha)を受ける。 ・生産・輸出に関して制限があり、スペイン国内の生産・輸出と競合しないよう、カウンターシーズンのみの生産となる。 －チリで生産する場合：ITUM品種は毎年7月1日から12月31日まで欧州市場(イギリス含む)に出荷不可
ロイヤルティについて	・品種ごとにロイヤルティが設定され、苗木及び収穫物より徴収。PBRに基づくロイヤルティとみられる。 －苗木に基づくロイヤルティ：1.25米ドル/本 －収穫物に基づくロイヤルティ：基準は不明だが、各品種の特性に応じた2つのモデルを使い分けている ①FOB価格の4.5% or 最大2,500米ドル/haあたり ②ha/年あたりの固定価格：栽培(植栽)3年目まで年間850米ドル/ha、4年目以降が年間1,350米ドル/ha
生産・流通の管理	・ANACHileが実施しているものと推測。詳細・具体的手法は不明。
マーケティング	・ANACHileが、ITUM-IMIDAの共同育種プログラム(PMG)の管理者となっており、品種育成段階から連携し、栽培試験・市場性評価を担う。 ・ANACHileの管理の上で、認可された生産者・企業がプログラムに資金提供し、マーケティング・商業栽培を実施することが可能。 －プログラムの費用は20,000 米ドル - 年間支払い 4,000 米ドル、5 年間 - 企業は上記料金を支払うことで下記が可能となる ①ANAが5年間で国内(チリ)に持ち込む品種を、独自に評価できる ②ANAがチリで商用化することを決定した品種を商業栽培できる
侵害監視	－
その他特記事項	・ITUMは生産者と地方自治体より年間20万円の資金提供を受けている。 ・食用ブドウの遺伝子改良プログラム（PMG）に対し、民間企業等から品種育成段階より資金提供を受けている。民間企業にとっては、育成後の品種へのアクセス権がインセンティブとなる。インド・ナミビアでのロイヤルティや契約形態については、不明。

4. ブドウ：ARD LLC 概要

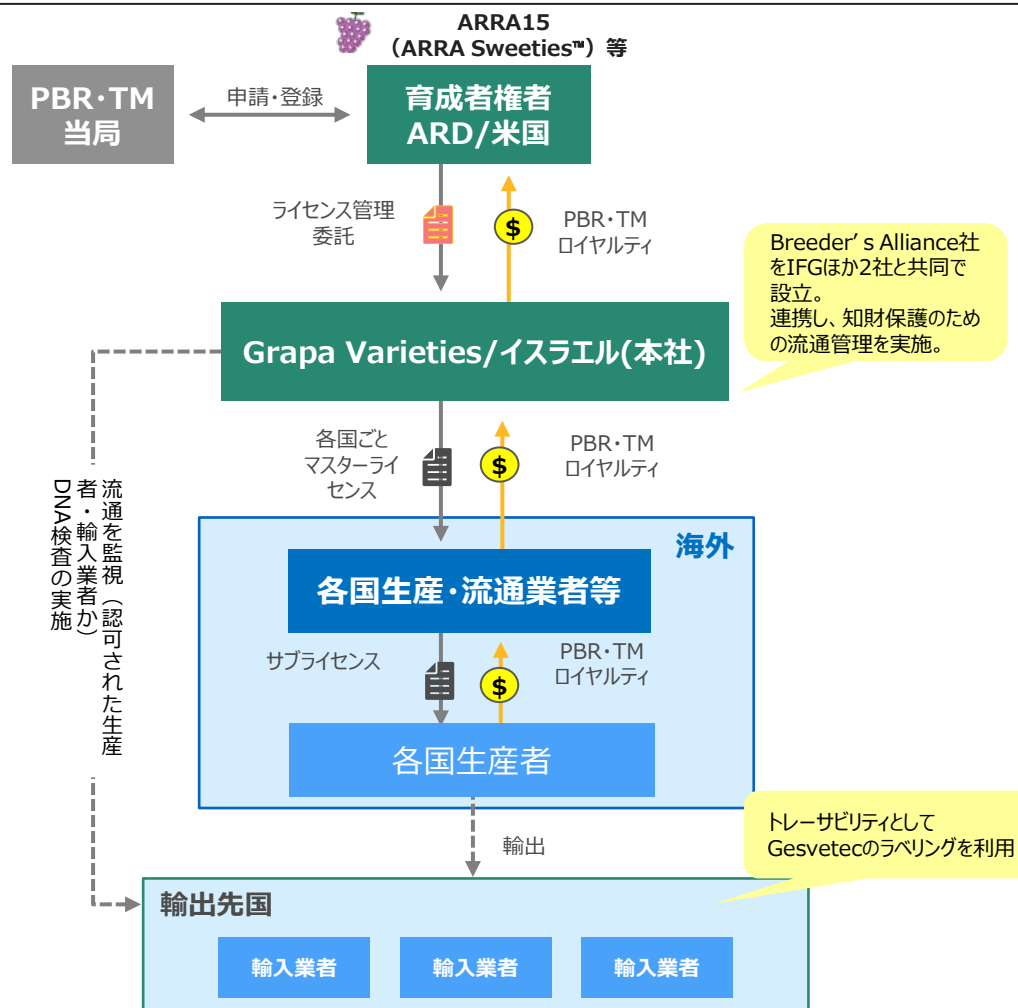
-  : ライセンス契約
-  : 委託
-  : ロイヤルティ

■ **ポイント**：トレーサビリティの体制を確立し、流通を監視することによって侵害を防止・知財を管理。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	ARD/米国
組織区分	民間企業
IP管理機関	－
IP商業化機関	Grapa Varieties/イスラエル
地域ML	あり
スキームの分類	IP商業化自社実施型 (※GrapaはARDの関連会社のため、この分類としている)
品目/品種名	ブドウ/ARRA15 (ARRA Sweeties™)
対象の権利	育成者権、商標権
生産国	【UPOV91加盟国】 EU、北米、オーストラリア、モロッコ、チュニジア 【UPOV78加盟国】 ブラジル、南アフリカ 【UPOV非加盟国】 インド、ギリシャ、ナミビア
輸出先国	－
ライセンシー	生産者・小売業者等
ライセンス料	－
ビジネスモデル概要	IP商業化機関及び各国MLを通じてライセンスングしている事例

スキーム



4. ブドウ：ARD LLC 詳細

項目	詳細
品種登録	・ARD自身にて実施。
栽培試験・市場性調査	—
契約管理	・ GrapaVarietiesにARRA品種の知財管理を委託。 ・Grapaは、展開先各国ごとにPBR及び商標のMLを付与。 —各国MLはそれぞれの国で生産者にサブライセンスを付与。
契約内容 (種苗増殖・生産・流通販売)	【生産・流通販売】 Grapaは、 PBR及び商標に基づきライセンス。 —各国MLは各国生産者にサブライセンスを実施。ロイヤルティを回収する。
ロイヤルティについて	・生産者より、PBR及び商標に基づくロイヤルティを徴収していると推測。詳細は不明。
生産・流通の管理	・ Gesvatecのラベリングを利用してトレーサビリティを実施。 認可された生産者・輸入業者か、流通を監視。
マーケティング	・Grapaが実施
侵害監視	・ 流通監視を行うことによって、侵害を監視。違法収穫物を輸入時点で差し止めることが可能。 — 差止の際には、DNA検査を活用。
その他特記事項	・IP管理機関及び一部MLにおいて、流通管理の仕組みを確立し、知財を管理。 ・UPOV非加盟国であるインドにも進出。(詳細後述)

5. カンキツ：ARO(イスラエル国立農業研究所) 概要

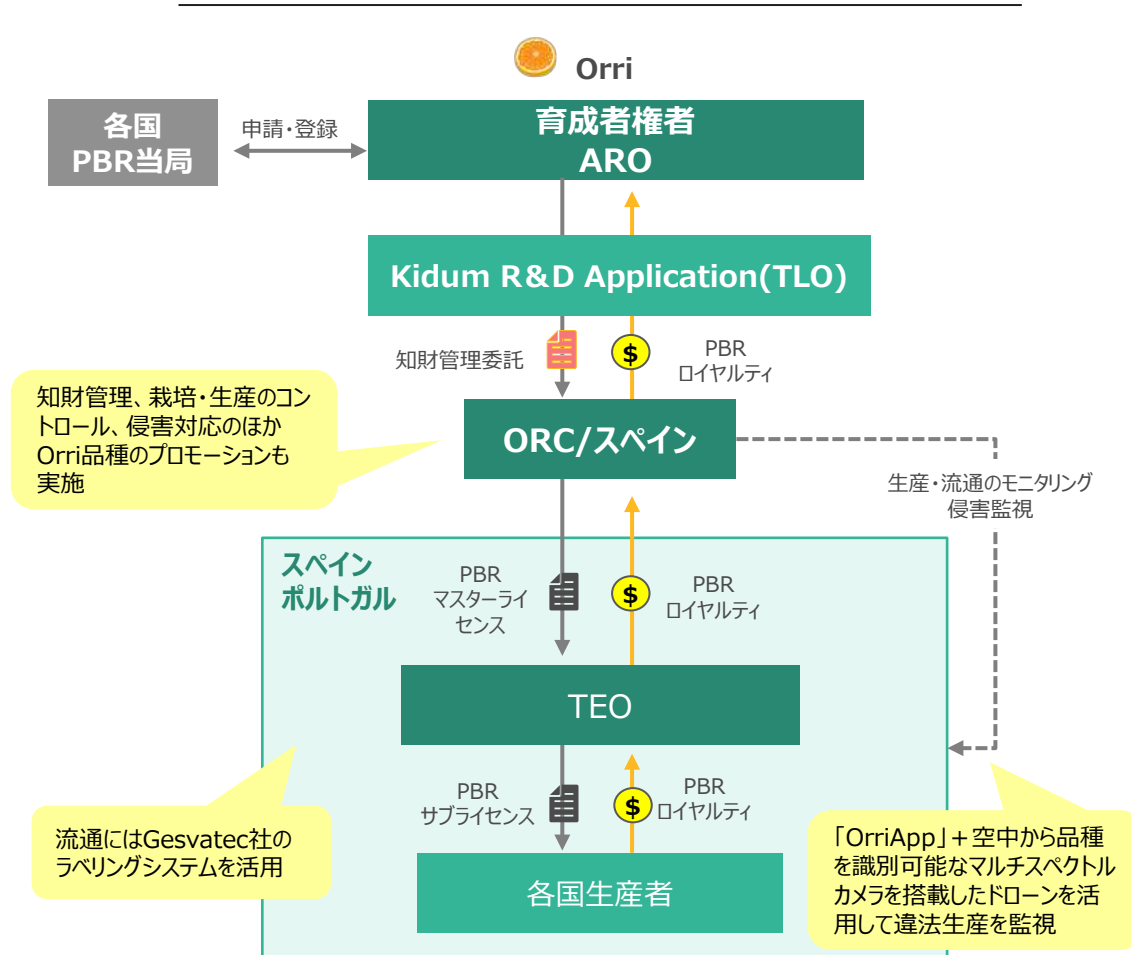
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

■ **ポイント**：侵害監視にトレーサビリティシステムやセンシング技術を活用することで、知財保護の実効性を担保。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	ARO(イスラエル国立農業研究所)/イスラエル
組織区分	公的機関
IP管理機関	—
IP商業化機関	ORC(Orri Running Committee)
地域ML	The Enforcement Organization, S.L.(TEO)/ポルトガル、スペイン
スキームの分類	IP商業化委託型
品目/品種名	カンキツ（マンダリン）/Orri
対象の権利	育成者権
生産国	【UPOV91加盟国】イスラエル、スペイン 【UPOV78加盟国】ポルトガル
輸出先国	—
ライセンシー	各国生産者
ライセンス料	—
ビジネスモデル概要	IP管理機関及び地域MLを通して知財を管理。

スキーム



5. カンキツ：ARO(イスラエル国立農業研究所) 詳細

項目	詳細
品種登録	・AROのTLO(技術移転機関)であるKidum R&D Applicationsにて出願・登録。 －登録国：EU、スペイン、米国、アルゼンチン、ウルグアイ、ペルー、オーストラリア、南アフリカ ・登録費用は、ロイヤルティより回収することとしている。
栽培試験・市場性調査	－
契約管理	・Orri品種の知財管理は、ORC(Orri Running Committee/スペインの生産者団体・NPO)にて実施。 －TEOにスペイン・ポルトガルにおけるマスターライセンスを付与。 ・TEO(The Enforcement Organization, S.L.)はスペイン・ポルトガルの生産者にサブライセンスを付与。
契約内容 (種苗増殖・生産・流通販売)	【生産・流通販売】 PBRに基づきライセンス。TEOはスペイン・ポルトガルにおける独占的ライセンス(ML)を受ける。 MLは各国の種苗業者・生産者にサブライセンスを実施。 －ライセンシーとの契約には報告義務あり(年間の生産量等)、TEOはサブライセンシーの生産量等を取りまとめORCに報告する。
ロイヤルティについて	－ ※2013～2016年3月ごろまで無許可で栽培されていたOrri品種の既存農場の正規ライセンスのプロセスが実施された。 その際のロイヤルティは、60ユーロ/1株。
生産・流通の管理	・ORCにおいて、TEOからの報告書によって年間の生産量を把握。 ・Gesvatec社のラベリングシステムを活用。契約内容と生産量のモニタリングを実施している。
マーケティング	・ORCにて実施。Orri品種のプロモーションを主に実施している。(広告宣伝・スポーツチームのスポンサー契約等)
侵害監視	・ORCにて実施。 －Gesvatec社のラベリングシステムを活用し、市場に出回る非正規品・非正規産地のOrri果実の売買を監視・検出している。 －農場の検出に、「OrriApp」+ 空中から品種を識別可能なマルチスペクトルカメラを搭載したドローンを活用し、違法栽培を検出。 －TEOと主要な研究センターと提携して開発されたDNAマーカーを利用。市場で入手可能な他の品種と比較して、Orriを明確に識別可能。 ・侵害があった際は、①圃場の植物体の除去②品種の生産・販売の停止③損害賠償の支払い を実施。
その他特記事項	・Orri品種は無許可栽培が広がっていたところ、2013～2016年の間に正規ライセンスのプロセスが実施された経緯。 －2016年3月までに、品種に対するロイヤルティ(60ユーロ/1株)を支払うことで、正規のライセンス生産に移行した。 ・侵害監視にトレーサビリティシステムやセンシングを活用することで、スペイン・ポルトガルの無許諾栽培をほぼすべて検出可能としている。 ・スペインにて侵害対応事例あり。無許可で100kg以上の果実を販売し、損害額は約4,500ユーロとなった。違反農家は逮捕。

6. イチゴ：UF/IFAS(フロリダ大学食品農業科学研究所) 概要

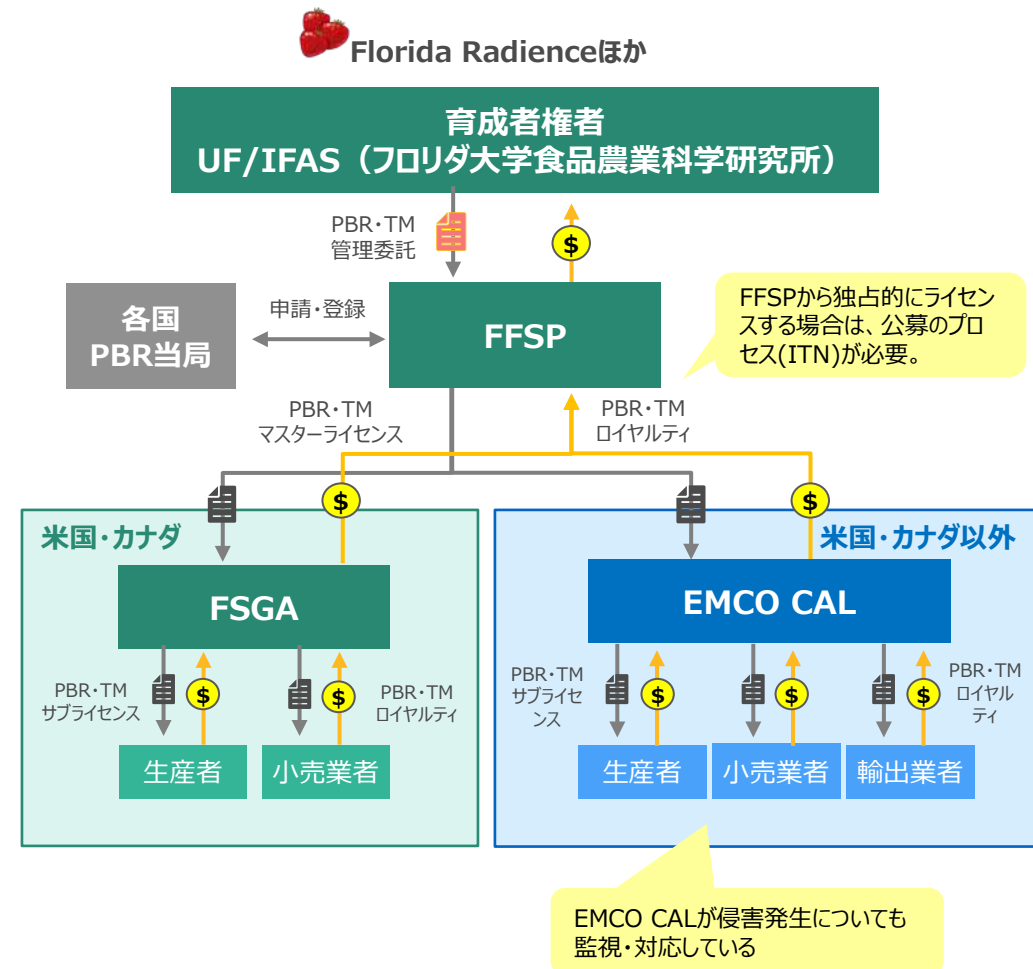
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

- **ポイント**：品種の独占的ライセンスには公募が必要。公的機関の品種として公平性を担保する仕組みとしている。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	UF IFAS（フロリダ大学食品農業科学研究所）/米国
組織区分	公的機関
IP管理機関	Florida Foundation Seed Producers Inc. (FFSP)
IP商業化機関	Florida Strawberry Growers Association (FSGA) /米国・カナダ Ekland Marketing Co. (EMCO CAL) /米国・カナダ以外
地域ML	あり
スキームの分類	IP商業化委託型
品目/品種名	イチゴ/Florida Radianceほか20品種
対象の権利	育成者権、商標権
生産国	【UPOV91加盟国】米国・カナダ、スペイン、エジプト、モロッコ 【UPOV78加盟国】イタリア
輸出国	EU、中東（サウジアラビア、クウェート、トルコ）、ロシア、中国、米国、日本
ライセンシー	生産者・小売業者等
ライセンス料	－
ビジネスモデル概要	育成者権者が育成者権利機関やマスターライセンシーを通し現地の生産者にライセンスングをしている事例

スキーム



6. イチゴ：UF/IFAS(フロリダ大学食品農業科学研究所) 詳細

項目	詳細
品種登録	・UF/IFASの知財管理機関であるFlorida Foundation Seed Producers(FFSP)にて代理出願。
栽培試験・市場性調査	・ライセンシーにて実施。
契約管理	・UF/IFASは開発した品種の知財管理をFFSPに委託。 ・FFSPは米国内及び海外の生産者に品種のライセンスを実施し、ライセンシーよりロイヤルティを徴収する。 －米国内・カナダのマスターライセンシー：Florida Strawberry Growers Association(FSGA) －海外のマスターライセンシー：EkkandMarketing company of California(EMCO CAL) ・マスターライセンシーより、各国生産者・販売業者へサブライセンス。
契約内容 (種苗増殖・生産・流通販売)	・PBR・商標に基づきライセンス。 【契約締結まで(FFSPより独占的許諾を受ける場合)】 ・プロポーザル形式にてFFSPによる審査・検討のプロセス(ITN)を実施。 －提案企業に対して、過去実績・品種ビジネスモデル・商業化に関する行動計画・マーケティング及び生産計画の詳細を求める。 －審査原則は、①フロリダ州への裨益②UF/IFAS への裨益③育種プログラム・育成者への貢献④食料安全保障の観点 としている。 【生産・流通販売】 ・MLは各国の生産者・販売業者に対してサブライセンスを行う。
ロイヤルティについて	－
生産・流通の管理	・海外のMLであるEMCO CALにおいては、サブライセンシーの生産者に対しての技術的サポートを実施し、生産・品質を担保。
マーケティング	・MLにて実施。(FFSPより独占的許諾を受ける際に、商業化・マーケティングの計画についても審査されている)
侵害監視	・海外のMLであるEMCO CALにおいては、現地にて監視を実施。(詳細は不明) －侵害時には、輸出先(EU)での輸入差止めを実施。その後、違法栽培国(エジプト)において正規のライセンス契約を締結し、手数料及びロイヤルティを徴収した事例あり。
その他特記事項	・UF知的財産ポリシーに基づき、ロイヤルティ収入の70%が育種プログラムに還元・再投資される。

7. イチゴ：Driscoll's 概要

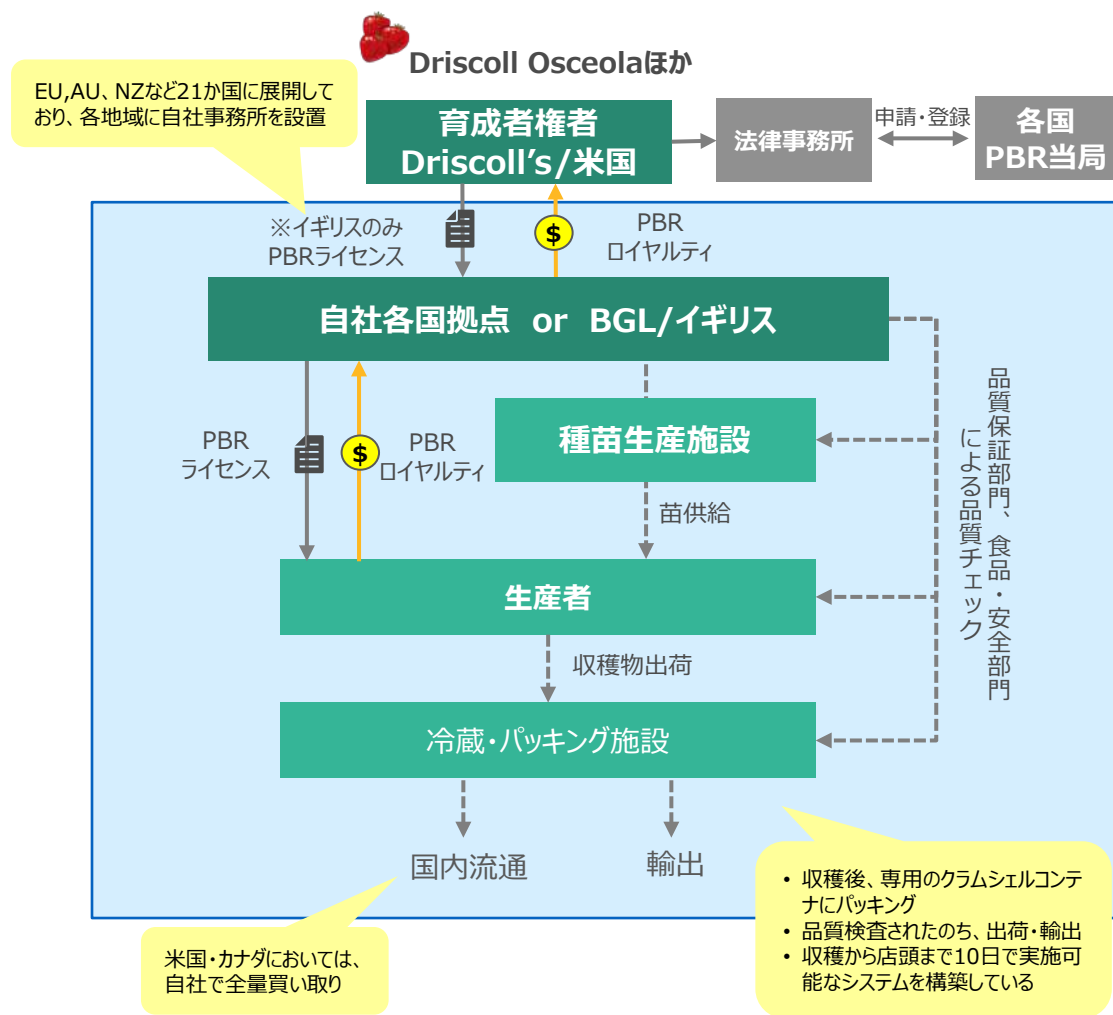
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

■ **ポイント**：品種育成からライセンシング、マーケティングまで自社で実施しており、自社ブランドとして確立している。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	Driscoll's/米国
組織区分	民間企業
IP管理機関	—
IP商業化機関	—
地域ML	—
スキームの分類	IP商業化販管一体型
品目/品種名	イチゴ/Driscoll Osceola等多数の自社開発品種
対象の権利	育成者権、商標権
生産国	オーストラリア、ニュージーランドなど21か国
輸出国	—
ライセンシー	生産者・小売業者等
ライセンス料	—
ビジネスモデル概要	育成者が権利取得からライセンシングまでを行う事例

スキーム



7. イチゴ：Driscoll's 詳細

項目	詳細
品種登録	・各国の法律事務所を通じて、自社で出願・登録を実施。
栽培試験・市場性調査	自社で実施。（栽培試験の具体的な情報は不明） －自社において、品種の食味試験等を実施。
契約管理	・ Driscoll'sより各国自社拠点を通じて、種苗業者・生産者ヘライセンス。 ・イギリスにおいては、Berry Gardens Limited (BGL)が同国においてのマスターライセンシーとなり、種苗業者・生産者ヘサブライセンス。
契約内容 （種苗増殖・生産・流通販売）	【種苗増殖】 ・EUにおいては、Driscoll's Plants社により種苗増殖・供給。（増殖委託契約だと想定される。） 【生産・流通販売】 ・PBRに基づきライセンス。 － 米国・カナダでは、生産された果実をDriscoll'sが全量買い取り。 生産者はGAPに沿って栽培をする必要がある。 －生産された果実の品質を監視しているほか、独立監査人による定期的な検査が実施される。不適格な果実はDriscoll'sではなく、より低品質な下位のブランドとして販売される。
ロイヤルティについて	－
生産・流通の管理	・ Driscoll's社内に品質保証部門があり、生産された果実の品質を監視 しているほか、独立監査人による定期的な検査が実施される。 不適格な果実はDriscoll'sではなく、より低品質な下位のブランドとして販売される。 ・ バーコードベースの在庫追跡システムを導入し流通を管理。すべての収穫物のほ場と収穫日を特定可能。
マーケティング	・Driscoll's自身にて実施。（広告、イベント、店頭でのアクティベーション）
侵害監視	－
その他特記事項	・現在、イチゴにおいて101品種を世界各国に出願・登録し、延べ154品種が登録されている（一部出願後取り下げられたものも含む）。 ・Driscoll'sの研究開発費はマーケティング費用の約4倍とのこと。

8. イチゴ： Fresh Forwards Breeding & Marketing 概要

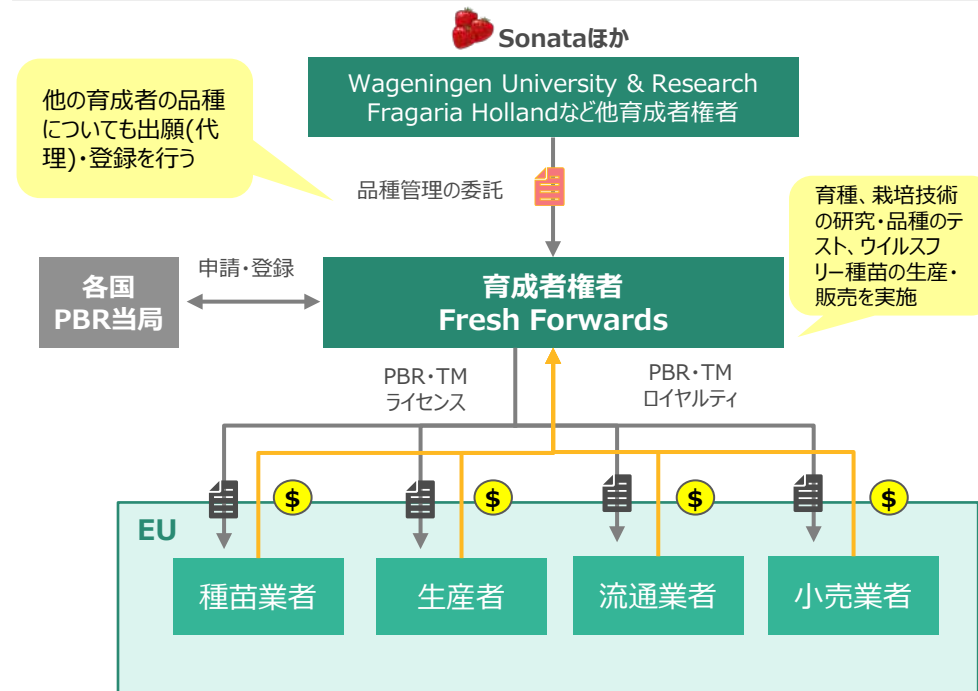
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

■ **ポイント**：育成者自身で種苗業者～小売業者までそれぞれライセンス契約を行うことで、生産・流通を管理。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	Fresh Forwards/オランダ ワゲニンゲン大学、Fragaria Holland
組織区分	民間企業
IP管理機関	—
IP商業化機関	—
地域ML	あり
スキームの分類	IP商業化自社実施型
品目/品種名	いちご/sonata等多数の自社開発品種
対象の権利	育成者権、商標権
生産国	【UPOV91加盟国】EU(オランダ、ドイツ、ベルギー等)
輸出国	EU
ライセンシー	種苗業者・生産者・流通業者・小売業者
ライセンス料	・ライセンス開始料金、許諾料 許諾料：苗木の増殖面積・本数によって徴収
ビジネスモデル概要	育成者権者自身が権利取得からライセンシングまで行う事例

スキーム



・ライセンシーはFresh Forwardsへ毎年、増殖面積・エリア・ほ場名・住所、ロット番号等の情報を報告する。

→Fresh Forwardsは育成者・生産者・小売業者(スーパーマーケット)まですべての段階でライセンス契約を結ぶ「チェーンコンセプト」を採用し、苗の品質と数量をサプライチェーンの中でチェックしコントロール。

8. イチゴ： Fresh Forwards Breeding & Marketing 詳細

項目	詳細
品種登録	Fresh Forwards自身にて実施。 自社で開発した品種に加えて、ワーゲニンゲン大学・Fragaria Holland等の品種も代理出願・登録。
栽培試験・市場性調査	－
契約管理	Fresh Forwardsより、種苗業者・生産者・流通業者・小売業者へライセンスを実施。 Fresh Forwardsはライセンシーとの間で、許諾に関する包括的な基本許諾合意書と品種ごとに許諾契約書を締結。
契約内容 (種苗増殖・生産・流通販売)	【種苗増殖・生産】 Fresh Forwardsより、種苗業者・生産者へライセンスを実施。 －非独占的で譲渡不可能な許諾。 －増殖した苗について、植物病害検査による認証取得義務あり。 －苗の増殖方法・ほ場等について、毎年の報告義務あり。 －無断栽培はFresh Forwardsによって破棄できる。破棄に伴って発生したライセンシーの損害はライセンシーが負担する。 【流通販売】 Fresh Forwardsより流通業者・小売業者へライセンスを実施。 －ライセンシーは輸送・選別/調整、自社内での保存の際に、使用される箱やパレットに正しい品種と割り当てられたロット番号を記載したラベルを貼付する義務がある
ロイヤルティについて	PBR・商標に基づき徴収。 － ライセンス開始料金及び許諾料(ランニングロイヤルティ) －許諾料は増殖面積・方法・使用した苗木の数に応じて決定。苗木の段階で徴収
生産・流通の管理	・Fresh Forwardsにて管理。ライセンシーより、苗増殖状況等の報告を受けることで生産状況を把握。 ・ 育成者・生産者・小売業者(スーパーマーケット)まですべての段階でライセンス契約を結ぶ「チェーンコンセプト」を採用し、苗の品質と数量をサプライチェーンの中でチェックしコントロール。 ・ 生産者・卸売業者に留まらず、特定の小売業者(スーパーマーケット)しか取引できない契約とし、流通を管理。
マーケティング	Fresh Forwardsにて実施。 －Fruit Attraction等の展示会に参加。 －消費者グループ等を通して、スーパーマーケットで扱う商品への関心や希望について聞き取るマーケットリサーチを実施。
侵害監視	侵害を監視する者を雇用し、自社での発見体制を構築。 － 社内弁護士や他国で連携できる弁護士を雇用・確保。 －訴訟の際にはFresh Forward Holdingsが当事者となるが、法律事務所が代理で対応。基本的に円満解決の方向性。
その他特記事項	・Fresh ForwardsはFragaria Hollandとワーゲニンゲン大学とのジョイントベンチャー。 ・職員は15名。このうち5～6名がマーケティング業務・その他は育種に従事している。

9. カンショ：LSU AgCenter (ルイジアナ州立大学農業センター) 概要

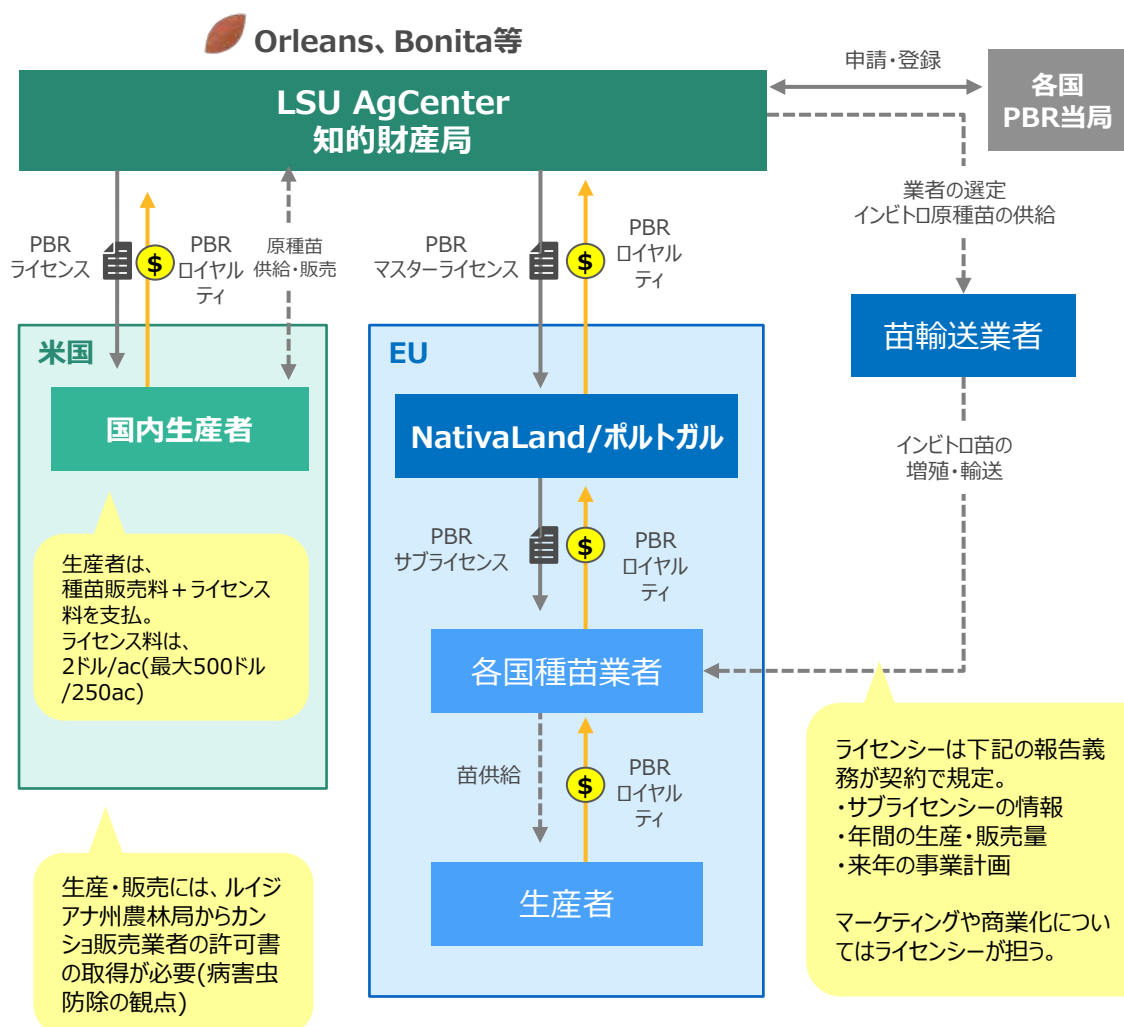
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

- ポイント：ライセンシーを通じて知財管理を実施。カンショの栽培面積に対してロイヤルティを徴収している。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	LSU AgCenter/米国
組織区分	公的機関
IP管理機関	—
IP商業化機関	—
地域ML	NativaLand/ポルトガル（EU）, Aus Sweetpotato Seed（オーストラリア）
スキームの分類	IP商業化委託型
品目/品種名	カンショ/Orleans、Bonitaほか
対象の権利	育成者権
生産国	【UPOV91加盟国】 EU、オーストラリア 【UPOV78加盟国】 アフリカ、南アメリカ（個別国名不明）
輸出国	—
ライセンシー	種苗業者・生産者
ライセンス料	栽培面積に対するロイヤルティ 国内：2ドル/ac(最大500ドル/250ac)
ビジネスモデル概要	国内では育成者権者が、海外では各国MLを通してライセンスングしている事例。

スキーム



9. カンショ：LSU AgCenter（ルイジアナ州立大学農業センター）詳細

項目	詳細
品種登録	・LSU AgCenterが育成した品種は、 同センター知的財産管理局にて実施。
栽培試験・市場性調査	・ ライセンスにて市場性調査等のマーケティングを実施。 （契約上の努力義務に規定）
契約管理	・ 各国MLとの契約はLSU自身で実施。 ・各国MLとサブライセンス（種苗業者・生産者）との契約はMLにて実施。
契約内容 （種苗増殖・生産・流通販売）	【種苗増殖・輸送】 海外へのインビトロ種苗増殖・輸送については、LSUで選定した業者に許諾。（契約詳細・個社名等は不明。） 【生産・流通販売】 PBRに基づきライセンス。NatalandはEUにおける独占的ライセンス(ML)を受ける。オーストラリアではAus Sweetpotato Seedがマスターライセンス。 MLは各国の種苗業者・生産者にサブライセンスを実施。 ーライセンスとの契約には報告義務あり(サブライセンスの情報/年間の生産・販売量(サブライセンス分含む)/翌年の事業契約) ーマーケティング・商業化の取組が努力義務として規定。 ーマイルストーン条項あり。ライセンスは毎年が達成されたかどうかを、マイルストーン達成当日またはその前日に書面でLSUに報告。 達成期限から60日以内にマイルストーンが達成できなかった場合、LSUはライセンスに違反の通知を実施。 通知から30日以内に達成できない場合、LSUは契約を解除することが可能。
ロイヤルティについて	・PBRに基づき徴収。 ・国内でのライセンスについては、原種苗提供時に徴収。オーストラリアでは栽培面積に基づきロイヤルティを徴収している。新規栽培者からは初期ロイヤルティも徴収。 ー面積あたりロイヤルティ：ライセンス料は、2ドル/ac(最大500ドル/250ac)、1ac未満である場合は免除。
生産・流通の管理	・各国MLにて管理、LSUは毎年の報告書によりサブライセンスや生産状況を把握する。 ※国内流通に関しては、ルイジアナ州農林局による種苗生産・販売の許可書が必要。病害虫防除の観点から、種苗販売業者は管理される。
マーケティング	・ ライセンス及び各国サブライセンスにより実施される。契約上に努力義務が規定。 （上述）具体的な手法・実例等は不明。
侵害監視	・オーストラリアでは、マスターライセンスであるAus Sweetpotato Seedが栽培面積の監視を行っている
その他特記事項	・米国では、カンショ品種開発を実施する営利企業がない。大学のプログラムが唯一の新品種供給源となっている。 ・生産者は通常2年ごとに種苗を購入する必要がある。 ・オーストラリアではウイルス圧が強く、ウイルスフリーの苗を正規ルートで入手する必要があるとのこと

新規性や未譲渡性の要件が満たせない等の理由で、一部の国で品種登録ができなかったケース

▶ チリにおける事例

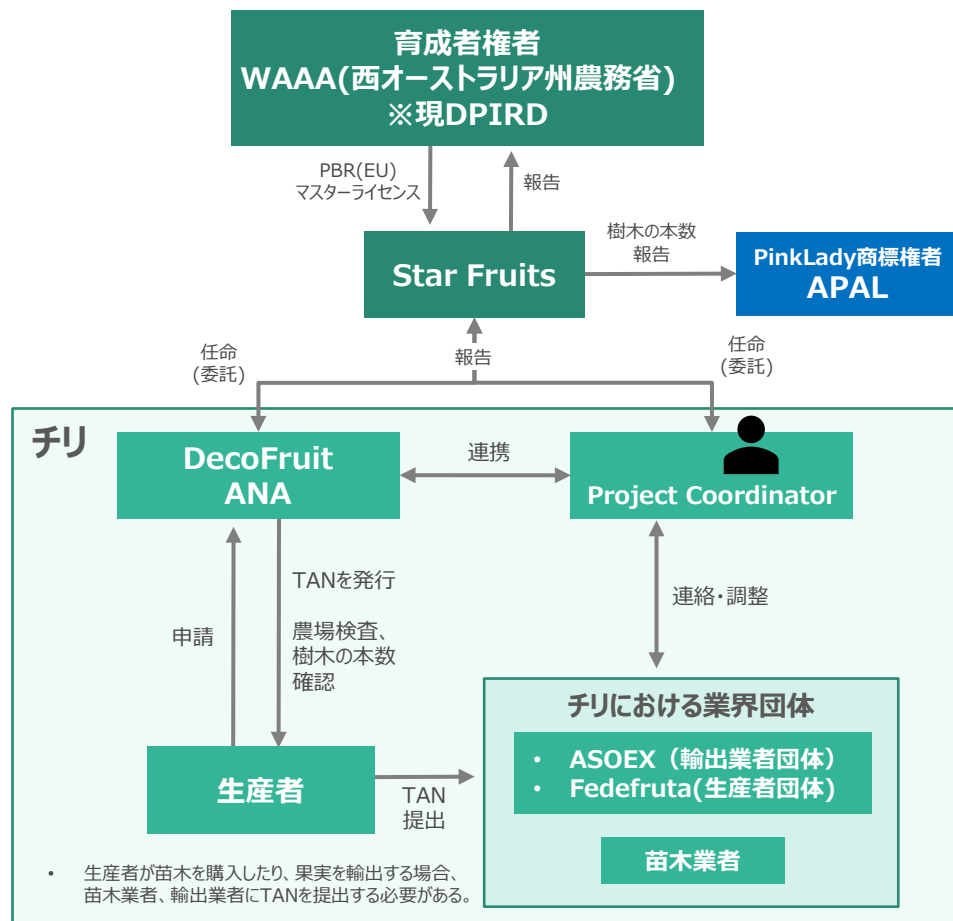
チリにおけるPink Lady品種展開について

- チリにおいては新規性喪失により、Cripps Pinkの育成者権が消失。EUの育成者権に基づき、樹木の植栽の報告を義務付けることで管理を実施し、非許諾果実のEU輸出を監視している。
- 2018～2019にかけて、それまで非許諾で生産されていたCripps Pink、Rosy Glowの樹をすべて登録し、管理するための取り組みが実施された。

展開経緯

1900年代半ば	・ AIGN加盟の種苗会社VR(ヴィヴェロスレキノア) により、チリにおいてCripps Pinkが品種登録される ・ 現地の苗木業者により新規性の喪失が最高裁まで争われて、敗訴したためにCripps Pinkの育成者権が消失
1995年～	・ WAAA（西オーストラリア州農業局）から許諾を受け同社によりCripps Pinkの樹の認可手続きが開始
2008年～	・ VRの代理店として、Global Licensing Association（GLA）社が認可手続きを開始
2018年～2019年	・ Star Fruits Chile SpA (SFC)が2018年8月29日にチリの事業体として設立され、同日、WAAAは同事業体にライセンスを付与 ・ 植栽されているすべてのCripps Pink およびRosy Glowの樹木の数を申告することが義務付けられる ・ チリにおけるCripps Pinkの樹木の認可手続きが終了（TAN; Tree Authorisation Noticeを発行）
2019年～	・ 申告された農場の監査 ・ 輸出モニタリングの実施

認可のスキーム



チリにおけるPink Lady品種許諾について

- チリでPink Lady品種（Cripps Pink/Rosy Glow/Lady in Red）の種苗を増殖・販売および果実の生産、輸出するためにはTAN認証を得る必要がある。

Pink Lady品種の管理状況

品種	管理機関	品種登録	登録料
Cripps Pink	Viveros Requinoa (~2008) GLA(2008~2013)	なし	0.5\$/tree
Rosy Glow	ANA	登録	1.6\$/tree
Lady in Red	ANA	登録	不明

- 2019年以降チリにおいては、果実をEUに輸出する可能性のあるCripps Pinkの種苗を新たに生産・販売、植栽することは認められていない
- ANAが認可した苗木業者によるRosy Glow, Lady in Redの種苗が唯一の供給源
- Rosy Glowの育成者はFleming's Nursery Pty. Ltd.として登録されている

TAN（Tree Authorisation Notice）

申請時に必要な情報

- 連絡先
- 果樹園の所在地
- ブロック識別番号とそれに対応するSAG番号
- Cripps Pinkの正確な樹木番号
- VRまたはその代理人であるGLAによる事前認可の証明書
- その樹木が過去に認可を受けていない場合は、その旨を明記すること。

許認可の内容

- SF が認可した種苗会社以外ではCripps Pinkの樹を増殖してはならず、生産者はそれらの種苗会社以外からCripps Pinkの樹を調達しないことを約束する。（EU に輸出する果実を生産するための樹木にのみが対象）
- Viveros Requinoa（VR）またはグローバル・ライセンス協会（GLA）に申告済みの樹木には、手数料は適用されない。
- VRまたはGLAに申告していないCripps Pinkの木のロイヤリティは以下の通り：
 - 1本あたり 0.50米ドル + 付加価値税
 - 樹木認可料は、2019年4月30日までに50%、2019年10月30日までに残額を2回に分けて支払う。
- スターフルーツ社および／または ANA、またはその代理人は、Cripps Pinkの樹の申告を確認するため、果樹園を訪問する権限を有する。生産者が虚偽の申告をした場合、それが苗木の本数であれ、申告した品種（クリップスピンク／Rosy Glow）であれ、樹木の認定は無効となる。

<https://www.crippspinktreeschile.com/gallery/cripps%20pink%20rosy%20glow%20%20communique%20english%2017-10-2018.pdf>

チリからEU及び英国への輸出の際のモニタリングについて

- チリで生産されたPinkLady品種(CrippsPink/RosyGlow)はEUの育成者権に基づき、輸出入の水際で権利行使される。輸出入におけるモニタリングについては以下の手法で実施。

モニタリングツール

CSG番号 →TAN認証を受けている生産者かどうか？

- 認可されたクリプスピンクとロージーグローの各農園は、チリ国立植物保護機構（Servicio Agrícola y Ganadero - SAG）により認可された果実が栽培された農園の公式参照コード（CSG）と紐づけられている。
- CSG番号のリストの最新版はWEB上でアクセス可能（<https://www.crippspinktreeschile.com/gallery/00-CSG%20number%20on%20line%20on%2029-08-23.pdf>）

承認証明書（コンプライアンスプロトコル） →認可された輸出業者かどうか？

- スターフルーツは輸出業者に対するに任意の証明書を付与しており、制限なくEU および英国の市場へアクセス可能となる。証明を受けるためには以下の義務が課せられる。
 - ✓ チリからPink Ladyを輸出するための輸出業者には以下が輸入者がスターフルーツ社にいつでも果実の原産地を証明できるように、EU および英国への出荷の詳細をすべて輸入者に知らせること。
 - ✓ チリ国外に出荷されたCSG番号と果実の量を毎月、また要求があればいつでもスターフルーツ社に報告すること。
- スターフルーツ社は、チリから EUおよび英国に輸入されるクリプスピンクおよびロージーグローのリンゴの認定原産地を証明することを EU および英国のチリの輸出業者および輸入業者に要求する権利および能力を有する。
- 要求に応じてスターフルーツ社に報告することができるように、欧州の輸入業者（EU および英国）が CSG 番号を確実に入手できるようにするため、すべての輸出業者は、輸出荷物のために作成される各パッキングリストに CSG 番号が記載されていることを確認する必要がある。

EUのSTAR FRUITSと英国のCOREGEOは、EUと英国に輸入される果実について無作為の検査を実施

違反が発見された場合の対処

- 果実がCSG番号の公式リストに含まれていない無許可の生産者から梱包されたものであることが確認された場合、または、スターフルーツが輸出業者や輸入業者から EU や英国に入る果実の正確な原産地を入手できない場合、スターフルーツは関税措置を発動し、果実は EU と英国の税関でブロックされ、EU と英国国内での販売が拒否される。
- スターフルーツ社は、クリプスピンク種および／またはロージーグロー種の共同体植物品種権の侵害に基づき、EUおよび英国の仕向地においていかなる法的措置もとる権利を有し、そのような状況においてスターフルーツ社が被った損害および費用について、輸出業者および輸入業者に賠償を求める権利を有する

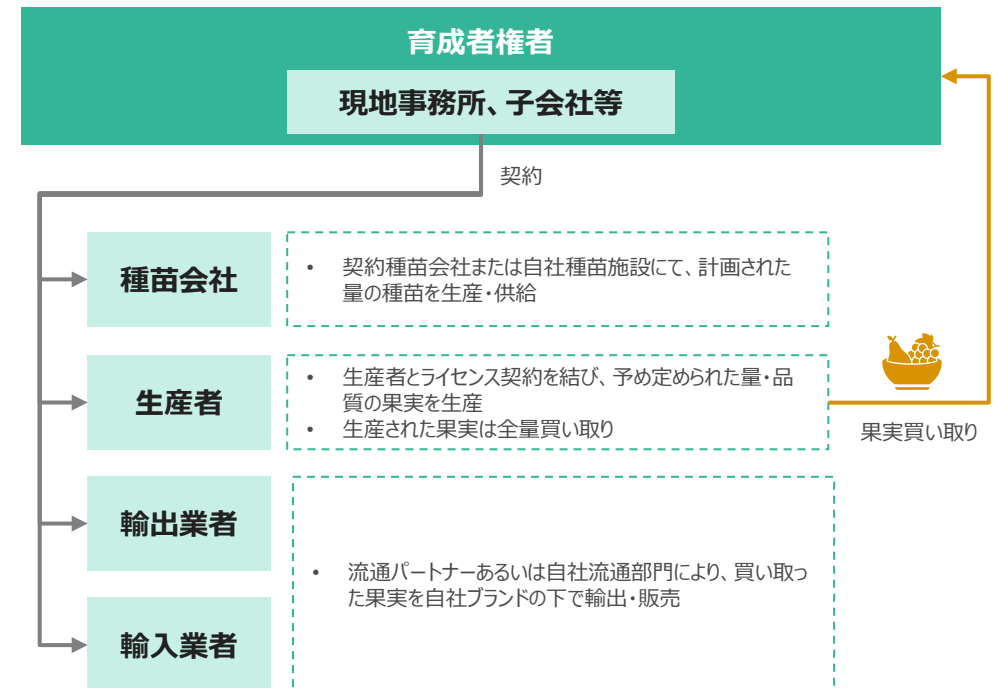
第2章 世界における品種ライセンス・ビジネスモデルの考察

①IP商業化販管一体型

- 契約管理、生産・流通管理、マーケティング、侵害監視対応、ライセンシング業務の大部分を自社リソースで包括的に実施する。果実の生産量や流通量、品質をコントロールし、自社ブランドの下で販売する。

ライセンスビジネスの要素	詳細
IP管理・商業化機関	なし
ML	なし
対象の権利	育成者権、商標権
品種登録出願	法律事務所に委託
栽培試験	自社圃場や契約農場にて実施
種苗増殖	自社圃場や契約種苗会社にて実施
生産	- 契約農家にて生産、全量買い取り - 作付け面積や生産量、品質をコントロール
流通	- 買い取った生産物を自社ブランドの下で流通・販売 - 冷蔵・配送施設の建設や流通業者の買収などにより、流通をコントロール
マーケティング	自社で実施
本パターンに該当する事例	Driscoll's, Zespri

基本的なスキーム



ポイント

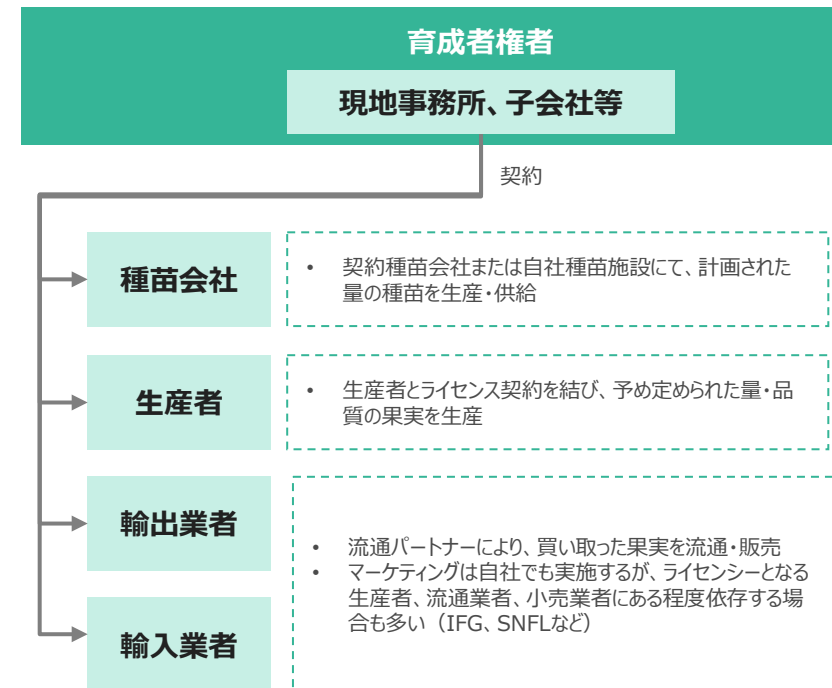
- 品種の開発、種苗増殖・供給、流通・輸出、販売、マーケティング等を一貫して自社リソースで行う点が特徴
- 契約農家が生産した果実を全量買い取る契約とし、自社ブランドの下で販売する
- ライセンス収入だけではなく、ブランドとしての価値を高めて果実の流通量を増加させることで、収益増加を目指している
- Driscoll'sは育種家、Zespriは生産者が由来となる組織だが、いずれも国内で生産された果実を海外で販売することを目的に海外展開が始まり、流通コストの削減や通年供給を実現するためにライセンス生産が進められたという背景がある

②IP商業化自社実施型

- 契約管理、生産・流通管理、マーケティング、侵害監視対応などの一部を知財管理会社、現地種苗会社、マーケティング会社などに外部委託し、実施する。

ライセンスビジネスの要素	詳細
IP管理・商業化機関	一部あり
ML	一部あり
対象の権利	育成者権、商標権
品種登録出願	法律事務所に委託
栽培試験	自社圃場や契約農場にて実施
種苗増殖	自社圃場や契約種苗会社にて実施
生産	- 契約農家にて生産 - 作付け面積や生産量、品質をコントロール
流通	現地の大手流通事業者や輸出入業者、法律事務所等と連携することで、流通を監視、管理
マーケティング	自社・ライセンスで実施
本パターンに該当する事例	IFG, SNFL, Grapa (ARD LLC)

基本的なスキーム



ポイント

- 品種の開発、種苗増殖・供給、流通・輸出、販売、マーケティング等を管理するが、自社リソースだけでなく外部企業と連携して実施する
- 国による知財侵害リスクや流通のコントロール度合いに応じ、異なる連携体制を構築している点が特徴

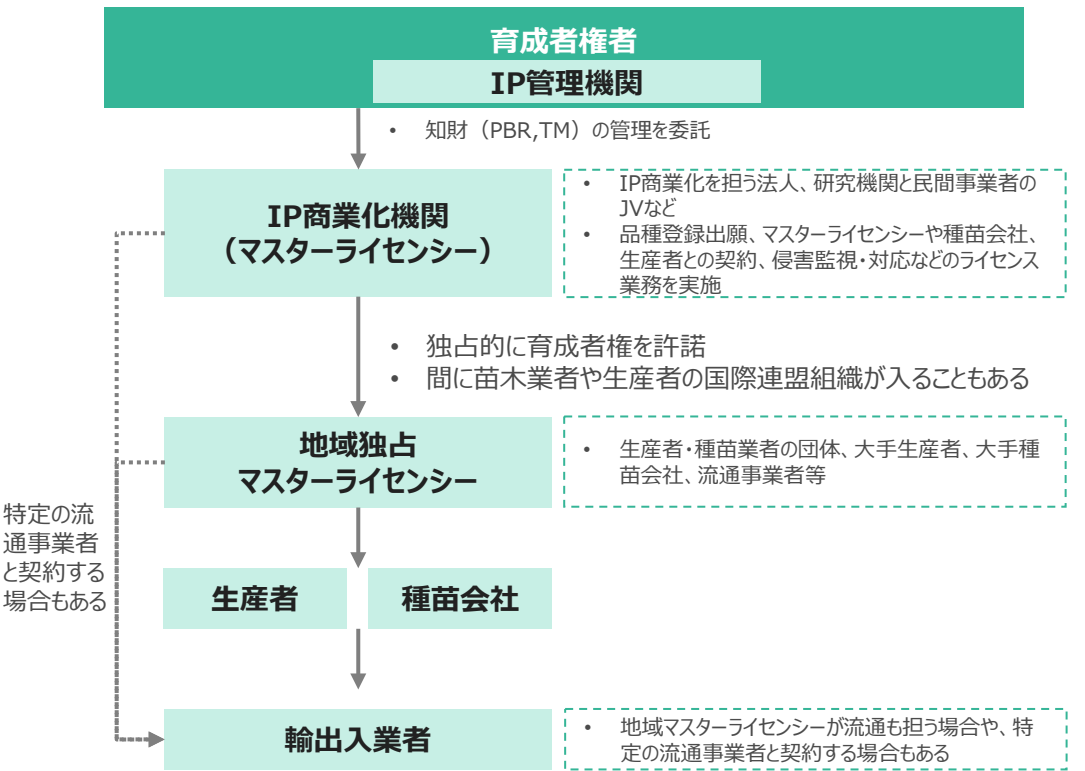
③IP商業化委託型

- 特定のIP管理機関に独占的な許諾を行い、IP管理機関が主体となり種苗業者や生産者、流通業者との契約管理、生産・流通管理、マーケティングなどを実施する。

ライセンスビジネスの要素	詳細
IP管理・商業化機関	あり
ML	あり
対象の権利	育成者権、商標権
品種登録出願	IP管理機関やマスターライセンサーが実施
栽培試験	契約農場にて実施
種苗増殖	契約種苗会社にて実施
生産	・ 契約農家にて生産 ・ 非許諾栽培の監視等を実施 ・ 生産量や栽培面積のコントロールは実施する場合としない場合がある
流通	・ 流通の監視や管理は実施する場合としない場合がある
マーケティング	実施しない/IP商業化機関やライセンサーが実施
本パターンに該当する事例	DAFWA, University of California, University of Florida (IFAS), ARC, ARO等多数

ポイント	● 品種の育成者がIP管理機関を通し、種苗業者、生産者、流通事業者等にライセンスを実施する ● ライセンスのスキームや、生産・流通へのコントロールについては、育成者自身も関与するものの基本的にはIP管理機関に依存するため、IP管理機関ごとの分析が必要
------	---

基本的なスキーム



第3章 主要国における育成者権の保護に関する法制度、判例等の調査

1. 調査対象国

- 調査対象国は以下のとおりである。日本の育成者権者が、重点対象品目(ブドウ、カキ、リンゴ、日本ナシ、柑橘、いちご及びかんしょ)に係る育成者権(Plant Variety Rights (PVR) / Plant Breeders' Rights (PBR))を海外に所在する現地パートナーに対してライセンスアウトする可能性等を考慮して、優先度の高い順に Tier1、Tier2 及び Tier3 に調査対象国を分類して、各国における育成者権保護に関する法制度や関連裁判例について、調査を実施した。

優先度	国	UPOV
Tier 1	①米国	1991
	②オーストラリア	1991
	③ニュージーランド	1978
	④南アフリカ	1978
	⑤チリ	1978
	⑥ペルー	1991
	⑦スペイン	1991
	⑧イタリア	1978
	⑨中国	1978

Tier 2	⑩オランダ	1991
	⑪フランス	1991
	⑫トルコ	1991
	⑬メキシコ	1978
	⑭ナミビア	×
	⑮インド	×
	⑯ベトナム	1991
	⑰韓国	1991
Tier 3	⑱モロッコ	1991
	⑲ギリシャ	1991
	⑳ポーランド	1991

	㉑ポルトガル	1978
	㉒ベルギー	1991
	㉓エジプト	1991
	㉔アルゼンチン	1978
	㉕ブラジル	1978
	㉖インドネシア	×
	㉗タイ	×
	㉘マレーシア	×
	㉙フィリピン	×
	㉚アフガニスタン	×
	㉛ウズベキスタン	1991

2. 調査内容

➤ 調査した内容は、各国の育成者権(PVR/PBR)保護に関する以下の各事項である。

0. 育成者権(PVR/PBR)保護の法的枠組み(根拠法令・関連規制) : Tier 1・Tier 2・Tier 3
1. 品種登録の要件 : Tier 1・Tier 2
 - (1) 新規性喪失の判断基準
 - (2) 品種登録出願時の種苗(植物体)提出の要否
 - (3) EDV の定義
 - (4) 仮保護制度(Tier 1 のみ)
 - (5) 植物検疫(Tier 1 のうち南アフリカ・チリ・ペルー : りんごとブドウの苗木を持ち込む場合に検疫上の特有の問題があるか)
2. 育成者権(PVR/PBR)の消尽に関する法制度・裁判例 : Tier 1・Tier 2
3. カスケード原則に関する法制度・裁判例 : Tier 1・Tier 2
4. 育成者権(PVR/PBR)ライセンス契約の留意点 : Tier 1・Tier 2
5. 育成者権(PVR/PBR)侵害に対する救済措置・侵害立証に関する法制度・裁判例 : Tier 1・Tier 2
6. 競争法/独占禁止法による育成者権(PVR/PBR)行使の制限 : Tier 1・Tier 2
7. 苗木・果実の所有権の帰属に関する法制度(農地への付合等) : Tier 1・Tier 2
8. Tier 3 各国における育成者権(PVR/PBR)保護制度の概要

➤ 各国の根拠法令のリスト

国名	植物品種(育成者権)保護制度を規律する根拠法令
①米国	✓ U.S. Patent Act (U.S. Patent Act (available from USPTO)) : 植物特許(Plant Patent)を保護 ✓ U.S. Plant Variety Protection Act (U.S. Plant Variety Protection Act) : 育成者権(Plant Variety Rights)を保護
②オーストラリア	✓ The Plant Breeder's Rights Act 1994 (https://www.legislation.gov.au/C2004A04783/latest/text) ✓ The Plant Breeder's Rights Regulations 1994 (https://www.legislation.gov.au/F1996B02512/latest/text)
③ニュージーランド	✓ The Plant Variety Rights Act 2022 (https://www.legislation.govt.nz/act/public/2022/0061/latest/whole.html) ✓ Plant Variety Rights Regulations 2022 (https://legislation.govt.nz/regulation/public/2022/0346/latest/LMS795947.html?search=ts_act%40bill%40regulation%40deemedreg_%22plant+variety+rights%22_resel_25_a&p=1)
④南アフリカ	✓ Plant Breeder's Rights Act No. 15 of 1976 (Plant Breeders' Rights Act (www.gov.za))
⑤チリ	✓ Law 19.342: Regulates Breeder's Rights for New Plant Varieties (https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=30709) ✓ Decree 373: Approves Regulation of Law 19.342 Regulating the Rights of Breeders of New Plant Varieties(https://www.bcn.cl/leychile/consulta/vinculaciones/reglamento?idNorma=30709&fechaVigencia=1994-11-03&clase_vinculacion=REGLAMENTO)
⑥ペルー	✓ Decision No. 345 of the Commission of the Andean Community Establishing Common Provisions on the Protection of the Rights of Breeders of New Plant Varieties (SICE - Andean Community - Decision 345_

	(oas.org)) ✓ Supreme Decree No.035-2011-PCM approving the Regulations for the Protection of the Rights of Breeders of New Plant Varieties (Supreme Decree No.035-2011-PCM) (WIPO Lex)
⑦スペイン	✓ (EUレベルの規律) European Union's Council Regulation (EC) No 2100/94 of 27 July 1994 on Community plant variety rights(https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31994R2100) ✓ (国内レベルの規律) Act 3/2000, of 7 January 2000, on the Legal Regime for the Protection of New Plant Varieties(https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2000-414&p=20201231&tn=1) ✓ (国内レベルの規律) Royal Decree 1261/2005, of 21 October 2005 (BOE-A-2005-18264 Real Decreto 1261/2005, de 21 de octubre, por el que se aprueba el Reglamento de protección de obtenciones vegetales.)
⑧イタリア	✓ (EUレベルの規律) The Council Regulation (EC) No 2100/94 of 27 July 1994 (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31994R2100) ✓ (国内レベルの規律) The Italian Intellectual Property Code (LES-ITALIA_OK.pdf (les-italy.org))
⑨中国	✓ Regulations of the People's Republic of China on the Protection of New Plant Varieties (revised in 2014) ✓ 植物新品種保護条例施行細則(農業編・林業編) <i>Implementation Rules of Regulations of the People's Republic of China on the Protection of New Plant Varieties (Forestry Part)</i> <i>Implementation Rules of Regulations of the People's Republic of China on the Protection of New Plant Varieties (Agricultural Part)</i> ✓ 種子法(http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/lfzt/rlyw/2015-04/15/content_1932988.htm)
⑩オランダ	✓ The Zaaizaad en plantgoedwet 2005(https://wetten.overheid.nl/BWBR0018040/2020-01-01)
⑪フランス	✓ (EUレベルの規律) The Council Regulation (EC) No 2100/94 of 27 July 1994 (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31994R2100)

	✓ (国内レベルの規律) The French Intellectual Property Code のうち、 ・ L623 条 1～L623 条 44 (https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006069414/LEGISCTA000006161689/#LEGISCTA000006161689) ・ R623 条 1～R623 条 60 (https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006069414/LEGISCTA000006161689/#LEGISCTA000006161689) ・ L611 条 10 (https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000019298703)
⑫トルコ	✓ The Law no. 5042 on the Protection of Breeders' Rights of New Plants Varieties entered into force on January 15, 2004(植物新品種 PBR 保護法) ✓ (https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=5042&MevzuatTur=1&MevzuatTertip=5) ✓ 植物新品種 PBR 保護法施行規則(Implementing Regulation on August 12, 2004)(https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=7089&MevzuatTur=7&MevzuatTertip=5)
⑬メキシコ	✓ The Federal Law on Plant Varieties (https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/mx/mx005en.html) ✓ The Regulations of the Federal Law on Plant Varieties (https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/mx/mx006en.html)
⑭ナミビア	✓ 植物品種の保護に関して適用可能性のある法令は以下の通り。 ○ Seeds and Seeds Variety Act 23 of 2018 (※同法の下位法令は定められていない)(https://faolex.fao.org/docs/pdf/nam188384.pdf) 種子、種苗生産者、加工業者、販売業者等の登録制度に関する法令 ○ Industrial Property Act 1 of 2012 及びその施行規則 工業所有権法(特許権、実用新案権、意匠権、商標権) ✓ ナミビア政府が批准している国際法は以下の通り。

	○ International Plant Protection Convention, 1951, as revised in 1979 ○ The 1997 International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture, 2001.
⑮インド	✓ 以下の法令によって、植物品種保護制度が規律されている。 1. The Protection of Plant Varieties and Farmer' Rights Act, 2001 (https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/1909?sam_handle=123456789/1362) 2. The Protection of Plant Varieties and Farmers' Rights Rules, 2003 3. The Protection of Plant Varieties and Farmers' Rights (Use of Denomination of Registered Variety) Rules, 2012 4. The Protection of Plant Varieties and Farmers' Rights Regulations, 2006 5. The Protection of Plant Varieties and Farmers' Rights (Criteria for Distinctiveness, Uniformity and Stability for Registration) Regulations, 2009 6. The Seeds Act, 1966 7. The Seed Rules, 1968
⑯ベトナム	✓ 以下の法令によって、同国の植物品種保護制度が規律されている。 1. Law No. 50/2005/QH11 on Intellectual Property promulgated by the National Assembly on 29 November 2005, as amended for several times in 2009, 2019, and 2022 (https://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Van-ban-hop-nhat-11-VBHN-VPQH-2022-Luat-So-huu-tri-tue-556862.aspx) 2. Decree No. 65/2023/ND-CP of the Government dated 23 August 2023 (https://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Nghi-dinh-65-2023-ND-CP-huong-dan-Luat-So-huu-tri-tue-so-huu-cong-nghiep-576846.aspx) 3. Decree No. 79/2023/ND-CP of the Government dated 15 November 2023 (https://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Nghi-dinh-79-2023-ND-CP-huong-dan-Luat-So-huu-tri-tue-quyen-doi-voi-giong-cay-trong-586871.aspx) ✓ 市場における植物品種の商業流通については、以下の法令に規定されている。

	1. The Law No. 31/2018/QH14 on Crop Production promulgated by the National Assembly on 19 November 2018 (https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Linh-vuc-khac/Luat-Trong-trot-2018-336355.aspx) 2. The Decree No. 94/2019/ND-CP of the Government dated 13 December 2019 (https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Linh-vuc-khac/Nghi-dinh-94-2019-ND-CP-huong-dan-Luat-Trong-trot-giong-cay-trong-va-can-h-tac-431023.aspx) 3. The Circular No. 26/2019/TT-BNNPTNT of the Ministry of Agriculture and Rural Development dated 27 December 2019 (https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Xuat-nhap-khau/Thong-tu-26-2019-TT-BNNPTNT-luu-mau-giong-cay-trong-kiem-dinh-ruong-giong-lay-mau-nhan-giong-432767.aspx) ✓ 植物検疫要件については、以下の法令に規定されている。 1. The Law No. 41/2013/QH13 on Plant Protection and Quarantine promulgated by the National Assembly on 25 November 2013 (as amended)(https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Linh-vuc-khac/Van-ban-hop-nhat-35-VBHN-VPQH-2018-Luat-quy-dinh-ve-Bao-ve-va-kiem-dich-thuc-vat-407195.aspx) 2. The Circular No. 30/2014/TT-BNNPTNT of the Ministry of Agriculture and Rural Development dated 05 September 2014(https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Xuat-nhap-khau/Thong-tu-30-2014-TT-BNNPTNT-Danh-muc-kiem-dich-thuc-vat-phan-tich-nguy-co-dich-hai-truoc-khi-nhap-khau-248694.aspx)
⑰ 韓国	✓ 植物新品種保護法 (https://www.law.go.kr/lsSc.do?section=&menuId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=%EC%8B%9D%EB%AC%BC%EC%8B%A0%ED%92%88%EC%A2%85+%EB%B3%B4%ED%98%B8%EB%B2%95#undefined)

	✓ 植物新品種保護法施行規則 (https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%8B%9D%EB%AC%BC%EC%8B%A0%ED%92%88%EC%A2%85%EB%B3%B4%ED%98%B8%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99)
⑱モロッコ	✓ Law No. 09-94 on the Protection of New Plant Varieties (dated 15 May 1997)(WIPO Lex) ✓ Decree No. 2-01-2324 (dated 21 March 2002)
⑲ギリシャ	✓ (EU レベルの規律) The Council Regulation (EC) No 2100/94 of 27 July 1994 (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31994R2100) ✓ (国内レベルの規律) https://www.minagric.gr/en/farmer-menu-2/plantprotection-menu/plantprotproducts-menu/1409-legplantprod-art
⑳ポーランド	✓ (EU レベルの規律) The Council Regulation (EC) No 2100/94 of 27 July 1994 (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31994R2100) ✓ (国内レベルの規律) The Act of 26 June 2003 on legal protection of plant varieties (https://isap.sejm.gov.pl/isap.nsf/download.xsp/WDU20031371300/U/D20031300Lj.pdf) ✓ その他に重要な国内法は以下の通り。 ・ The Act of 25 November 2010 on the research centre for cultivar testing ・ The Act of 9 November 2012 on seeds ・ The Act of 23 June 2022 on organic farming and organic production
㉑ポルトガル	✓ Portaria no. 940/90 of 4 October in its current version ✓ Portaria no. 263/2017 of 1 September in its current version ✓ Decree-Law no. 213/ 90 of 28 June in its current version
㉒ベルギー	✓ (EU レベルの規律) The Council Regulation (EC) No 2100/94 of 27 July 1994: Council Regulation (EC) No.

	<u>2100/94 on Community plant variety rights. FAOLEX</u> ✓ (国内レベルの規律) Art. XI.104-XI.127 of the Belgian Code of Economic Law (フランス語/オランダ語のみ : <u>LOI - WET (fgov.be)</u>)
②③エジプト	✓ The Law No 53 for the Year 1966 (https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/8361) ✓ The Law No 82 for the Year 2002 (https://www.wipo.int/wipolex/en/text/190181)
②④アルゼンチン	✓ 以下の法令及び規則によって、同国の植物品種保護制度が規律されている。 ・ Law No. 20,247 (“Ley de Semillas” or “Seeds Act”) ・ Regulatory Decree No. 2183/1991 (“Decreto Reglamentario” or “Regulatory Decree”) ・ Regulation INASE No. 35/1996 (on requirements to exercise farmer’s privilege) ・ Regulation SAGPyA No. 338/2006 (on additional requirements to exercise farmer’s privilege)
②⑤ブラジル	✓ Plant Variety Protection Law (Law No. 9456 of 1997) ✓ Decree No. 2366 of 1997 (Regulatory Decree of the Plant Variety Protection Law)
②⑥インドネシア	✓ 以下の法令によって、同国の植物品種保護制度が規律されている。 1. The Law No. 29 of 2000 on Plant Varieties Protection (https://www.wipo.int/wipolex/en/text/226832) 2. The Government Regulation No. 13 of 2004 on the Naming, Registration, Use of Original Varieties, for Essential Derived Varieties (https://www.wipo.int/wipolex/en/text/185700) 3. The Government Regulation No. 14 of 2004 on Terms and Procedures for Transfer of Plant Varieties Protection and Use of Varieties Protected by Government (https://www.wipo.int/wipolex/en/text/185699) 4. The 26 of 2021 on Agriculture as amended by Government Regulation No. 52 of 2023 5. The Minister of Agriculture (“MoA”) Regulation No. 38/Permentan/OT.140/7/2011 on Registration of Horticultural Plant Varieties

	6. The MoA Regulation No. 119/Permentan/HK.310/11/2013 on Terms and Procedure of Registration and Appointment of Plant Variety Protection Consultant 7. The MoA Regulation No. 38 of 2019 on the Release of Plant Varieties as amended by Regulation of Minister of Agriculture No. 23 of 2023 8. The MoA Regulation No. 25 of 2021 on Application for Plant Variety Protection Rights 9. The Minister of Finance Regulation No. 136/PMK.02/2021 on Guidelines for Providing Compensation Originating from Non-Tax State Revenues from Copyright Royalties to Creators, Patent Royalties to Inventors, and/or Plant Variety Protection Rights Royalties to Plant Breeders 10. The Supreme Court Regulation No. 6 of 2019 on Temporary Suspension Order (against the release of imported or exported goods from the customs area which is suspected to constitute or originate from a violation of Intellectual Property Rights)
㉗ タイ	✓ 以下の法令によって、同国の植物品種保護制度が規律されている。 ・ The Plant Variety Protection Act B.E. 2542 (1999) (<u>Plant Varieties Protection Act B.E. 2542 (1999) (wipolex-resources-eu-central-1-358922420655.s3.amazonaws.com)</u>) ・ Ministerial Regulations issued in B.E. 2546 (2003) for rules and procedure of application for new plant variety registration, for official fees of new plant variety registration, and for payment procedure of the official fees ・ Ministerial Regulations issued in B.E. 2550 (2007) for licensing and assignment of new plant variety rights
㉘ マレーシア	✓ The Protection of New Plant Variety Act 2004 (Act No. 634): https://faolex.fao.org/docs/pdf/mal47516.pdf ✓ The Protection of New Plant Variety Regulations 2008:

	http://pvpbkkt.doa.gov.my/Legislation/Regulations/PNPV%20Regulations.pdf ✓ The Administrative Guidelines on Application and Registration of New Varieties of Plants in 2008 issued by the Malaysian Department of Agriculture: http://pvpbkkt.doa.gov.my/Legislation/Guidelines/index.html
②⑨フィリピン	✓ The Philippine Plant Variety Protection Act of 2002 (https://www.wipo.int/wipolex/en/text/225014)
③⑩アフガニスタン	✓ Plant Variety Protection Law (official gazette No. 1229 on October 11, 2016): https://law.acku.edu.af/plant-variety-protection-act/ AFG182391.pdf (fao.org): ペルシャ語のみ
③⑪ウズベキスタン	✓ Law of the Republic of Uzbekistan “On Plant Varieties and Animal Breeds” (as amended on 29.08.2002) (https://lex.uz/docs/6642421)

3. 品種登録の要件

(a) Tier 1

(1) 新規性喪失の判断基準

		新規性の要件/新規性喪失事由	
①米国	新規性の要件	<u>①植物特許</u> 特許法の場合、有効出願日の 1 年以上前に品種を公的に使用、販売又はその他の方法で公衆利用を可能とする行為により、新規性を喪失する(35 U.S.C. § 102)。 <u>②育成者権(PVR)</u> 植物品種保護の場合、品種の利用を目的とした全植物、繁殖材料又は収穫材料の他者への販売又は処分によって、新規性を喪失する(7 USC § 2402(a))。	
		新規性喪失の例外	<u>①植物特許</u> 判例上、実験的使用(当該品種が意図された目的に適合しているかどうかを判断することを目的とした試験、実験)の場合、例外的に新規性を喪失しないと考えられている。 <u>②育成者権(PVR)</u> 品種の特性を確認するための試験の場合、品種の利用を目的とした販売又は処分に該当しない(7 USC § 2401(b))。
②オーストラリア	新規性の要件	国内において、出願日から 1 年遡った日より前に植物体が譲渡されていないこと 外国においては、オーストラリアでの出願日から 4 年(果樹等の場合は 6 年)より前に植物体が譲渡されていないこと (section43(6))。	

		※ 「譲渡」には賃貸や物々交換が含まれる(sell includes letting on hire and exchanging by way of barter. section3)。 ※ 新規性の定義に関して、より詳細な指針は定められていない。	
		新規性喪失の例外	育成者権者によって、又は、育成者権者の同意に基づいて、植物体が譲渡された場合に新規性を喪失するため、無断譲渡又は無断栽培によっては新規性は喪失しない。
③ニュージーランド	新規性の要件	当該品種の繁殖材料又は収穫物が、以下の期間内に流通していない場合、新規性が認められる(section 33 of the Act(1))。 (a) 国内において、申請日の 12 ヶ月以前 (b) 海外において、木本植物又はその根株、及びジャガイモについては申請日から 6 年以前、それ以外については申請日から 4 年以前	
		新規性喪失の例外	以下の場合、例外的に新規性を喪失しない(Section33(2)~(5))。 ✓ ある品種の在庫を増加させるため、もしくは、品種の評価試験用または実験用に販売され、繁殖材料の未使用部分及びそこから生産されたあらゆる種類の植物体が所有者の所有物となるか、または所有者にその帰属が留保される場合、所有者がその品種の繁殖材料を契約の他の当事者に販売したことは、以下の植物体が販売されたものとはみなされない(新規性を喪失しない)： ・ 所有者から契約の他方当事者に販売した当該品種の繁殖材料 ・ 契約の相手方から所有者に販売した当該品種のあらゆる種類の材料 ✓ 品種の育成期間中に、もしくは、品種の在庫を増加させるため、あるいは、品種の評価試験用または実験用に生産された繁殖材料が、これらの活動のいずれにも必要とされない(または、もはや必要とされない)場合、当該品種は、非繁殖材料又は非増殖目的で処分された繁殖材料が販売されたことを理由としては、新規性を喪失しない。
④南アフリカ	新規性の要件	出願日以前の以下の期間内において、当該品種の繁殖材料又は収穫物が、その利用を目的として、育成者により、	

		又は <u>育成者の同意を得て</u> 、販売又はその他の方法で処分されたもの(Section2(2)) (a) 南アフリカ：1 年 (b) 条約加盟国で、ぶどうの木及び樹木の品種の場合：6 年間 (c) 条約加盟国で、上記以外の品種の場合：4 年間	
		新規性喪失の例外	法令の規定上、育成者の同意を得ない無断譲渡によって新規性は喪失しないと考えられる。
⑤チリ	新規性の要件	以下の品種は新規性が認められる(Section9)。 (a) 国内で取引されていないもの、及び育成者の同意なしに取引されたもの (b) 申請日から 1 年以内に、育成者の同意を得て国内で取引されたもの (c) 申請日から 6 年以内(林木、果樹、観賞用樹木、ブドウの木の場合)又は 4 年以内(その他の品種の場合)に、 <u>育成者の同意を得て</u> 国外で取引されたもの	
		新規性喪失の例外	法令の規定上、育成者の同意を得ない無断譲渡によって新規性は喪失しないと考えられる。
⑥ペルー	新規性の要件	品種は、その生殖材料もしくは増殖材料又は収穫材料が、その品種の商業的利用を目的として、 <u>育成者又はその権原承継人の同意により、又はその同意を得て</u> 、適法に他の方法で他者に販売又は処分されていない場合、新品種とみなされ、以下の場合、新規性を喪失する。 (a) 申請日から 1 年以上前に、他者への販売又は処分がいずれかの加盟国の領域内で行われた場合 (b) 申請日から 6 年以上前(樹木及びぶどうの木の場合)又は 4 年以上前(その他の品種の場合)	
		新規性喪失の例外	法令の規定上、育成者の同意を得ない無断譲渡によって新規性は喪失しないと考えられる。
⑦スペイン	新規性の要件	NPV 保護法第 6 条(<u>Article 6 of the NPV Protection Act</u>)に基づき、植物品種は、以下の場合に新規性が認められる。 植物品種権の出願日において、当該品種の繁殖材料もしくは増殖材料または収穫材料が、 1 育成者によりまたは育成者の同意を得て、当該品種の利用のために第三者に売却または処分されていない場合 2 売却または処分された場合 (1) スペイン国内で行われた売却または処分の場合には 1 年を経過していない場合	

		(2) スペイン国外で行われた売却または処分の場合 ① 当該品種が樹木または蔓植物でない場合は 4 年間 ② 当該品種が樹木または蔓植物である場合はさらに 6 年間経過していない場合	
		新規性喪失の例外	以下のいずれかに該当する場合、第三者への売却または処分は、いかなる場合にも新規性の喪失のトリガーとはならない。 - 育成者に不利益をもたらす濫用の結果である場合 - 品種に関する権利の譲渡の結果である場合 - 第三者を通じて、育成者のために、品種の繁殖材料または増殖材料が生産された場合 - 圃場や実験室での試験、あるいは小規模の形質転換試験の場合に、第三者がそれを用いて試験を行った場合。
⑧イタリア	新規性の要件	✓	出願日において、以下の期間内において、当該品種の繁殖材料若しくは増殖材料又は収穫物が、 <u>育成者により又は育成者の同意を得て、その利用を目的として、第三者に販売又は譲渡されていない場合</u> (The Italian Intellectual Property Code. 以下「IPC」)103 条) (a) イタリア国内の場合は 1 年以上 (b) その他の国の場合は 4 年以上(但し、樹木及びぶどうの木の場合は 6 年以上)
		新規性喪失の例外	✓ 学説及び判例によれば、複製材料又は増殖材料の <u>商業的な利用のみが新規性の判断に悪影響を及ぼす可能性がある。</u> ✧ イタリア最高裁判所は、新規性の喪失について、その発明の本質的かつ特徴的な要素を知ることができる立場に置かれた不特定多数の者がその発明にアクセスでき、且つその者がその発明を複製できることによって放棄されるのではなく、その品種の繁殖材料を商業的に利用する行為の結果として新規性が喪失する旨述べている(イタリア最高裁判所、2023 年 8 月 29 日、第 25439 号、N. & C. S.R.L. ORTOFRUTTA V. S.R.L., M.G. S.R.L. 対 Fruitgrowing Equipment &

		Services S.r.l.)。 ☆ そのため、 <u>試験繁殖のために試験機関に種子や苗木の所有権を譲渡することなく、サンプルとして種子や苗木を提供することは、新規性に影響を及ぼさないと考えられる。</u> ☆ イタリア知的財産法に関する最も重要な注釈書でも、実験室でも野外でも、実験目的の使用は新規性に何ら影響しない旨が述べられている(C. E. Mayr in Ubertazzi (ed.), Commentario breve, 2019, p. 641)。
⑨中国	新規性の要件	(a) 中国国内において、 <u>出願権利者によって、又は出願権利者の同意を得て、1年間を超えて販売又は宣伝されていない品種</u> (b) 国外において、6年間(木本植物又は蔓植物の種子の場合)又は4年間(その他の品種の場合)を超えて販売又は宣伝されていない品種
	新規性喪失の例外	実務上、新規性の喪失事由となる行為は、品種の繁殖材料を対価を得て取引することであり、試験目的で、種子又は苗木の所有権を移転させず又はその対価を支払わず試験機関に提供することは、新規性の喪失事由とはならない。

(2) 品種登録出願時の植物体 (Plant Material : 種苗) 提出の要否

	品種登録出願時の種苗提出について
①米国	<u>①植物特許の場合</u> ✓ 植物特許として出願する場合、種苗の提出は不要。 ✓ 実用新案として出願する場合には、特許庁は通常、種苗のサンプル提出を要求する (35 U.S.C. § 112)。 <u>②育成者権(PVR)の場合</u> ✓ 種子繁殖品種の場合、種苗を提出する必要があるが、無性生殖品種の場合には、種苗の提出は不要。

②オーストラリア	✓ 出願書類が受理された後、育成者権が付与される前に、出願者は、出願者の費用負担により、種苗を預託しなければならない (section44(1)(vii))(提出必要)。 ✓ 法令上、種苗提出の期間及び期日は規定されてないため、植物検疫を理由に種苗提出が遅れた場合、登録の拒絶には直ちには結びつかないと考えられるが、特例的な救済措置は特段設けられていない。 ✓ 種苗の預託先：遺伝資源センター (genetic resources centre)
③NZ	✓ The Plant Breeder's Rights Regulations 1994 の 37 条の別表 4 (Specifications for certain samples: https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2022/0346/latest/LMS796171.html?search=sw_096be8ed81cfb4c1_seed_25_se&p=1#LMS796171) の各欄に記載された種類の品種について、同規定に従って、種苗のサンプルを提出する必要がある。 ✓ コミッショナーから、PVR 申請を審査するために、合理的に必要な種苗のサンプルの提出を要求される場合がある(the Plant Breeder's Rights Regulations 1994 の 37 条)。
④南アフリカ	✓ 申請日から 12 ヶ月以内(この期限は申請により延長される場合がある)に農務省に対して提出する必要がある (Section 19(2))。
⑤チリ	✓ 種苗の提出が必要
⑥ペルー	✓ 種苗の提出が必要。 ✓ 出願時に申告された特徴と同じ特徴を有している必要がある。 ✓ 種苗サンプルの数、重量、大きさは、UPOV 審査ガイドラインに従う必要があり、当該植物品種が属する種について審査ガイドラインが入手できない場合、国立農業イノベーション研究所(INIA)は、20 営業日以内に、種苗サンプルの内容等について決定する。 ✓ オーソドックスな種子(低温で乾燥・保存しても傷まない種子)を持つ品種の種苗サンプルは、商業用の種子に要求される発芽能力、含水率、純度の最低要件を満たしていなければならない、発芽能力は可能な限り高くなければならない。 ✓ 多年生植物及び植物増殖種の種苗サンプルは、健康で、生育が旺盛で、病害虫、ウイルス病にかかっていないものでなければならない。

	✓ 植物検疫等が理由で種苗の提出が遅れた場合、登録出願が却下される可能性がある。 ✓ 植物検疫上の理由であっても、提出期間又は猶予期間の延長を認める特例はない。
⑦スペイン	✓ 提出必要。NPV 保護規則第 53 条第 1 項(<u>Article 53 of the NPV Protection Regulation</u>)では、品種の技術的審査を行うために満たす必要のある植物原料の特性、品質及び数量に関する具体的要件、並びに品種原料の出願日及び出願場所に関する詳細について、同規則の附属書を参照している。附属書 I および II (<u>Annex I of the NPV Protection Regulation</u>、<u>Annex II of the NPV Protection Regulation</u>) は、品種が属する特定の種の種類に応じて必要となる特定の植物体を示している。一例として、果実のカテゴリーでは、イチゴの場合、NPV 保護規則の附属書 I に「40 本の新鮮な苗木」を技術審査に提出することが規定されており、柑橘類の場合、同附属書に「少なくとも 20 個の有用な芽を持つ直径 6～10mm の 1 年ものの小枝 4 本」を提出することが規定されている。
⑧イタリア	✓ イタリア農務省は、イタリア特許商標庁に対して育成者権出願の有効性に関する意見を提出する必要があり、育成者は、農務省の管轄機関からの要請があれば、同機関の定める条件に従い、品種の審査を可能にする品種の繁殖材料又は増殖材料を提供しなければならない(要請に応じて提出必要)。 ✓ 2012 年 5 月 16 日付大臣令 (<u>mhtml:file:///C:¥Documents and Settings¥elena.cassoli¥Desktop¥si (camcom.gov.it)</u>) の附属書 I には、植物品種の試験を実施するために農務省に提出しなければならないサンプルの正確な量のリストが記載されている。
⑨中国	✓ 登録申請にあたり、種子サンプルの提出が必要となる。 ✓ 提出するサンプルは以下の要件を満たしている必要がある。 (a) 適切な検疫手続を踏むこと (b) 審査当局(農産品種の場合は農業農村省(MARA)、林業品種の場合は国家林業草地管理局(NFGA))より通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に提出すること (c) 以下の条件を満たすこと ・ 申請書類に記載された繁殖材料と一致している ・ 農薬や有害生物に汚染されていない

	・ 薬物治療を受けていない ・ 近日中に収穫されたもの
--	--

(3) EDV の定義及び保護内容、手続

①米国	①植物特許の場合 ✓ EDV は保護の対象外 ②育成者権(PVR)の場合 ✓ EDV の要件 (a) 他の品種の本質的特徴を保持しつつ、当該他の品種から主に派生した品種であること (b) 他の品種と明確に区別できること (c) 派生過程から生じる差異を除き、本質的な特性に関して他の品種に適合すること ✓ EDV の保護の内容・手続 PVR の保有者は、EDV を含む保護品種を利用する独占的権利を有している(7 U.S.C. § 2541(a) and (c)(1))。
②オーストラリア	✓ EDV の要件 以下の要件を備えている場合には、ある植物品種は、他の植物品種の EDV であるとみなされる(section4)。 ① 他の植物品種から主に派生している ② 他の品種の遺伝子型または遺伝子型の組み合わせから生じる本質的特性を保持している ③ 他の品種と差別化する重要な(外見的なものとは異なる)特徴を示さない場合 ※ 「本質的特性」とは、品種の主要な特徴、性能または価値に寄与する、1 つまたは複数の遺伝子の発現によって決定される遺伝的形質、またはその他の遺伝的決定因子を意味する(section3)。 ※ 「主に派生」及び「重要な」という用語は定義されていないが、特性、価値又は市場における地位に影響を与えるようなも

	のを意味すると考えられる¹。 ✓ EDV の保護の内容・手続 育成者権者又は専用利用権者の申請により、ある品種が登録から本質的に派生したものであるとの宣言がされた場合、登録品種の育成者権は EDV に及ぶ(section12)。 ※ 宣言についての手続は、section40 に規定されている。
③ニュージーランド	✓ EDV の要件 以下の要件を備えている場合、品種 B が他の品種 A から本質的に派生したものであると規定している(section8)。 (a) 品種 B は、品種 A の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせから生じる本質的な特徴を保持しながら、品種 A から、又はそれ自体から派生している。 (b) 品種 B は品種 A と明確に区別できる。 (c) 派生行為に起因する差異を除き、品種 B は、品種 A の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせに起因する本質的な特徴の発現を示している。 ✓ EDV の保護の内容及び手続 PVR の保有者は、EDV を含む保護品種を利用する独占的権利を有している(Section15)。
④南アフリカ	✓ 以下の要件を満たす場合、EDV に該当する(Section23(4))。 (a) 他の品種の本質的な特徴を保持しつつ、当該他の品種から主に派生した品種であること (b) 他の品種と明確に区別できること (c) 派生過程から生じる差異を除き、本質的な特性に関して他の品種に適合すること
⑤チリ	✓ 法令上、EDV に関する明確な定義はない。 ✓ EDV に関する直接的な規定ではないが、品種に対する育成者の権利は、それを取得する手段となった原品種の育成者の承認なしに、新品種を創出するためにそれ使用することを妨げないと規定するとともに、原品種を新品種の生産に恒久的に使用

¹ REPORT OF THE EXPERT PANEL ON BREEDING 「Clarification of Plant Breeding Issues under the Plant Breeder's Rights Act 1994」
<https://www.cpbr.gov.au/breeders/index.html>

	する場合は、原品種の育成者の承認を必要とすると規定している(Section5)。
⑥ペルー	✓ EDV は、以下のとおり定義されている(Section15)。 (a) 他の品種の本質的特徴を保持しつつ、当該他の品種から主に派生した品種であること (b) 他の品種と明確に区別できること (c) 派生過程から生じる差異を除き、本質的な特性に関して他の品種に適合すること
⑦スペイン	✓ EDV は NPV 保護法第 13 条第 4 項で定義され、以下の場合、EDV とみなされると定められている。 (a) 初期品種の遺伝子型または遺伝子型の組み合わせから生じる本質的特徴の発現を保持しながら、初期品種から主に派生した品種、または初期品種から主に派生した品種から主に派生した品種であること (b) 初期品種と明確に区別できること (c) 派生行為に起因する差異を除き、初期品種の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせに起因する特性の発現において、初期品種に適合していること ✓ NPV 保護法第 13 条第 3 項に基づき、育成者権者に付与される排他的権利と同じ権利が、当該保護品種の EDV にも及ぶ。
⑧イタリア	✓ 以下の要件を満たす場合に、初期品種と定義される他の品種から本質的に派生したものとみなされる(IPC107 条 4 項)。 (a) 当該品種が、初期品種から主に派生した品種、又は初期品種から主に派生した品種からさらに派生した品種であり、初期品種の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせの結果である本質的特徴を保持していること (b) 当初品種と明確に区別でき、派生によって生じた差異を除き、当初品種の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせの結果である本質的特徴の発現という点で、当初品種に適合していること
⑨中国	✓ EDV は以下のように定義されている(中国種子法 90 条)。 (a) 初期品種から本質的に派生した品種であり、 (b) 初期品種とは明らかに区別され (c) 派生行為から生じる異なる特性を除き、初期品種の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせから生じる基本的特性の発現において適合性を有する品種

	✓ EDV の商業化(PVR としての権利行使)には、当初品種の PVR 保有者の許可が必要となる(中国種子法 28 条)。
--	--

(4) 仮保護制度---

	仮保護制度の概要	
	仮保護期間の開始日(起算点)、仮保護前の種苗提出の要否、仮保護による救済措置	仮保護期間中の権利行使に関する裁判例の有無
①米国	✓ 仮保護期間の開始日、種苗提出の要否 (a) 植物特許の場合、仮保護出願日より 18 ヶ月後の出願公告日から仮保護権が与えられる。 (b) 植物品種保護の場合、出願と同時に仮保護権が与えられる。 仮保護を受けるための種苗提出は不要。 ✓ 救済措置 特許権や育成者権と同様の保護が与えられるため、金銭賠償や差止めを求めることが可能。もっとも、仮保護に基づく権利行使は、特許権や育成者権が実際に付与された後に可能となる。	無し
②オーストラリア	✓ 仮保護期間の開始日、種苗提出の要否 出願日(出願が受理された日)から仮保護期間が開始する(section39)。 仮保護を受けるために種苗提出は不要。ただし、品種登録がされなければ仮保護の権利を行使することはできないところ、品種登録のためには、種苗の寄託が必要。 ✓ 救済措置 植物品種権が付与された後に侵害の差止請求及び損害賠償請求を求めることができる。	無し
③ニュージーランド	✓ 仮保護期間の開始日、種苗提出の要否 植物品種権の申請開始日から仮保護期間が開始する。	無し

	仮保護を受けるための種苗提出は不要。 ✓ 救済措置 損害賠償請求等を求めることができ、損害の算定は植物品種保護の申請開始日より行われるが、権利行使は PVR 付与後に可能となる。	
④南アフリカ	✓ 仮保護期間の開始日、種苗提出の要否 仮保護期間は、登録官が仮保護の通知を発行した日から開始する。 登録官が仮保護付与を検討するにあたり必要とする情報の一つとして、種苗の提出を要請する場合があるが、実務上、仮保護は申請直後に付与され、種苗の提出は不要となる。 ✓ 救済措置 仮保護の効力は、育成者権が付与された場合と同様であり、当該品種が登録品種として保護された場合、当該品種への権利侵害に対して訴訟手続を行うことができる。	無し
⑤チリ	✓ 仮保護期間の開始日、種苗提出の要否 仮保護期間は、資格審査委員会(Qualifying Committee)にて申請人への仮保護付与を決定した時から開始する。 植物品種登録出願の際、種苗を提出しなければならない。 ✓ 救済措置 育成者権が付与された場合と同様の救済措置をとることが可能である。	無し
⑥ペルー	✓ 仮保護期間の開始日、種苗提出の要否 仮保護期間は、出願日から開始する。 出願時における種苗の提出について法律上義務付けられていない。 ✓ 救済措置 仮保護は、品種登録後に損害賠償を受ける権利を与えるものに過ぎない。 仮保護制度のみに基づいて侵害訴訟を起こすことはできない。	無し

⑦スペイン	✓ 仮保護期間の開始日、種苗提出の要否 仮保護期間は、出願日から開始する(法 18 条 2 項)。 最初の出願時に植物材料を提出する必要はなく、出願が当局によって審査された後の段階でのみ、植物材料を提出する必要がある。植物原料の提出が遅れても、申請者がその遅れを十分に正当化でき、後に植物原料が提出されるのであれば、(手続きの遅れの結果、PVR の実際の付与に時間がかかる可能性があることを除けば)申請者に不利な影響はないと解される。 ✓ 救済措置 金銭賠償を請求する権利のみを有する。	<u>Judgment of the Civil Chamber of the Supreme Court of 19 April 2023</u> Club Variedades Vegetales Protegidas(clubvvp.com))-Sociedad de Transformación n.º. 3813 Nuestra Señora del Mar 間の訴訟。 裁判所は、みかんの品種「ナドルコット」について、CJEU が 2019 年 12 月 19 日判決 (case C-176/18, “Club de Variedades
-------	--	---

		Vegetales Protegidas”)において確立した基準を適用し、欧州 PVR に関する規則 2100/94 第 13 条 3 項が定める要件は、NPV 第 13 条 1 項におけるそれと同一であると述べた上で、同規則 13 条 3 項の定める要件「収穫物が保護品種の品種構成要素の不正使用によって得られたものであること」は、保護品種の生産行為が仮保護期間中(すなわち PVR が付与される前)に行われたものである場合には、満たされないと判断した。
--	--	---

⑧イタリア	✓ 仮保護の開始日 育成者権の出願公告日から仮保護が認められる(IPC107 条 6 項)。 ✓ 仮保護のための種苗の提出 ・ 出願者は、イタリア農業省の定める期限までに、同省の要請に応じて種苗を提出することを誓約しなければならないが(IPC164 条 2 項(d)及び 165 条)、イタリア農業省は出願公告日後に育成者権の審査に関与するため、出願公告日までに種苗の提出が必要になることはない。 ・ 出願者がイタリア農業省の定める期限内に試験用の種苗を提出しなかった場合、出願者が不可抗力を理由に提出しなかったことを証明できない限り、出願は却下される(IPC173 条(5)(b))。 ・ 検疫上の制限により種苗の提出が遅れた場合の特例はない。しかし、植物原料の提供期限はイタリア農業省によって決定されるため(IPC165 条 1 項(c)参照)、検疫上の制限等の客観的な問題が考慮され、ある程度の期限の延長が認められる可能性はある。 ✓ 救済措置 育成者権者は、出願公告から育成者権の付与までの間、権利付与後に育成者権者の同意を必要とする行為を行った者から合理的な補償を受ける権利を有する(IPC107 条 6 項)。	無し
⑨中国	✓ 仮保護期間の開始日 ・ 付与された PVR に対しては仮保護を受けることができ、仮保護の起点は PVR の公表時である。 ・ 植物新品種の保護に関する中華人民共和国規則(<i>Regulations of the People's Republic of China on the Protection of New Plant Varieties</i> : 以下「規則」という)第 33 条に基づき、PVR 付与後、予備審査後の品種公表日から PVR 付与日までの期間、PVR 申請者の許可なく付与品種の増殖材料を商業目的で生産または販売した場合、PVR 保有者は補償金を回収する権利を有する。	(2021)瑞高法民 中第 1661 号事件 (2021 年 10 月 25 日 判 決)()Case (2021) Zui Gao Fa Zhi Min Zhong No. 1661

	✓ 仮保護のための種苗提出の要否 ・ 植物体の提出は不要。 ・ 中華人民共和国植物新品種保護条例(林業編)施行規則(<i>Implementation Rules of Regulations of the People's Republic of China on the Protection of New Plant Varieties (Forestry Part)</i>) : 以下「施行規則(林業編)という」という第 21 条及び中華人民共和国植物新品種保護条例(農業編)施行規則(<i>Implementation Rules of Regulations of the People's Republic of China on the Protection of New Plant Varieties (Agricultural Part)</i>) : 以下「施行規則(農業編)」という第 30 条に基づき、申請者は、育成者権保護局(PVR の審査および承認を担当する部門)からそのような要件が課された場合にのみ、増殖材料を提出する義務を負う。かかる要件は、通常、予備審査が終了し、品種が公表された後に要求される。 ・ 施行規則(林業編)第 22 条並びに施行規則(農業編)第 30 条及び第 31 条に基づき、申請者は PVR 保護局からの通知を受領した日から 3 ヶ月以内(または期限を延長した場合)に増殖材料を提出しなければならない。これに従わない場合には、PVR 申請は取り下げられたものとみなされる。ただし、必要な植物体を提出しなかった場合でも、出願日が正式に記録されなかったり、新規性判断のタイマーが停止されなかったりすることはない。 ・ 加えて、規則第 36 条は、PVR 付与後、PVR 保持者が要求された増殖材料の提出を怠った場合、PVR は終了すると規定している。 ・ 施行規則(農業編)第 48 条に基づき、申請者は PVR 保護局が指定した提出期間の延長を申請する権利を有する。この場合、出願人は理由と証拠を提出し、指定期間の満了前に申請書を提出しなければならない。実際には、当局は延長申請の審査に比較的緩やかな立場をとっており、延長申請は農林品種のいずれでも可能である。 ✓ 救済措置	(ruled on October 25, 2021)
--	--	--

	・ 仮保護を受ける育成者権者が利用できるのは金銭的補償のみである。仮保護期間中、その他の罰則や差止命令による救済を求める権利はない。 ・ 仮保護が裁判所によって支援された事例がいくつかある。例えば、最高人民法院は、「(2021)瑞高法民中第 1661 号事件」(2021 年 10 月 25 日判決)(別添参照)Case (2021) Zui Gao Fa Zhi Min Zhong No. 1661 (ruled on October 25, 2021) (see attached) において、仮保護期間中に付与された品種の生産・販売に対する金銭賠償は、付与された品種のライセンス料、品種の種類、作付履歴、経営規模、市場価格等の要素を参考に合理的に決定されるべきであると判示した。ただし、仮保護期間中の第三者による使用は、厳密には育成者権侵害とはならないことには留意を要する。	
--	--	--

(5) 植物検疫(**りんご・ぶどうの苗木の持ち込みについて検疫上の特有の問題があるか)

④南アフリカ	✓ 特にリンゴとブドウについて ・ 輸入の妨げとなるような実務上の問題は特に無し。もっとも、輸入されるブドウは、病害虫のリスクアセスメントと入国後の検疫の対象となる。 ✓ 植物検疫 ・ 植物の植物検疫問題は、南アフリカ国家植物保護機関(the National Plant Protection Organisation of South Africa; NPPOZA)と同様に、1983 年農業害虫法(1983 年法律第 36 号)(the Agricultural Pest Act, 1983 (Act no 36 of 1983))によって規制されている。 ・ 植物及び植物製品を輸入する場合、輸入者は輸入許可を申請しなければならない。科学的データに基づく有害生物リスクアセスメント(Pest Risk Assessment; PRA)が実施され、関連する植物検疫上のリスクに応じて特定の条件が設定される。 ・ 植物は最終出荷前に検査や診断のため、入国後検疫(Post Entry Quarantine; PEQ)施設に保管される。輸入され
--------	---

	た検疫作物の繁殖材料(挿し木、種子、組織培養など)は、植物検疫所で保管・管理される。リンゴとブドウは、現在、南アフリカの入国後検疫で扱われている作物の一部である。 ・ なお、南アフリカは、衛生植物検疫措置の適用に関する世界貿易機関協定(WTO-SPS 協定 : the World Trade Organization Agreement on the application of Sanitary and Phytosanitary Measures)および IPPC の加盟国である。 ・ 参考: https://old.dalrrd.gov.za/Branches/Agricultural-Production-Health-Food-Safety/Inspection-Services/Plant-Quarantine https://www.nda.agric.za/docs/npposa/page_d.htm
⑤チリ	✓ ブドウとリンゴの苗木の輸入について、特定の植物検疫要件を定めた規制がある。 ・ Exempt Resolution No. 655/2024: あらゆる原産地からの果実、野菜、工業、観賞用、林業用の種および属のin-vitro組織培養として増殖させるための植物体の植物検疫輸入要件を定めている。 ・ Exempt Resolution No. 655/2024の第4条は、次のとおり定めている : 4. 植物原料は以下の植物検疫要件に適合していなければならない、これは入国地点での植物検疫検査で確認される : a) 容器は、最初に使用されるもので、硬質または軟質で、透明で、密封され、無菌であり、植物原料の植物検疫条件を確保し、取り扱いに耐性があり、原料の学名、品種、原産国および生産者名をラベルまたは表示したものでなければならない。 b) 固形培地、液体培地、または培地なしのin vitro組織培養での持ち込みが認められる。 c) 輸送の都合上、生育培地の有無にかかわらず、ビニール袋など他の容器に移されなければならない苗は、植物検疫証明書にその旨を記載しなければならない。 d) 湿度または温度の緩衝または保存を目的とした調整または収容資材には、草わら、木くず、おがくずなど、害虫を媒介する可能性のある植物を含んではならない。 ・ さらに、Exempt Resolutionの第5.3条は、「さらに、以下の追加的な種／属固有の宣言を植物検疫証明書に記載す

	ること」と定めている： ✧ Malus spp (りんご): 病害虫の検出に最適な時期に(診断方法を明記)検査・試験され、以下が検出されなかった母植物から得られた植物：Erwinia amylovora, 'Candidatus Phytoplasma mali' and Cherry rasp leaf virus ✧ Vitis (ブドウ): 母植物に由来する植物で、病害虫の検出に最適な時期に(診断方法を明記)検査・試験を行い、以下が検出されなかったもの：Xylella fastidiosa, Buckland Valley grapevine yellows phytoplasma, 'Candidatus Phytoplasma australasia' (Tomato big bud phytoplasma), Candidatus Phytoplasma australiense', Grapevine flavescence dorée phytoplasma, Grapevine Pinot gris virus, Grapevine red blotch associated virus, Grapevine vein clearing virus, Peach rosette mosaic virus, Raspberry ringspot virus and Tomato black ring virus
⑥ペルー	✓ 植物や野菜製品の輸入と検疫規制の監督は、国家農業衛生局(スペイン語で SENASA)の管轄下にある。この規制機関は、必要な植物検疫基準を定めるだけでなく、その遵守を確実にする。SENASA が INDECOPI とは異なる政府機関として独立して運営されているという点が重要である。後者は、その発明・新技術局を通じて、植物品種に関連する事項を保護する責任を負う。重要なことは、植物検疫要件のために SENASA によって施行される規制の枠組みは、INDECOPI によって監督される植物品種の権利を管理する法令規則とはまったく別個のものであり、無関係であるという点である。 ✓ リンゴまたはブドウの苗については、植物検疫上のリスクレベル 4 に分類される。従って、これらの製品の輸入には、植物検疫要件に適合していることを証明する輸入植物検疫許可証が必ず必要となる。 ✓ 植物検疫要件は、植物の種類と原産国に基づいて SENASA によって確立される。 ✓ 言い換えれば、特定の植物検疫要件は輸入手続きを進めるために必要である。特定の植物検疫要件が確立されていない場合、その確立のための手続きを開始するのは申請者の責任である。一旦要件が確立されれば、輸入を進めることができる。そのためには、「病害虫のリスク分析」(スペイン語の頭文字をとって ARP)を依頼しなければならない。この分析は、輸入のための植物検疫措置を確立するための基礎となる技術的研究である。

	✓ 現時点においては、<u>SENASA の情報によると、日本からのブドウまたはリンゴの苗木の輸入に対する植物検疫要件はない。</u>従って、これらの苗木の輸入を進めるには、植物検疫要件を確立するために ARP 試験を要請する必要がある。 ✓ 植物検疫要件を定めるための手続きを開始するために、ARP 試験を要請する必要がある。この手続きには約 2 年を要する。
--	---

(b) Tier 2

(1) 新規性喪失の判断基準

⑩ オランダ	新規性要件	オランダの PVR 法では、出願の時点で、品種を利用する目的で、その品種の種苗又は収穫物が、育成者により又は育成者の同意を得て、第三者に対して販売又はその他の方法で処分された期間がない場合、その品種は新品種とみなされる(ZZPW 第 49 条(2))。 (a) オランダ国内：上記日付の 1 年前以前 (b) オランダ国外：上記日付の 4 年前まで、または樹木もしくはブドウの木の場合は 6 年前まで
	新規性喪失の例外	試験目的で当該品種の植物体を第三者に提供しても、猶予期間は生じない(ZZPW 第 49 条(3))。
⑪ フランス	新規性要件	- 再生産及び栄養繁殖材料又は収穫物が、フランスの領域又は欧州経済地域の領域において、育成者によって又はその同意を得て、品種を利用する目的で、12 月を超えて販売又は何らかの形で第三者に移転されていない場合(L623 条 5(I))。 - 育成者による若しくはその同意を得た当該販売又は他人への処分が、別の領域において、品種を利用する目的で、植物品種登録証明書の取得を求める出願前の 4 年間、又は樹木及びつる植物の場合は出願前の 6 年間行われていない場合(L623 条 5(I))。
	新規性喪失の例外	✓ 他人への処分について、育成者の意思に反して行われた処分、規制上の目的での公的機関又は公認機関への植物体の処分、実験目的での第三者への処分(顧客にとっての価値を決定するため、異なる種類の土壌や農業システムといった商業的条件下で品種を評価することを目的とした商業的試験

		を含む)、実験又は公認博覧会における提示の目的での他人への処分は含まれない。ただし、後者の 2 つの場合は、植物体の引渡を受けた品種を商業的に利用することの禁止を育成者が明示的に定めていることを条件とする(L623 条 5(II))。 ✓ 育成者権者により、又は、育成者権者の同意により、植物体が譲渡されている場合に新規性を喪失するため、無断譲渡又は無断栽培によっては新規性は喪失しない。 ※育成者権者が植物体の引渡を受けた品種を商業的に利用することの禁止を明示的に定めていない場合、サンプルの種子又は苗木の所有権を譲渡することなく、試験増殖の目的でサンプルの種子又は苗木をフランス国内の試験機関に提供した場合、新規性が失われるリスクがある。
⑫トルコ	新規性の要件	- 最初の国内商業化の日から 1 年以内であること（言い換えれば、その品種がトルコ国内で 1 年以上販売されていないこと） - トルコ国外で 4 年以上販売されていないこと - 樹木とブドウの木については、トルコ国外で 6 年以上販売されていないこと (法 5 条)
	新規性喪失の例外	品種の販売、利用目的での他者への処分、すなわち商業目的での品種の物理的譲渡は、新規性喪失のトリガーとなる。請求書に記載された納品出荷日も「販売日」として認められる。つまり、新規性喪失の起算日は、商業化目的の請求書発行日となる。 他方で、商業目的ではなく、試験目的で品種を物理的に譲渡しても、育成者の管理下にある限り、新規性が失われることはない。
⑬メキシコ	新規性の要件	✓ 国内において処分の対象となっていないか、又は育成者証明書の申請日前 1 年間処分の対象となっていないこと。 ✓ 多年生植物(つる性植物、林木、果樹及び観葉植物)の場合は、その台木を含め、出願前 6 年間、その他の種の場合は、出願前 4 年間、国外で処分の対象となっていないこと(Article 7, Section I

		items a) and b) of the LFVV)。
	新規性喪失の例外	育成者権者の同意なしに行われた処分かどうかは、新規性の判断にあたって考慮されない。
⑮インド	新規性の要件	✓ 植物品種は、登録出願日において、当該品種の育成者又はその承継人により、又はその同意を得て、当該品種の利用のために、以下の期間、当該品種の繁殖材料又は収穫材料が販売又はその他の処分をされていない場合、インド法に基づく登録の目的上、新規であるとみなされる(Section 15 of 2001 Act)。 - インド国内において、1 年間。 - インド国外において、樹木又はブドウの木の場合は 6 年間、その他の場合は 4 年間。 ✓ 新品種の収穫物が、植物育種者の知見に基づき、消費目的で 1 年以上インド国内で販売又は処分される場合(品種識別の有無は問わない)、新品種が、1 年以上インドで開催される公式又は公認の展示会に展示する目的で、他者に販売又は処分される場合は、新規性を喪失するリスクがある。
	新規性喪失の例外	✓ 販売又はその他の処分をされていない新品種の「試験」は、育成者権に影響を及ぼさないと明確に規定されているため、育成者が試験機関に試験用の種子や苗木を提供する場合、その種子や苗木の所有権を譲渡しなければ、新規性が失われることはない。 ✓ 植物品種の繁殖材料又は収穫材料が、育成者の同意なしにインド国内で販売又は処分された場合、育成者はそのような利用について同意していないため、新規性の喪失にはならない。 ✓ 品種登録後、将来的に新品種を商品化する、又は品種をライセンスすることに合意しても、新規性の喪失を評価するために不可欠な要素である、その品種の繁殖材料又は収穫材料の販売又は廃棄がまだ行われていないため、自動的に新規性が喪失することはない。
⑯ベトナム	新規性の要件	✓ 植物品種は、その種苗又は収穫物が、その品種の利用を目的として、LoIP 第 164 条に基づき登録を受ける権利を有する者又はその者の権限を有する者により、以下の期間内に販売され又はその他の方法で流通していない場合、新規品種とみなされる(Article 159 of LoIP)。 - ベトナム領土内にいた場合、登録申請書の提出日前の 1 年間。

		- ベトナム領土外にいた場合、(i)木本植物及びつる植物の場合は登録申請書の提出日前の 6 年間()、(ii)その他の場合は登録申請書の提出日前の 4 年間()。
	新規性喪失の例外	“selling or otherwise distributing for the purposes of exploitation”の概念について詳細な説明はないが、一般的な感覚からすれば、金銭やその他の利益と引き換えに所有権や使用权を譲渡する行為であると考えられるため、育成者権者が、試験増殖の目的で、サンプルの種子や苗木の所有権を譲渡することなく、自国の試験機関にサンプルの種子や苗木を提供する行為が植物品種の新規性喪失の引き金になるとは考えにくい。
⑰韓国	新規性の要件	品種保護出願日以前に韓国では 1 年以上、その他の国では 4 年(果樹及び林木の場合は 6 年)以上、当該種子又はその収穫物が利用を目的に譲渡されていない場合、新規性が認められる(植物新品種保護法第 17 条)。
	新規性喪失の例外	1) 盗用した品種の種子又はその収穫物を譲渡した場合 2) 品種保護を受けることのできる権利を移転するために当該品種の種子又はその収穫物を譲渡した場合 3) 種子を増殖するために当該品種の種子又はその収穫物を譲渡し、その種子を増殖させた後、その種子又は収穫物を育成者が再び譲渡を受けた場合 4) 品種評価のための圃場試験、品質検査又は小規模加工試験を行うために当該品種の種子又はその収穫物を譲渡した場合 5) 生物資源の保存のための調査又は「種子産業法」第 15 条による国家品種リストに登録するために当該品種の種子又はその収穫物を譲渡した場合 6) 当該品種の品種名称を使用せず、第 3 号から第 5 号までのいずれかの行為により生産された副産物又は剰余物を譲渡した場合

(2) 品種登録申請時の植物体 (Plant Material : 種苗) 提出の要否

⑩オランダ	✓ 種苗の提出必要 ・ 提出が必要となる植物体の規格/数量等は植物品種ごとに異なるため、詳細は CPVO のウェブサイト(cpvo.plantvarieties.eu)を参照。
⑪フランス	✓ 種苗の提出必要 ・ 出願書類を提出する際に、国家植物品種当局の責任者の要請に応じて、その者が設定した期間内に、当該品種の繁殖又は繁殖のための試料(該当する場合には、繁殖に必要な様々な遺伝的構成要素を含む。)を提出しなければならない。提出しない場合には、出願は拒絶される(R623 条 5)。 ・ 種苗の提出要件は植物品種ごとに異なるため、詳細は種子又は植物の生産、管理、登録に関する技術規則 (Règlements techniques de la production, du contrôle et de la certification des semences et plants - SEMAE)を参照。 ・ 植物体の預託先 : French Variety and Seed Study and Control Group ("GEVES")
⑫トルコ	✓ 種苗の提出必要 ・ 技術審査のために、農水省が定める量の試験材料の提出が必要。 ・ 農林省の管轄部門である品種登録・種子認証センター(TTSM)が技術審査を行う。
⑬メキシコ	✓ 種苗の提出不要 ・ 登録には、出願様式、技術報告書、対象植物の写真、委任状(該当する場合)、UPOV の技術ガイドに基づく植物品種の特徴を示す技術報告書の提出が必要であるものの、種苗の提出は要求されていない (Article 13 of Mexican regulation)。 ・ なお、メキシコ法は、審査官は UPOV の技術的質問書の代わりに、各属及び種についてメキシコ政府が発行した公式のメキシコ規範を考慮することもできると定めている。
⑮インド	✓ 種苗の提出必要

	・ 申請者は種子サンプルを提出し、その種子が農林水産省の定める発芽及び遺伝的純度の基準を満たしているかどうかを評価するための試験を行う必要がある。 ・ 提出しなければならない種子の数量は、DUS 試験基準に規定されている。 ・ 種子サンプルの提出には、その種子が発芽及び遺伝的純度に関する所定の基準を満たしていることを証明する、インド国内の政府種子試験所または認定試験所が発行する種子試験報告書を添付する必要がある。 ・ 品種が登録されると、育成者は登録品種の親系統の種子を含む一定量の種子を the Protection of Plant Varieties and Farmers' Rights Authority (PPVFR) が指定する国立遺伝子バンクに預けることが義務付けられている。
⑩ベトナム	✓ 種苗の提出必要(無性生殖による品種については提出不要) ・ 無性生殖による品種(すなわち、種子を必要としない品種)を除き、農業農村開発省(MARD)が認めた試験機関による DUS 試験には、種子サンプルの提出が義務付けられている。 ・ DUS 試験のための種子サンプルの提出とは別に、仮保護の期間中、主管官庁の要求に応じて、さらに保護種子サンプルを提出しなければならない。 ・ 申請受理通知において、主管官庁は、申請者が審査する品種を除き、受理通知の日から最初の作期前 30 日以内に、技術審査のために種子サンプルを審査機関に送付するよう申請者に要請する。
⑪韓国	✓ 種苗の提出必要 ・ 種苗は品種保護出願時に提出しなければならない。植物体が苗木、栄養体又は水産植物の場合は、栽培試験の適期等を考慮して国立種子院長が別途提出を要請した時期に提出を要請した場所に提出しなければならない(植物新品種保護法施行規則第 40 条)。 ・ 提出する種苗の基準について、作物別に「種子試料量(g、粒、株、球等の単位)」及び「種子試料品質及び規格(発芽率、当年の開花条件又は n 年生以上の健全な苗+苗の長さ)」が国立種子院告示第 2022-2 号に告示されている。

(3) EDV の定義

⑩ オランダ	✓ EDV とは、以下の全ての要件を満たす()品種と定義されている(ZZPW57 条(1)a、58(1))。 (a) 初期品種から主に派生した品種、または初期品種から主に派生した品種であること (b) 初期品種とは明確に区別できるものであること (c) 初期品種の遺伝子型または遺伝子型の組み合わせに起因する本質的特徴の発現において、派生行為に起因する差異を除き、初期品種に本質的に適合すること
⑪ フランス	✓ 以下の全ての要件を備えている場合には、ある植物品種は、他の植物品種の EDV を構成する (L623 条 4(IV))。 ① 原品種又はそれ自体が原品種に主に派生する品種に主に派生するもの。② 第 L623 条 2 の意味での原品種(※)と明らかに異なるもの。 ③ 派生に起因する差異を除き、原品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる本質的特徴の発現において原品種と一致するもの。 ※第 L623 条 2 の意味での原品種とは、新たに創作された品種であって、次に該当するものをいう。 (1) 出願日においてその存在が一般に知られているその他の品種と明らかに異なるもの。 (2) 均一であり、言い換えれば、有性繁殖又は栄養繁殖の特殊性を考慮に入れて予測できる変異を受ける可能性があるが、その関連する特性において十分に同一であるもの。 (3) 安定であり、言い換えれば、連続した繁殖若しくは増殖の後に又は繁殖若しくは増殖の特定の周期がある場合は各周期の終了時に、当初の定義と同一であるもの。 ✓ EDV の保護の内容及び手続：原品種の権利者の排他権(the exclusive right)は、EDV に及ぶ。ただし、原品種自体が EDV でない場合に限る (L623 条 4 (III)(3))。
⑫ トルコ	✓ 品種が他の品種から本質的に派生している(EDV)とみなされるのは、以下の場合である(法第 5042 号第 14/6 条)。

	a) その品種が、当初品種から主に派生したものであるか、又は当初品種から主に派生した品種から主に派生したものである場合 b) 保護品種と派生品種の間に、派生品種が保護品種から「本質的に」派生したものであることを認めるに足る類似性があること
⑬メキシコ	✓ メキシコでは、EDV は保護されていない（そのため、法令上の EDV の定義はない）。
⑮インド	✓ ある品種(原品種)に関して、EDV とは、その品種が原品種から本質的に派生したものである場合をいう。 (1) 当該原品種に主に派生する品種、又は当該原品種の遺伝子型もしくは遺伝子型の組み合わせに起因する本質的特徴の発現を保持しつつ当該原品種に主に派生する品種 (2) 当該原品種と明確に区別できること (3) 当該原品種の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせから生じる本質的特徴の発現において、当該原品種に適合すること(派生行為から生じる差異を除く) ✓ EDV の保護の内容及び手続 ・ EDV は、インドでは登録品種と同様に保護されている。EDV の育成者権者は、登録品種の育成者と同様の権利を有し、登録期間中、EDV の増殖材料を独占的に生産、販売、市場へ流通、輸入、輸出することができる (Section 23 of 2001 Act)。 ・ ただし、EDV の保護には例外があり、登録された EDV の育成者は、EDV が派生した原品種の育成者権者との合意に従う。EDV の植物育成者は、原品種の育成者権者の承認がない限り、EDV の登録を申請することができない。原品種の育成者権者は、地域的利用を制限し、承認が有効である期間を定めるなど、承認を与えるための条件を規定する権限を有し、EDV の育成者に付与される登録は、常に、原品種の育成者権者から受領した認可の条件に従うものとする (Section 23(6) read with Section 28 of the 2001 Act and Regulation 13 of 2006 Regulations)。
⑯ベトナム	✓ 植物品種が、保護品種の派生行為から生じる明確な形質を除き、保護品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる本質的特徴の発現を保持する場合には、EDV とみなされる。なお、保護品種の派生行為には、遺伝子組換え、遺伝子改変、戻し交配、自然突然変異体、誘発突然変異、若しくは体細胞変異の選択、又は特定の方法による人為突然変異が含

	まれる (Articles 186 and 187.1 of LoIP、Article 15 of Decree 79)。 ✓ EDV の保護の内容及び手続。 ・ 原品種の権利者の排他権 (exclusivity) は、EDV に及ぶ。ただし、原品種自体が EDV でない場合に限る。
⑰ 韓国	✓ 以下に該当する品種は、EDV として育成者権の効力が及ぶ(植物新品種保護法第 56 条第 3 項 1 号) 原品種又は既存の由来品種から由来し、原品種の遺伝子型又は遺伝子の組合せにより現れる主要な特性を持つ品種で、原品種と明確に区別はされるものの、特定の育種方法による特性の違いを除いて、主要な特性が原品種と同じである品種 (植物新品種保護法第 56 条第 4 項)。

4. 育成者権の消尽について

(a) Tier 1

	育成者権の消尽	
	原則	ライセンシー/買主による契約違反と消尽の成否
①米国	① 植物特許 ✓ 所有権が移転(selling, or otherwise transferring ownership)する場合に消尽(<i>Impression Products v. Lexmark</i>) ・ リース契約等の場合は所有権移転を伴わないので消尽しないと考えられる。² ・ 米国外での所有権移転の場合も消尽する。 ② 育成者権(PVR) ✓ 販売その他の商業目的による譲渡(sold or otherwise marketed)がされた場合に消尽 ・ リースまたは使用許諾の場合に消尽するかについて確立した見解があるわけではない(消尽する可能性も十分あり)。	① 植物特許 契約違反の場合、消尽しない(<i>Impression Products v. Lexmark</i>)。

² 育成者権の消尽は所有権が移転された場合に生じるため、育成者権の消尽を回避するためには、苗木のリースや使用許諾を行う方法が考えられ、その場合、育成者権者と苗木業者等との間の契約においては、苗木を販売していない旨を明確に規定しておくべき(実質的に苗木の販売であると評価されないように契約内容を検討する必要)。

	・ 米国内での販売の場合にのみ消尽	
②オーストラリア	✓ 育成者権者による譲渡(sale)または育成者権者の同意による譲渡がされた場合は消尽する(Plant Breeder's Rights Act 1994 Section23)。 ※関連裁判例は不見当	✓ 契約違反の場合は、育成者権の同意があるとはいえないため、消尽しない(Section23)。 ・ 契約は独占・非独占を問わない。
③ニュージーランド	✓ 販売その他の商業目的による譲渡(sold or otherwise marketed)がされた場合に消尽(Section 18 of the Act)。 ※関連裁判例は不見当	
④南アフリカ	✓ 現行 PBR 法に権利消尽に関する規定が存在するが、いかなる場合に権利消尽が発生するか不明確(Sections 23(1), 23A and 23(6) of the PBR Act)。 ※関連判例(ただし、特許権) : <i>Stauffer Chemical Co. v Agricura Ltd 1979 BP 168 (CP)</i>	✓ 契約違反の場合には消尽しないと考えられる。 ※関連裁判例は不見当
⑤チリ	✓ 現地 PVR 法に権利消尽に関する規定なし。 ※関連裁判例は不見当	
⑥ペルー	✓ 販売その他の商業目的による譲渡(sold or otherwise marketed)がされた場合に消尽。 ※関連裁判例は不見当	✓ 契約違反の場合には消尽しないと考えられる。 ※関連裁判例は不見当
⑦スペイン	✓ 販売その他の商業目的による譲渡(sale or marketing)がされた場合に消尽する(Article 16)。	✓ 契約に違反して第三者に転売された場合であっても、最初の販売時に権利消尽する。 ※関連裁判例は不見当

⑧イタリア	✓ ①育成者権者により又は育成者権者の同意を得てイタリア、EU、若しくは欧州経済領域内で販売された場合、又は②育成者権の対象物を処分する権限を譲渡した場合(寄附も含まれる。)に消尽(IPC5 条 1 項、3 項) ・ 上記①について、非消費目的(繁殖目的)で(i)植物の繁殖材料若しくは増殖材料、又は(ii)収穫物(植物全体及びその一部を含む。)が販売された場合であって、(a)新たに再生産若しくは増殖されるとき、又は(b)当該品種に係る育成者権が保護されない国において再生産するために販売されるときは、消尽しない(但し、消費目的の場合は消尽する)。 ・ 上記②について、一般的な学説によれば、種苗の占有権が譲渡されただけでは消尽しない(G. E. Sironi, A. Colmano, in Vanzetti (ed.), Codice della proprietà industriale, 2013, p. 45)。 ✓ ミラノ裁判所の裁判例(2020 年 1 月 13 日、No. 189, Meilland International S.A: v. Parcoplant S.A.R.L)では、消尽に関する手続に関して以下のとおり言及されている。 ・ 育成者権の消尽に関する主張は、被告が答弁書の提出とともに行わなければならない。後日提出された消尽の抗弁を裁判所が検討することはできない。 ・ 消尽の抗弁の立証責任は高く、被告は、例えば、自社の敷地内で発見された植物が販売業者から購入したものと	① 苗木の購入者が、育成者権者との間の契約に違反して、育成者権者に無断で当該苗木を第三者に販売した場合 ✓ 育成者権者が苗木の購入者に苗木を販売した時点で育成者権は消尽しているため、この場合に育成者権が消尽するわけではない。 ※関連裁判例は不見当 ② 育成者権のライセンシーが、育成者権者との間のライセンス契約に違反して、育成者権者に無断で苗木を第三者に譲渡した場合 ✓ 当該譲渡は育成者権者の同意を得て行われていないため、育成者権は消尽しない。 ※関連裁判例は不見当
--------------	---	--

	一致することを示さなければならない。被告が決定的な証拠を提出できなければ、抗弁は認められない(本件では、抗弁の信用性は否定された)。	
⑨中国	✓ 販売行為(sale)のみにより消尽	✓ ライセンス契約に違反して、ライセンシーが無許可販売を行った場合、消尽しない。 ※関連判例 (2022) Zui Gao Fa Zhi Min Zhong No. 211 (ruled on November 18, 2022) : ライセンシーが、第三者への販売を禁止する旨の合意に違反して品種を販売した事案 (2019) Zui Gao Fa Zhi Min Zhong No. 953 (ruled on November 30, 2020) : ライセンシーが、合意された範囲、数量を超えて品種を販売した事案

(b) Tier 2

	育成者権の消尽	
	原則	ライセンシー/買主による契約違反と消尽の成否
⑩オランダ	✓ 植物体が市場に流通することにより育成者権は消尽する(ZZPW 第 60 条)。 ✓ ZZPW 第 60 条は、UPOV1991 の第 16 条 1 項に	① 苗木の購入者が、育成者権者との間の契約に違反して、育成者権者に無断で当該苗木を第三者に販売した場合

	基づく規定であるところ、UPOV1991の第16条1項は、植物体が「育成者により若しくはその同意を得て販売その他の販売手段がされたもの」であることを規定している。同じくUPOV1991に基づいている欧州植物品種権に関する規則2100/94の第16条は、植物体が「他人に処分される」ことを規定している。販売以外にどのような行為が消尽の引き金となり得るかは明確にはされていない。	購入者に販売された時点でPVRが消尽していなかったと仮定すると、PVR 保有者との契約に違反して無許可の第三者に販売しても、PVR は消尽しない。 ②育成者権のライセンシーが、育成者権者との間のライセンス契約に違反して、育成者権者に無断で苗木を第三者に譲渡した場合 この場合も、PVR は消尽しない。
⑪フランス	✓ 権利者により、又は権利者の同意を得て、売却又はその他の方法で処分された場合、その品種の育成者権は消尽する (L623 条 4-1II)。 ✓ L623 条 4-1II は、特定の領域における植物体の商業化を消尽の条件としていないため、フランスでは、UPOV1991 の第 16 条 1 項が規定する国内消尽及び同第 16 条 3 項が規定する EU 域内での消尽が確立されていない。	①苗木の購入者が、育成者権者との間の契約に違反して、育成者権者に無断で当該苗木を第三者に販売した場合 ✓ 関連裁判例は不見当だが、最初の購入者に苗木が販売された時点で、育成者権は消尽と考えられ、また、転売を制限する条項は、契約の相対的効力から育成者権者と最初の購入者のみに効力を及ぼす可能性が高いことから、育成者権は消尽すると解釈される可能性がある。 ②育成者権のライセンシーが、育成者権者との間のライセンス契約に違反して、育成者権者に無断で苗木を第三者に譲渡した場合 ✓ 関連裁判例は不見当だが、ライセンスが独占的である

		か非独占的であるかにかかわらず、育成者権は消尽しないと解される。 ✓ 商標権の消尽については類似の議論がある。 <i>CJEU, April 23, 2009, 1st Chamber, Case No.C-59/08</i> : 高級品のライセンス契約において、ライセンシーが商標権者からの許諾がない限り、ブランド品をディスカウント業者に販売しないことを規定していたにもかかわらず、ライセンシーが商標権の消尽を主張して再販売を行った事案において、商標権者は販売に同意していたものの、転売の質を条件としていたため、権利消尽の範囲は狭まった。
⑫トルコ	✓ 育成者によって又は育成者の同意を得て、国内において販売され、またはその他の方法で市場に出回った場合には、消尽する(Law no. 5042 Article31)。	①苗木の購入者が、育成者権者との間の契約に違反して、育成者権者に無断で当該苗木を第三者に販売した場合 販売により、権利者の権利は消尽する。その時点から、権利者は苗木の売却先に介入することはできない。したがって、無許可の第三者への苗木の販売は契約違反となるが、権利者はこのような状況に対して育成者権を行使することはできない。 ②育成者権のライセンシーが、育成者権者との間のライセンス契約に違反して、育成者権者に無断で苗木を第三者に譲渡した場合

		育成者権のライセンスは、当該権利の販売または市場に流通させる処分には当たらず、権利者はライセンシーによる販売に同意していないのだから、育成者権は消尽せず、権利者は、その育成者権に基づき、(または、ライセンス契約違反に基づき)ライセンシーによるそのような行為を阻止することができる()。
⑬メキシコ	✓ メキシコはUPOV 条約 1978 年の加盟国であるため、UPOV91 の 16 条に相当する規定は、メキシコ国内の法令に含まれていない。 ✓ 他の植物品種の遺伝的改良のための供給源又は研究材料としての使用、メキシコ法に基づく規則及び事務局が制定したメキシコの公式プロビジョンに従い、消費の穀物又は播種用の種子として個人的に使用することを目的とする限りにおいて、種苗を増殖させること、収穫する者の利益のみを目的とした、人間又は動物の消費については、育成者権者の同意は要求されない (Article 5 of the Mexican Federal Law)。 ✓ 増殖された種苗が権利者により、又は権利者の同意を得て売却又はその他の方法で処分された場合、育成者権は消滅する。	①苗木の購入者が、育成者権者との間の契約に違反して、育成者権者に無断で当該苗木を第三者に販売した場合 ✓ 育成者権は消尽せず、育成者権者は、行政上の権利を行使し、契約違反を理由とした民事上の請求を通じて権利を行使することができる。 ②育成者権のライセンシーが、育成者権者との間のライセンス契約に違反して、育成者権者に無断で苗木を第三者に譲渡した場合 ✓ 育成者権は消尽せず、育成者権者は、行政上の権利を行使し、契約違反を理由とした民事上の請求を通じて権利を行使することができる。 ※関連裁判例は不見当
⑮インド	✓ インド法では、消尽に関して規定されていないため、	①苗木の購入者が、育成者権者との間の契約に違反し

	UPOV1991 とは異なり、販売と同時に育成者権が消尽することはない。 ✓ 登録品種の育成者権者(又はそのライセンシーや代理人)は、育成者権者の同意の有無にかかわらず、農家の種子からの収穫物に対する権利を有しない。 ✓ 監督機関である PPVFRA によれば、播種材料が真正でない、すなわち登録品種の育成者(又はその下で主張するライセンシー若しくは代理人)の同意なしに使用されたものであっても、農家(Farmer)は作物の収穫を妨げられたり、作物の廃棄を求められたり、収穫物が加工されたものであれば加工品の商品化を妨げられたりすることはない。 ✓ もっとも、上記の保護については、以下のとおり例外がある。 ・ 農家に与えられる保護は、最終消費者のみを対象とした農産物に限られ、契約による商業目的には適用されない。栽培者が農家でないことが証明された場合、又は種子が「農産物」に分類できない加工品として販売された場合、保護は適用されない。 ・ 農家は、登録品種の種子や種苗を、登録品種の名称で販売することはできない。 ・ 農家が、商業的な農作物とは関係のない特別	て、育成者権者に無断で当該苗木を第三者に販売した場合 ✓ 苗木がもともと増殖目的で購入されたものであり、契約書にその旨が記載されている場合、購入者(最終的に購入した第三者を含む)は農家に該当しない可能性があるため、育成者権者は、苗木を購入した無許可の第三者による苗木の使用を制限できる可能性がある。 ✓ しかし、苗木が栽培目的で購入されたものであり、その苗木が個人農家である無許可の第三者によって栽培されている場合、インド法の下で農家に与えられている保護により、苗木の栽培を防ぐことはできない可能性がある。 ②育成者権のライセンシーが、育成者権者との間のライセンス契約に違反して、育成者権者に無断で苗木を第三者に譲渡した場合 ✓ ①と同様。 ※関連裁判例は不見当
--	--	---

	な栽培条件や投入をもたらすプロセスや手段を採用した場合、上記の保護は適用されない。 ✓ 育成者権の消尽に関して詳細に論じた裁判例は存在しないが、登録植物品種についての育成者の権利に対する特許権の消尽の原則を扱った裁判例として、Monsanto Holdings LLC vs. Nuziveedu Seeds Ltd & Ors, AIR 2019 SC 559 が存在する。同裁判例では、裁判所が、植物の遺伝子配列に関する特許は、その登録品種を販売するための育成者の権利を妨げることはできないと判断し、ある意味で、特許権者の権利は、登録品種に組み込まれた後に限定的な意味で消尽することを示唆した。	
⑩ベトナム	✓ 保護品種の種苗又は収穫物であって、権利者又はその指名を受けた者によりベトナム市場又は外国市場に販売等されたものについては、①更に増殖する行為、②保護品種について権利保護されていない国に輸出する行為(消費目的を除く)を除いて、育成者権は消尽する (Article 190 of LoIP)。	①苗木の購入者が、育成者権者との間の契約に違反して、育成者権者に無断で当該苗木を第三者に販売した場合 ✓ 第三者へ販売する行為は、①更に増殖する行為、②保護品種について権利保護されていない国に輸出する行為(消費目的を除く)を除いて、育成者権は消尽するため、契約上の根拠がない限り、育成者権者は、第三者に販売された保護品種の苗木について、自己の育成者権を主張できない。 ②育成者権のライセンシーが、育成者権者との間のライセン

		ス契約に違反して、育成者権者に無断で苗木を第三者に譲渡した場合 ✓ ベトナムの法律の下では、ライセンシーが育成者権者の許可なく、ライセンス契約に違反して、植物品種を使用するライセンスを受けた権利を第三者に譲渡する場合(ライセンスが独占的か非独占的にかかわらず)、育成者権は消尽しない。
⑰韓国	✓ 育成者権もしくはその専用実施権又は通常実施権を有する者により国内で販売又は流通された保護品種の種子、その収穫物及びその収穫物から直接製造された製品に対しては、育成者権の効力は及ばない(植物新品種保護法第 58 条)。	①苗木の購入者が、育成者権者との間の契約に違反して、育成者権者に無断で当該苗木を第三者に販売した場合 ✓ 法令上の規定や品種保護権に関する確立された法理は存在しないが、商標権及び特許権に関する判例に照らすと、消尽に該当する可能性がある。 ・ 大法院は、商標事件において「外国の商標権者又は正当な使用権者が商標を付着した後、取引当事者間の販売地制限約定に違反して他の地域にその商品が販売又は輸出されたとしても、(...)かかる約定違反のみで外国の商標権者が正当に付着した商標が違法なものとなるわけではないといえる」と判示した(大法院 2005.6.9.宣告 2002 다품 61965 判決)。 ・ また、法院は、特許事件において、特許権者がそ

		の特許発明が具現された物品を適法に譲渡した場合には、譲渡された当該製品については、特許権が既に目的を達成し消尽しているため、譲受人等がその製品を使用、譲渡又は貸与する行為等については、特許権の効力が及ばないと判断した(特許法院 2017.11.10.宣告 2017 ナ 1018 判決)。 これらは、商標権者、特許権者が商品を販売する場合、権利の消尽が発生し、販売条件に違反する後続販売についても商標権、特許権の効力が及ばないとする立場であると理解される。このような商標権、特許権における判示が品種保護権にもそのまま適用された場合には、消尽に該当する可能性がある。 ②育成者権のライセンシーが、育成者権者との間のライセンス契約に違反して、育成者権者に無断で苗木を第三者に譲渡した場合 ✓ 契約の具体的な内容、追加の流通を禁止する利益と苗木を購入した需要者保護の必要性等を総合して消尽の有無が判断されるものと思われる。 ・ 大法院は、商標事件において「通常使用権者が<u>契約の付随的な条件</u>に違反して商品を譲渡した場合まで一律的に権利消尽の原則が排除される
--	--	---

		ということはず、契約の具体的な内容、商標の主たる機能である商標の商品出所表示及び品質保証機能の毀損の有無、商標権者が商品販売で補償を受けたにもかかわらず、追加の流通を禁止する利益と商品を購入した需要者保護の必要性等を総合して商標権の消尽の有無を判断しなければならない。」と判示した上で、被告人が<u>販売場所の制限約定</u>に違反して商品を流通させた場合にも商標権消尽理論が適用されると判断した(大法院 2018 ド 14446 判決)。 ・ 法院は、特許事件においても「実施権者や購入者に課された条件や制限が実施権設定(ライセンス)契約書に明示された契約条件であるか、それとも実施権設定契約条件でなく付随的な内容に含まれているのか否かと、その約定の内容や性格等を具体的に検討し、そのように実施権設定契約に付加された条件や制限が特許権の濫用に該当し、又は独占規制及び公正取引に関する法律等に違反するか否か、及び購入者がその物を購入したときに、そのような条件や制限があったことを知っており、又は容易に知ることができたか否か、実施権設定契約書に明示された制限や条件が物の取引に及ぼす影響等の諸般の事情を総合的に考
--	--	--

		慮して判断しなければならないとし、類似の法理を提示している（ソウル中央地方法院2016.11.30.宣告2015ガ合560702判決）。 これらは、品種保護権にも同様に適用されるものと判断され、契約の具体的な内容、制限や条件が物品の取引に及ぼす影響等を考慮すると、第三者への苗木の販売を禁止することが契約の付随的な条件と解される場合に限り、権利の消尽が認められるものと思われる。
--	--	---

5. カスケード原則

(a) Tier 1

	カスケード原則	
	カスケード原則の内容	関連裁判例の有無
①米国	✓ 特許法、PVR 法いずれについても、カスケード原則を明示的に定義した法令はない ✓ もっとも、PVR 保有者は、(別途消尽などの法理による制限はかかるものの、)カスケード原則で認められる範囲と同様に、自己の権利を行使することが可能とされる(U.S. Plant Variety Protection Act Section111(c)(4))。	不見当
②オーストラリア	✓ 以下の場合には、種苗(propagating material)について与えられる保護が、収穫物(harvested material)及び収穫物(products of harvested material)から作られる収穫物に拡大される。 ✓ 収穫物への保護の拡大 収穫物に保護が拡大されるためには、以下の要件を満たす必要がある。 ① 種苗が育成者権者の許可なく生産又は増殖されたこと ② 育成者権者が当該種苗に関して権利を行使する合理的な機会を有していないこと ③ 収穫物が当該種苗から収穫されたこと	✓ Cultivaust Pty Ltd v Grain Pool Pty Ltd は以下の点を判示 ・ 最初に購入した種子から作物(G1)を栽培して商業化(販売)することは、種子として販売されない限り育成者権侵害ではない。 ・ 後続世代(G2)を栽培して商業化(販売)することには育成者権者の許諾が必要

	✓ 加工品への保護の拡大 加工品に保護が拡大されるためには、以下の要件を満たす必要がある。 ① 種苗が育成者権者の許可なく生産又は増殖されたこと ② 育成者権者が当該種苗に関して権利を行使する合理的な機会を有していないこと ③ 当該種苗から収穫物が生産され、育成者権者が当該収穫物に関して権利を行使する合理的な機会を有していないこと ④ 当該収穫物から加工品が作られたこと ※ オーストラリアにおいては、育成者権者が権利を行使できるか否かではなく、権利を行使する合理的な機会があったか否かで権利の範囲が拡大されるか否かの判断がされることに要留意。	
③ニュージーランド	✓ Section15(2)(b)にて、以下のように規定されている。 ・ 育成者権者は、繁殖材料の無断使用について、収穫材料に対する合理的な権利行使の機会がなかった場合に限り、PVR に基づく排他的権利を行使することができる。	不見当
④南アフリカ	✓ 当該品種の無許可使用によって得られた収穫物の生産、複製、増殖目的の調整、販売又はマーケティング、輸出、輸入又は貯蔵を行おうとする者は、事前にその権限を得る必要があると規定しているところ (Section23(1))、育成者が保護品種の増殖材料に関して権利を行使する合理的な機会を有していた場合には、かかる規定は適用されない(同(3))。	不見当
⑤チリ	✓ 育成者権は、植物体及び繁殖材料に対して及ぶが、果実に対しては	No. C-13075-2009, 28th Civil Court of

	及ばない(Section19(342))。 ✓ そのため、チリではカスケード原則は導入されていない。	Santiago, May 14, 2013 同裁判所は、育成者権が知的財産権の一種であることを考慮すると、育成者権者は、植物品種に対する排他的な所有権を有するだけでなく、その果実等の生産物やそこから生じる収益に対しても権利が及ぶと判示した。 なお、同判決は、育成者権の範囲を果実にまで拡大するものであり、チリの法原則に反するため批判を受けている。
⑥ペルー	✓ カスケード原則について明確に定めた法令上の規定はない。 ✓ もっとも、以下の同様の規定が存在する(Section24)。 育成者権者は、繁殖材料に対する合理的な権利行使の機会がなかった場合に限り、PVR に基づく排他的な権利を行使することができる。	不見当
⑦スペイン	✓ NPV 保護法第 13 条第 1 項()は、「二次的保護」に関してカスケード原則を導入しており、権利者は、種苗の生産/増殖物の無断使用によって取得された収穫物に関して、当該生産/繁殖増殖物に係る権利を合理的に行使することができなかった場合にのみ、その権利を行使することができる」と定めている。	<u>Judgment of the Civil Chamber of the Supreme Court of 19 April 2023</u> Club Variedades Vegetales Protegidas(<u>cvvp (clubvvp.com)</u>)-Sociedad de Transformación n.º. 3813 Nuestra Señora del Mar 間の訴訟。

		裁判所は、みかんの品種「ナドルコット」について、CJEU が 2019 年 12 月 19 日判決(case C-176/18, “Club de Variedades Vegetales Protegidas”)において確立した基準を適用し、欧州 PVR に関する規則 2100/94 第 13 条 3 項が定める要件は、NPV 第 13 条 1 項におけるそれと同一であると述べた上で、同規則 13 条 3 項の定める要件「収穫物が保護品種の品種構成要素の不正使用によって得られたものであること」は、保護品種の生産行為が仮保護期間中(すなわち PVR が付与される前)に行われたものである場合には、満たされないと判断した。 <u>Judgment of section 3 of the Court of Appeals of Granada 22 December 2022</u> Florida Foundation Seed Producers INC 及び Rústicas del Guadalquivir SL – Los Arenales de Mazagón SL 及び Las Posadillas SCA 間の訴訟。 ブルーベリーの 2 品種(「エメラルド」と「スノーチェイサー」)をめぐる侵害に関する事案で、第二要件である「権利者及びその独占的ライセンシーが品種の繁殖材料又は増殖材料に関してその権利を合理的に行使することができなかったかどうか」の充足性が問題と
--	--	---

		なった。 裁判所は、権利者が従前から様々な農業団体と、ブルーベリーの無許可農場の正規化に関する協定について交渉してきたという事実からすれば、無許可での増殖行為を知らなかったと結論づけることはできないとして、同要件の充足性を否定した。
⑧イタリア	✓ IPC107 条 2 項は、育成者権者が無断で使用された種苗に関してその権利を合理的に行使することができなかった場合に限り、当該種苗から得られた収穫物に関して本来的に育成者権者の承認が必要な行為(繁殖、販売、輸出等)がなされるときに育成者の承認を要する旨を規定している。	① イタリア最高裁、1995 年 1 月 19 日、第 6932 号、Renato D'Ambrosio 対 Luciano Patrucco ✓ バラの品種についての育成者権の侵害に関する事案において、外国で栽培された当該品種のバラをイタリアに輸入したことが、カスケード原則に基づき当該品種の育成者権を侵害すると判断された ② ミラノ裁判所、2023 年 6 月 21 日、第 5119 号、S.W.I. LLC 対 P.M. S.r.l.、V. S.r.l.、P.P.C. S.r.l.、DOTT.N.C.S.r.l.及び A.L.) ✓ 種なしぶどうの品種(SUGRATHIRTEEN)についての育成者権の侵害に関する事案において、育成者権者に無断で当該品種のぶどうの繁殖材料又は増殖材料を使用して得られた収穫物を

		販売したことが、カスケード原則に基づき当該品種の育成者権を侵害すると判断された ③ バリー裁判所、2023 年 2 月 1 日、第 341 号、F.E.S. S.r.l.対 E.P.、A.M.及び C S.r.l.ほか事件 ✓ 種なしブドウ品種(RED GLOBE)についての育成者権の侵害に関する事案において、育成者権者に無断で当該品種のぶどうの繁殖材料又は増殖材料を使用して得られた収穫物を販売したことが、カスケード原則に基づき当該品種の育成者権を侵害すると判断された ④ ジェノヴァ裁判所、2021 年 2 月 25 日、第 455 号、Sun World International LLC 対 Felice Demarinis、Villafrut S.r.l. 及び Penny Market S.r.l. ✓ 種なしぶどうの品種(SUGRATHIRTEEN)についての育成者権の侵害に関する事案において、育成者権者に無断で当該品種のぶどうの繁殖材料又は増殖材料を使用して得られた収穫物を販売したことが、カスケード原則に基づき当該品種の育成者権を侵害すると判断された(上記②と同様の事案) ⑤ ジェノヴァ裁判所、2021 年 1 月 29 日、第 179
--	--	--

		号 ✓ 種なしぶどうの品種についての育成者権の侵害に関する事案において、育成者権者に無断で当該品種のぶどうの繁殖材料又は増殖材料を使用して得られた収穫物を販売したことが、カスケード原則に基づき当該品種の育成者権を侵害すると判断された ✓ 裁判所は、IPC125 条に基づき、侵害者が権利者からライセンスを取得した場合に支払わなければならないであろうロイヤルティの額を想定し損害賠償金額を算出した ⑥ ミラノ裁判所、2023 年 1 月 19 日、第 465 号 ✓ 種なしぶどうの品種(SUGRATHIRTEEN 等)についての育成者権の侵害に関する事案において、育成者権者に無断で当該品種のぶどうの繁殖材料又は増殖材料を使用して得られた収穫物を販売したことが、カスケード原則に基づき当該品種の育成者権を侵害すると判断された
⑨中国	✓ 中国種子法 28 条 3 項は以下のとおり規定。 「前項に規定される行為(PVR 保護行為)が、保護品種の増殖資材の不正使用により得られた収穫資材を伴う場合、当該行為は、品種権者の許諾を条件とする。」 ✓ もっとも、UPOV91 年第 14 条 3 項に規定するように、収穫物から直	不見当

	接得られた製品の保護を定めた規定はない。	
--	----------------------	--

(b) Tier 2

⑩オランダ	✓ カスケード原則は ZZPW 第 57 条 4 項に規定されている。この条文は UPOV 1991 の第 14 条 2 項および基本規則の第 13 条 3 項に基づいている。PVR 保有者の排他的権利は、(ii)PVR 保有者がその種苗に関する権利を合理的に行使することができた場合を除き、(i)認可が付与されていない種苗の使用により得られた植物および植物の一部を含む、当該品種の収穫物に関する行為にも適用される。
⑪フランス	✓ 以下の製品が保護品種の繁殖材料の使用から得られた場合は、偶発的、偶然又は無許可の使用を除き、排他権は、当該製品に及ぶ。ただし、育成者が合理的にその権利を行使している場合はこの限りでない(L623 条 4(II))。 ①植物全体及び植物の一部を含む、収穫物。 ②保護品種の収穫物から直接製造された製品。 ✓ 農場の種子については、L623 条 24-1～L623 条 24-4 に例外が規定されている。農家は、自己の所有地において、育成者の許可なく、繁殖の目的で、保護品種を栽培することによって自らが得た収穫物を使用する権利を有し、この使用は、侵害を構成しない。なお、この場合、農家は、育成者権者に補償金の支払義務を負う。
⑫トルコ	✓ 法第 14 条 2 項、3 項に規定されている。 ✓ 保護品種の種苗の無許可の使用により生じた収穫物については、育成権者が独占的権限を有するすべての行為について権利者の承認を必要とする。ただし、権利者が過去に合理的な機会があったにもかかわらず、当該種苗についてこの権利を行使しなかった場合には、承認を要しない。 ✓ 保護品種の種苗の無許可の使用の結果得られた収穫物から直接得られる完成品にも拡大される。 ✓ 関連裁判例は不見当
⑬メキシコ	✓ メキシコ法では、カスケード原則について規定されておらず、関連裁判例も不見当

⑮インド	✓ インド法では、カスケード原則について規定されておらず、関連裁判例も不見当
⑯ベトナム	✓ ベトナム法には、カスケード原則に関する具体的な規定はない。もっとも、育成者権者が種苗に対する権利を行使する合理的な機会があったにもかかわらず行使しなかった場合を除き、保護品種の種苗の違法な使用から得られた収穫物にも育成者権者の権利及ぶことが規定されている(Articles 186.2 of LoIP)。 ✓ 関連裁判例は不見当
⑰韓国	✓ 育成者権の効力は、育成者権者の許可なく盗用された種子を利用して業としてその保護品種の種子から収穫した収穫物又はその収穫物から直接製造された産物に対しても及ぶ。ただし、その収穫物に関して正当な権原がないことを知らない者が直接製造した産物については、この限りではない。また、収穫物から直接製造された産物の場合、その収穫物が盗用された種子を利用して業として収穫したものであり、善意の製造者が直接製造した場合でなければ育成者権が及ぶ。 ✓ ただし、韓国法上、育成者権者が種子又は収穫物に対して権利を行使できなかった場合にのみ、収穫物又は産物に対して権利を行使できるという制限はない。

6. 育成者権のライセンス契約のポイント

(a) Tier 1

	ライセンス契約のポイント		
	苗木や収穫物に関するロイヤルティ	侵害予防の工夫	契約の終了
①米国	✓ ライセンス料には、植物の購入又はリース・使用のいずれについても、1株あたり又は1ヘクタールあたりの料金が含まれるのが一般的 ✓ 収穫物の販売には、販売量に応じた料金が含まれるのが一般的	✓ ライセンサーが、ライセンシー・サブライセンシーの帳簿、記録等を監査・検査する権利を有し、また、植物が栽培され、果実が包装、貯蔵等される可能性のある全ての施設を検査する権利を有する旨を取り決めるのが一般的	✓ 解除条項には、知的財産権者がすべての植物体を所有する旨、または、ライセンス品種のすべての植物？を破棄するようライセンシーに指示する権利を有する旨を含めるのが一般的
②オーストラリア	✓ オーストラリアの育成者権業界の大手5～10社は、種苗等の販売額の5%程度を目安にロイヤルティを算出	✓ ライセンシー(苗木業者、生産者等)が所有又は管理する圃場の検査又は会計帳簿の閲覧をする権利を規定することが一般的 ✓ ライセンス契約が解除された場合、ライセンス又はリースされた植物体の根の破壊を要求するのは標準的なことであり、育成者権者は、ライセンス供与された植物体を破壊する権利を保持することが通常である。	✓ オーストラリアでは、契約条項に基づいている限り、契約違反を理由とする解除権は制限されない。 ✓ 育成者権者がいつでも自由に解約できる育成者権のライセンス契約は一般的ではない。仮にそのような契約を締結した場合、不公正契約条項制度が適用される可能性はある。

③ニュージーランド	✓ 標準的な計算方法は、売上高の割合に基づくロイヤリティ計算、もしくはライセンシーの施設に設定された料金となる。	✓ 契約上、定期的な報告要件や、ライセンサーがライセンシーの施設を定期的に監査する権利が規定されていることが通常である。 ✓ 監査に従事する第三者を雇用するように要求することも一般的である	✓ 解約条項の範囲は当事者間の取り決めによる。 ✓ ライセンシーが契約終了時にライセンス供与された植物体の処分を要求することが一般的である(廃棄証明の提出までを含む)。
④南アフリカ	✓ 特になし	✓ 契約条件を遵守できなかった場合の懲罰的賠償の規定を設ける。	✓ 当事者は合意解除の効果について自由に合意することができる。 ✓ 使用許諾を受けた植物体の返還又は廃棄を要求する権利を含めることが一般的。
⑤チリ	✓ 特になし	✓ ライセンス対象植物の不正使用や不正譲渡を検知、監視するための条項が一般的に含まれている。	✓ ライセンシーに対して、対象植物に関する増殖、販売等の取組みを直ちに停止させる規定、在庫にある全ての対象植物のリストの提供を義務付ける旨の規定を含めることが一般的である。
⑥ペルー	✓ 一般的なロイヤリティの仕組みはないは、以下の基準を用いて計算することが可能。 ・ ライセンシーの純売上高に対するパーセンテージに基づいてロイヤリティを計算 ・ 年間固定料金又は販売される	✓ 監査権：ライセンシーの記録、施設、及び業務について定期的な監査又は検査を実施し、契約条件を遵守しているか確認 ✓ 報告義務：ライセンシーに対し、ライセンス対象物の生産、増殖、流通に関する詳細な報告書を定期的に提	✓ ライセンスを受けた植物材料をライセンサーに返却又は廃棄する義務 ✓ ライセンスを受けた植物材料の追加使用、増殖又は商業利用の中止を要請 ✓ 契約終了時に現在ある植物材料を収穫し、処分するための手順の定め ✓ ライセンシーが契約終了までに生産又

	ライセンス植物品種の単位あたりの固定額を指定する ・ 最低ロイヤリティの設定 ・ 契約一時金の支払い ・ その他上記方法の組合せ	出する義務を課す ✓ タグ付け・識別：許可されていないものと区別されるためのタグ、ラベリング又はマーキングの要件を規定する ✓ 圃場・施設の検査：ライセンサーにライセンス対象物が栽培、繁殖又は保管されている施設を検査する権限を付与する ✓ 第三者取引の通知：ライセンス対象物にかかわる第三者との取引について、ライセンサーへの通知を義務付ける ✓ サブライセンスの制限 ✓ 品質管理基準の設定 ✓ 守秘義務・機密保持義務の定め ✓ 不正使用・無断譲渡に対する損害賠償・差止請求・解除権・補償条項	は取得した植物品種の残存在庫を販売することを認めるか否かについて規定 ✓ ライセンシーが契約終了後一定期間、類似の植物原料の使用、販売を禁ずる競業避止義務
⑦スペイン	✓ 一般的なロイヤリティの算定方法には、例えば、収穫物の収益や耕作面積が基準としたり、耐久性の程度、各品種の生産量と時期や収益性などの要素を考慮するものがある。	✓ ライセンス契約上、ライセンシーに対し、在庫(苗木など植物体の特定を含む。)や、種苗の管理に関する書面化されたプロセスや、種苗の移転や譲渡に関する正確で詳細かつ監	✓ スペイン民法(SCC)第 1256 条では、①継続的な契約の場合及び②契約に定められている期間が無期限契約と解釈できるほど長い場合を除き、期間を定めた契約の場合、当事者が一方的に、

	✓ PVR ロイヤリティについて、権利者が利用を許諾する品種の数や、生産が行われる区画の広さを考慮してロイヤリティを評価した裁判例がある(例えば、2011 年 3 月 3 日 (<u>Judgment of section 4 of Court of Appeals of Murcia of 3 March 2011</u>)および2012 年 4 月 24 日付ムルシア控訴裁判所第 4 部判決(<u>Judgment of section 4 of Court of Appeals of Murcia of 24 April 2012</u>)、2021 年 6 月 30 日付グラナダ控訴裁判所第 3 部判決(<u>Judgment of section 3 of Court of Appeals of Granada of 30 June 2021</u>)、2012 年 2 月 27 日付バレンシア控訴裁判所第 9 部判決(<u>Judgment of section 9 of Court of Appeals of Valencia 27 February 2012</u>)。	査可能な記録の保管義務を課すことがあり得る。	または帰責事由なく契約を解除することは認められていない。なお、PVR ライセンシングの分野において、契約期間を 20 年程度と設定する例は珍しくなく、スペイン法上、そのような PVR ライセンス契約が無期限契約とみなされる可能性は低い。 ✓ 他方で、違約罰(損害賠償の予定に類似のもの)を課すことは、具体的な状況に照らして合理的なものであれば認められており、これを契約に規定しておくことによって、実務上、一方当事者による任意解約を可能にすることができる。 ✓ ライセンス契約終了後の措置に関する条項には、苗木の伐採など、繁殖物()を根こそぎ処分すること(ライセンサーに対する廃棄証明の提出を含む)、ライセンサーから提供された残存する種苗や情報を廃棄又はライセンサーに返却すること、在庫として残った種苗及び生産された果実の量に関する詳細な報告を提出すること等をライセンシーの終了後の義務として契約に規定することが一般的
--	---	-------------------------------	--

			である。
⑧イタリア	✓ ロイヤリティは、一般的に、以下の方法により算出される。 ① 収穫物に係る経営成績に応じで計算されるロイヤリティ。具体的には、(i)ライセンシー(生産者)が販売した収穫物の量、若しくは (ii)ライセンシー(生産者)が販売した品種の苗の本数に一定の金額を乗じる。 ② 耕作面積又は植栽に使用された苗の本数に一定の金額を乗じる(一括で支払われるロイヤリティ。いわゆる「エントリーフィー」方式)。	✓ ライセンス契約に、保護品種の繁殖材料、増殖材料若しくは収穫物が高い品質基準を達成するような方法で植物を管理・監視する義務、又は繁殖材料の持ち出しや譲渡を防止する義務が含まれる場合がある。 例えば、ライセンシーが実施する剪定作業の際に増殖目的のために種苗の一部を盗むことを防止するため、剪定されたものすべて破棄する義務が想定される。 ✓ ライセンス契約に、増殖材料又は果実の損傷・盗難を防止することを目的として適切なセキュリティ設備(監視カメラ、フェンス)を設置することをライセンシーに義務付けることも考えられる。	✓ 民法上、契約を一方的に解除する権利は、契約上に明示的に規定されていなければ効力を生じない(イタリア民法1373条)。 - 但し、上記規定がなくとも、期間の定めのない契約又は期間が極めて長期であり事実上期間の定めがないといえる契約については、合理的な通知により契約を終了させることができると解されている。 - ライセンス契約については、比較的長期(20年間等)の契約でも、育成者権の存続期間と一致することが多く事実上期間の定めのない契約ということができないから、上記規定のない限り一方的な解除はできないと考えられる。 ✓ ライセンス契約において、契約終了後のライセンシーの義務を詳細に規定することが望ましい。一般的には、以下の義務を規定することが想定される。 - ライセンシーの下に残った繁殖材

			料、増殖材料又は果実の数量に関する詳細な報告書をライセンサーに提供する義務 ・ ライセンサーが指名する専門家の立会いの下、増殖材料を撤去し、種苗を破壊(伐採を含む。)する義務 ・ 品種の増殖・販売、果実の生産・販売、及び品種名の使用を控える義務
⑨中国	✓ 繁殖業者との間でライセンス契約を締結する場合、ライセンシーが生産する苗木 1 株当たりのライセンス料を固定額とするのが一般的なロイヤリティ計算の仕組み。 ✓ 収穫物の生産者との間のライセンス契約を締結する場合、ロイヤリティは品種の栽培面積の尺度に基づいて計算されるのが一般的である。場合によっては、栽培者は、ライセンサーから栽培者に供給される植物ごとに固定ライセンス料を支払う必要もある。	✓ 品種を増殖、繁殖する地域の GPS 地図の作成 ✓ ライセンシーが、増殖・栽培場所、数量、プロセス及び増殖材料・収穫材料の譲渡に関する記録について詳細な記録を保持する義務 ✓ ライセンサーがライセンシーの増殖・栽培場所を訪問し、検査して遵守を確認する監査権	✓ ライセンシーは、ライセンサーに対し、契約終了時に自己が所有又は管理する植物体の在庫、内容、数量の詳細を提供する旨を定める。 ✓ 全ての増殖材料について、ライセンサーに対し返却する、又はライセンサーの監督下で、ライセンサーの選択により破棄若しくは伐採する義務を定める。 ✓ ライセンス対象の品種に関する秘密情報をライセンサーに対し返却する、又は、ライセンサーの選択により破棄若しくは削除する義務を定める。

(b) Tier 2

⑩ オランダ	✓ ロイヤルティ計算の仕組みは、作物やライセンスの種類(例えば、増殖、生産、果実の取引)ごとに異なる。例えば、第三者に販売される植物体の単位あたり一定額のランニングロイヤリティであったり、植えられた植物 1 本あたりのロイヤリティであったり、販売された果実の価値の一定割合の支払いであったりする。 ✓ ライセンス契約には通常、ロイヤリティの報告義務や監査権、生産者の施設を検査する権利が含まれている。 ✓ 契約の当事者はその期間について自由に合意することができる。当事者が一定の固定期間(例えば PVR の期間)について合意した場合、別段の合意がない限り、原則として契約を早期に終了させることはできない。契約期間が無期限の場合は、合理的な予告期間を考慮して契約を解除することができる。 ✓ ライセンス契約の終了後、ライセンスは終了し、被許諾者は保護された品種に関連する行為を行う権利をもはや有しないことをライセンス契約で定めるのが一般的である。さらに、ライセンサーは、ライセンシーに資料の廃棄又は返還の義務を課することができる。
⑪ フランス	✓ ライセンス契約におけるロイヤリティの一般的な計算方法は、以下のとおりである。 ・ 品種の増殖に関するライセンスの場合、ロイヤリティは生産・販売された植物体の数量に比例する。 ・ 品種の複製・販売に関するライセンスの場合、ロイヤリティは、販売単位ごとの売上高に基づいて算出される。 ・ 果実生産者による栽培に関するライセンスの場合、育成者が栽培された植物 1 本ごとのロイヤリティ又は、栽培面積に応じた定額料金を支払う。 ✓ <u>SICASOV</u> (the Agricultural Collective Interest Company for Plant Varieties Breeders)は、ライセンス契約のロイヤリティを算出するための年間スケールを公表している。 ✓ ライセンス契約で定められた、種子の販売価格に基づくロイヤリティの場合、ロイヤリティは販売価格に対するパーセンテージで計算することもできる。例えば、種子の販売価格又はその商業的価値の 20%をロイヤリティとした裁判例(Court of Appeal Paris, 18 May 2021, no. 18/28526)や、元となる種子から得られた増殖のヘクタール数に基づいてロイヤリティを算定することもできるとした裁判例(Court of Appeal Toulouse, 30 March 2016, no. 14/03047)が存在する。 ✓ 侵害予防の工夫

	ライセンス対象物の不正使用や不正譲渡を監視するために、ライセンシーの義務に関して以下の条項を規定することが考えられる。 ・ ライセンシーは、ライセンサー又はライセンサーが正当に承認した供給元に由来する植物体のみを使用する義務を負う。 ・ ライセンシーは、販売時にライセンス対象物を正しく識別する義務がある（保護品種であることを示す品種の正式名称、場合によっては保護名称の参考、及び該当する場合はブランド名を植物に表示する）。 ・ 検証目的で、ライセンサーがライセンシーの農場へ立ち入ることを認める。 ・ ライセンシーは、付与された権利に関連する活動を育成者/ライセンサーに申告し、育成者が閲覧可能な書面による記録を保管する義務、品種ごとに達成された販売(特に販売数量を示す)又は売上高に関する年次報告書をライセンサーに送付する義務を負う。 ・ サブライセンシングの禁止、サブライセンシーの事前の同意と確認を条件とするサブライセンシング、及びサブライセンシーがライセンス条件を遵守する義務等を規定する。 ・ 契約の対象となる植物品種の生産の全部又は一部を第三者に委託することを禁止し、又は、ライセンサーの事前の同意及び、ライセンス契約の条件、特に管理に関する条件の遵守について同意を得ることを条件として第三者に委託する。 ・ ライセンシーが、ライセンサーの明示的な同意なしに、技術種子を直接又は間接的に輸入又は輸出することを禁止する。種子を商品化するライセンシーが、その買い手から、これらの種子を直接又は間接に輸出しない旨の確約を得る義務を負う。 ・ ライセンシーがライセンス契約により負う義務を履行しない場合、特に不申告または不十分な申告があった場合に契約を解除する。 ・ ライセンシーは、育成者/ライセンサーに、品種の不正使用を認識した場合、直ちに通知する義務を負う。 ✓ 契約の終了 ・ 契約条項に基づいている限り、契約違反を理由とする解除権は制限されない。また、ある当事者が他方当事者による一方的な契約解除を正当化できるほど重大な行為に及んだ場合も契約を解除できる。 ・ 商法の観点からは、フランス商法 L.442-1 II.条に基づき、たとえ部分的であっても、商取引慣行や職業間協定を参照し、商取引関係の期間を考慮した事前の書面による通知がない場合、確立された商取引関係を突然終了させる生産、流通、サービスの提供に従事する者は、損害賠償責任を負う。
--	---

⑫トルコ	✓ トルコの法令及び実務の下では、各取引共通の標準的なロイヤリティ計算メカニズムは存在しない。 ✓ 不正使用を探知・監視するために、ライセンス契約には一般的に、ライセンシーの苗床を訪問することによる監査を行うこと、侵害を認識した場合にはライセンサーに通知すること、生産及び供給されたすべての種苗の正確な記録を保管し、定期的に報告すること等を定める。
⑬メキシコ	✓ メキシコの法令及び実務の下では、各取引共通の標準的なロイヤリティ計算メカニズムは存在しない。 ✓ ライセンス契約の延長は、当局が最初に発行した育成者権証明書の有効期間を超えることはできず、その有効期間は発行日から最長 18 年である。 ✓ ライセンスを供与された植物体や収穫物の伐採、除却等の義務を含め、契約に規定できる契約解除事由や契約終了後の措置について特段制限はない。
⑮インド	✓ インドでは、苗木や収穫物(果実)に関するライセンス契約におけるロイヤリティの計算メカニズムは特段存在しない。 ✓ The Department of Agriculture, Co-operation and Farmer's Welfare は、遺伝子組換え技術(GM 技術)のライセンサーが、その GM 技術を品種に組み込むことに関心を持つライセンシーに支払うロイヤリティの計算式を規定した「遺伝子組換え技術契約ガイドライン(Licensing and Formats for GM Technology Agreement Guidelines, 2016)」の草案を公表しており、育成者権者に支払うロイヤリティーの計算方法については定められていないものの、インドにおけるロイヤリティの支払いの一般的な慣行を知ることができる(ガイドラインは)まだ最終化、実施されていない)。当該ガイドラインによると、ライセンシーが支払うロイヤリティには、契約一時金と種子の価格に依存する変動金の 2 つの要素があるとされており、ロイヤリティ支払いの変動要素は、種子価格の 10%を超えてはならないとされている。 ✓ 侵害予防のために、ライセンス契約において、以下について規定することが考えられる。 ・ ライセンシーは、サプライチェーン全体を通じてトレーサビリティを可能にする固有の永続的な(可能であれば)ラベル、タグ、又はその他の識別子を貼付又する義務を負う場合がある。これには、品種名、バッジ番号、生産日などの情報をラベル又タグに符号化することが含まれる。 ・ ライセンシーは、詳細な購入者情報を含め、ライセンス対象物の生産、廃棄、販売、流通に関する詳細な記録を保持する義

	務を負う。 ・ ライセンサーは、台帳及び財務情報を含む関連記録を監査する権利、及び合理的な通告に基づく立入検査の権利を有する。監査権は、合理的な期間、契約終了後も存続する。 ・ ライセンシーは、ライセンス対象物の無許可の使用に対して、ライセンサーが独自の裁量で選択する法的措置又は調査措置において、ライセンサーに協力し、合理的な援助を提供する義務を負う場合がある。 ・ ライセンシーは、ライセンス対象物の不正使用又は不正譲渡が疑われる場合、又は実際にライセンシーの知るところとなった場合、速やかにライセンサーに通知する義務を負う。 ✓ インドにおける栽培契約は、契約終了時に、耕作者(農産物が契約者の所有となるような契約に基づいて登録品種を栽培している者)に対し、立木作物の処分又は廃棄を証明させる条項があるのが一般的である。 ✓ また、耕作者は the 2001 Act 上の「農家」ではなく、収穫物があつたとしても the 2001 Act 上の「農産物」には該当しないことを明確に認めるよう求める条項もある。また、耕作者は、増殖材料を含め、許諾された種苗を一切保持していないことを明示的に確認する必要がある。 ✓ ライセンシーは通常、農産物を所有する「農民」に拡大された保護に依拠し、苗木の伐採要求を拒否することがあるため、歴史的に、ライセンサーがライセンシーに土地に植えられた苗木の伐採を強制することが困難な場合がある。
⑩ベトナム	✓ ベトナムの法律では、苗木や収穫物(果実)に関するライセンス契約におけるロイヤリティの計算メカニズムについては規定されていないため、当事者の取り決めに従うことになるところ、以下のようなロイヤリティの計算メカニズムが考えられる。 ・ 固定価格：ベトナムにおけるコメ、トウモロコシ、ドラゴンフルーツなどの取引の多くにおけるロイヤリティは固定価格であり、品種を独占的又は非独占的に使用する場合に育成者に支払われる。 ・ 実数ベースのロイヤリティ：この場合のロイヤリティは固定ではなく、品種を使用した果実の収穫量に基づいて決定される。
⑪韓国	✓ 広く確立されたロイヤリティ計算メカニズムが存在するわけではないが、国立種子院が品種実施権契約書の様式を提供しており、これによると、経常実施料(ランニングロイヤリティ)又は混合実施料方式を採用しており、具体的には次の方法を提示している。 1. 実施した種子、その収穫物及び加工品の売上高を基準に毎四半期ごとに XX%に相当する実施料(固定実施料が追加される場合もあり)

	2. 当該品種の許可数量×販売予定単価×基本率 3. 一定実施料に、年間販売計画量を超過して販売した場合には、超過分の XX%の経常実施料を追加で支払い 4. 実施に応じて発生する収益から費用等を除いた純利益の XX% ✓ 国立種子院の品種実施権契約書様式の一部に「育成者権者は、必要に応じて実施権者から実施状況その他実施に必要な事項につき報告を求め、又は職員を派遣して実施に関する帳簿、書類その他の物品を調査することができ、実施権者は、これに協力しなければならない。」という規定(実施状況調査)が含まれている。 ✓ すべての契約に含まれているわけではないが、国立種子院の品種実施権契約書様式の一部で、契約期間が満了したとき、又は契約が解約された場合、育成者権ライセンス実施による生産物であって実施料の未納分をライセンシーが所有又は占有する場合、その生産物に対応する実施料を追加で支払うよう規定している。 ✓ 契約解約時にライセンシーが土地に植えた苗木を伐採させる義務等をライセンス契約に盛り込むことができる。ただし、このような義務を課すことが正当な権利行使の範囲を逸脱している場合、独占規制及び公正取引に関する法律の観点から問題となる可能性がある。
--	---

7. 侵害に対する救済措置

(a) Tier 1

	育成者権侵害に対する救済措置		
	救済措置の概要	育成者権侵害の立証について	裁判例、水際措置の有無及び内容
①米国	✓ 特許権及び PVR に関する訴訟は、米国連邦裁判所を通じて行われ、他の民事訴訟と同様、特許又は PVR を、証拠の優越(ある事実が「ない」というよりは「ある」といえるかという基準での判断)により証明する必要がある。 ✓ 広範な証拠開示制度があるため、訴訟費用が高額となることが多い。 ✓ 被告が侵害訴訟において、主に反訴の形で原告の知的財産権の有効性に異議を唱えることが多いため、権利者である原告は、栽培試験の結果や関連契約を慎重に作成しておくことが重要となる。	✓ 侵害立証を転換できる立法措置や代替手続はない。 ✓ 侵害立証には、開示された書面に加えて、DNA 分析や遺伝子比較が一般的に用いられている。	✓ 過去 3 年間、裁判例(刑事事件を含む)は不見当 ✓ 過去 3 年間、実際に行われた水際措置は不見当
②オーストラリア	✓ 育成者権の侵害訴訟は、育成者権者又は独占的ライセンスのみ	✓ 植物育成者権法には、侵害事実や損害について、育成者権者に有利に	✓ 育成者権侵害に関する裁判例は 1

	によって提起可能。 ✓ 被侵害者は、差止請求、及び、損害賠償または利益の返還 (an account of profits)の請求をすることができる(section56(3))。 ✓ 裁判所が侵害の悪質性、類似行為を抑止する必要性等を考慮して、懲罰的損害賠償が認められる場合もある。	立証責任を転換したり、軽減する規定は存在しない。 ✓ 植物品種権保護法において、DNA鑑定の証拠能力に関する規定は存在しない。 ✓ 権利侵害の立証方法に関する一般的なプラクティスは存在しない(裁判自体が1件のみ)。 ✓ 侵害時において、当該権利の存在を知らず、かつ、存在の認識を期待することに正当な理由がないと裁判所が認めた場合、植物品種の植物育成者権を侵害する行為をした者に対して、損害賠償又は利益の返還の命令を認めないことができる (section57(1))。ただし、種苗に登録品種である旨が表示されており、当該侵害の日より前に相当量販売されていた場合は、反証がなされない限り、侵害者は、その品種の植物育成者権の存在を知っていたもの	件³しか存在せず、判決文が公表されていないため、詳細は不明である。 ✓ 刑事事件は不見当 ✓ 植物育成者権法には水際措置に関する規定は存在しない。実際に行われた水際措置も不見当
--	---	--	---

³ Mountain Blue Orchards Pty Ltd ACN 068706 650 v Jason Richard Chellew & Anor (<https://www.comcourts.gov.au/file/Federal/P/QUD184/2019/actions>)

		とみなされる(section57(2))。	
③NZ	✓ 侵害に対する損害の計算方法 (a) 1987 年植物品種法は、損害賠償を評価する際、原告の損失、第三者が得た利益、侵害の悪質性を考慮しなければならないと定めていた。 (b) 現行法には、こうした考慮事項に関する定めはなく、同法に基づく裁判例もない。 (c) もっとも、裁判所は、著作権侵害をめぐる事件と同様、侵害行為により失われた売上高や想定使用料ベースで損害額を決定する可能性が高いと考えられる。 ✓ 被告が侵害時に侵害行為であることを認識しておらず、侵害であると推測する合理的な理由もなかったことを証明した場合、損害賠償を受けない(Section24)。	✓ 立証責任の軽減につながる条項 (Section144) (a) PVR 登録簿への記載により、PVR 法に基づき要求又は許可された事項の一応の証拠となる。 (b) コミッショナーにより真正な写し又は抄本であると証明された PVR 又は登録文書の写し又は抄本は、法的手続において原本と扱われる。 ✓ 裁判所は、DNA 証拠は伝聞証拠であり、その内容の真実性を証明する証拠としては認められないと判断した(Gao v Zespri [2021] NZCA 442)。	✓ 裁判所は PVR 侵害に関する 2 つの事件について判決を下している。 (a) Cropmark Seeds v Winchester International (NZ) Ltd (Court of Appeal, CA 226/04, 2004 被告らが、被侵害品種の第三者への販売を斡旋し、原告の PVR を侵害したという事案。裁判所は、被告らに対して 5,000 ドルの懲罰的損害賠償を認めた。 (b) Gao v Zespri [2021] NZCA 442 (on appeal from Zespri v Gao [2020] NZHC 109) ゼスプリ(キウイフルーツの販売業者)は、被告らが無許可で同社

			の保護品種を中国に輸出又は販売したとして、PVR 侵害を主張した事案。 ゼスプリは、1,480 万ドルの損害賠償を得た。 ✓ 過去 3 年間、裁判例(刑事事件を含む)は不見当 ✓ 過去 3 年間、実際に行われた水際措置は不見当
④南アフリカ	✓ 侵害訴訟及び損害賠償訴訟は、通常、南アフリカの高等裁判所に提起され、訴訟提起から第一審判決が言い渡されるまで長期間に及ぶ(18 ヶ月～24 ヶ月)。 ✓ 育成者権者は、「損害」の証明がなくとも「侵害」の証明がなされれば、損害賠償請求を行わずとも、10,000.00 レアルを超えない金額の補償金の支払いを受けることができる。	✓ 侵害立証を軽減するための規定はない。 ✓ 侵害を立証するための DNA 分析使用に関する証拠規定はない。	✓ 過去 3 年間、裁判例は不見当 ✓ PVR 侵害は現在のところ民事問題であり、刑事問題ではないが、未施行の 2018 年新 PVR 法では刑事罰として規定されている。 ✓ 過去 3 年間、実際に行われた水際措置は不見当
⑤チリ	✓ 保護品種の繁殖材料の無断使用を抑止するための民事訴訟は規定	✓ 侵害立証を軽減するための規定はない。	✓ 「コンスタンサ」(植物品種)の育成者権者が、無許可で生産を行っていた

	されていないが、無断使用等に対しては刑事罰が定められている (Section44、45、46)。	✓ 権利侵害を検出するための DNA 分析の使用に関する証拠規定はない。	農業会社に対して、その生産物の所有権を主張し、これが認められた裁判例 (No. C-13075-2009, 28th Civil Court of Santiago, May 14, 2013, confirmed in second instance by the Court of Appeals of San Miguel and in third instance by the Supreme Court)。同裁判所は、知的財産権という財産の種類を考慮すると、権利保護は、関連する権利の排他的な利用のために認められるものであり、無断で品種が取得された場合、当該品種だけでなく、その繁殖材料や収穫物に対しても権利が及ぶと判示した。 ✓ 過去 3 年間、裁判例は不見当 ✓ 過去 3 年間、実際に行われた水際措置は不見当
⑥ペルー	✓ 侵害訴訟を起こすには、INDECOPI の発明・新技術局に訴状を提出する必要がある。 ✓ 育成者権者は INDECOPI での行政手続が完了した後、民事訴訟を	✓ 立証責任を軽減又は転換する規定はない。 ✓ 権利侵害の申立中、(1)品種の DNA プロファイルを用いる方法、(2)品種の遺伝子マーカーを用いる方法	✓ <u>File No. 423-2004/OIN</u> Agrícola Barranca S.A. は、Piveg del Perú S.A.C.を被告として、マリーゴールドの品種名「APV No.1 BELLA FLOR」の育成者権侵

	通じてのみ損害賠償を求めることができる。 ✓ 他方、INDECOPI は違反者に対して事案の内容に応じた金額の罰金を課する権限を有する。	のいずれかの方法により分析を行うことができる(Resolution No. 19-2022/CIN-INDECOPI dated March 1, 2022)。 ✓ 侵害の疑いのある品種のサンプルを収集することを目的とした視察訪問は、侵害事実を立証するために最もよく用いられる手法である。	害を主張する訴訟を起こした。 同事案では、保護品種「APV No.1 BELLA FLOR」と発現レベルが共通するマリーゴールドの植物品種を、同品種に由来する材料を用いて商業的に増殖させ、Agrícola Barranca S.A.の植物育成者権の侵害を構成していると結論づけられた。 ✓ 過去 3 年間、裁判例(刑事事件含む)は不見当 ✓ 過去 3 年間、実際に行われた水際措置は不見当
⑦スペイン	✓ PVR 侵害訴訟は、①権利者及び、②(権利者との合意により明示的に除外されない限り)独占的ライセンスが提起可能 ✓ ①差止め(法 21 条 a)、②損害賠償(同条 b)、③侵害品の回収・廃棄(同法 c)を請求することができる。 ✓ 法第 22 条は、「PVR 保有者に有利な損害賠償には、その者が被った現実の損害の価額及びその者の	✓ DNA 分析が侵害の証拠として一般的に行われているが、その証拠能力の要件等について定める法律や裁判例は存在しない。 ✓ DNA 分析や専門家による証拠以外に、権利侵害の立証方法に関する一般的なプラクティスは存在しない。 ✓ スペインの手続法では、権利者は、侵害の立証のために必要な証拠を	✓ 刑事事件は、過去 4 年間のうちに何件か報道されているが、判決文が公表されていないため、詳細は確認できていない。 以下はスペイン語の報道記事： <u>News article on the Judgment of Criminal Court number 12 of Valencia (2020)</u> バレンシア第 12 刑事裁判所は、

	逸失利益の価額のほか、侵害者の不当な使用により被った PVR 対象品種の信用毀損による損害も含まれる。賠償額は、いかなる場合にも、侵害者が得た利益を下回ることとはできない。」と定める。 ✓ ほとんどの場合、裁判所は、権利者の逸失利益を、侵害者が権利者に支払うべきであったと仮定される使用料に侵害植物体の数量を乗じることにより、権利者に支払うべき補償額の算出の基礎とする（例えば、みかんの品種である「ナドルコット」に関する裁判例である、2012 年 7 月 26 日付ムルシア控訴裁判所第 4 部判決 (<u>Judgment of section 4 of the Court of Appeals of Murcia of 26 July 2012</u>) 及び「Orri」に関する裁判例である、2021 年 1 月 8 日付バレンシア控訴裁判所第 9 部判決 (<u>Judgment of section 9 of</u>	入手することを目的とした予備的な照会手続を開始することができ、第三者や相手方に対し、文書の開示を請求する権利を有する。 ✓ 被告が、自社が使用している品種が何であるか知らなかったとの反論をした事案において、裁判所は「被告は、果物・野菜を扱う事業体であることから、利用した植物原料について正確な知識を得るために必要な手段を知っていたか、あるいはそのような手段を自由に利用できたと推定されるのであり、同時に、適用される共同体および国内の法律を知っており、適法に利用するには、権利者によるライセンスまたは認可が必要であることを知っていたと推定される。」との見解を示し、被告の反論は無意味であるとして、被告に対し、保護されている桃の品種 (Zisemay、Zisecan、Platornec) に対する侵害行為の中止を命じた一審判決を支持した。 (<u>Judgment of section</u>	Benifairó de la Valldigna (La Safor) の土地で保護植物品種「Orri」を違法に栽培した農家に対し、懲役 3 ヶ月と 1 日 (2 年の執行猶予付) および費用の支払い等言い渡した。この判決は、スペインとポルトガルにおける保護植物品種「Orri」の独占的なマスター・ライセンシーである The Enforcement Organization (TEO) によって提起された訴訟を受けたものである。 同農家は、植物品種の権利者の同意も承認もなく、かつ、同品種が植物品種の保護に関する国内法および欧州連合法によって保護されていることを知りながら、果実を市場に導入することを目的として、合計 518 本の木に「Orri」の品種を接ぎ木したと認定された。 <u>News article on the Judgment of the Court of Húscar (2021)</u>
--	---	--	--

	<u>the Court of Appeals of Valencia of 8 January 2021)</u> 参照)。	<u>4 of the Court of Appeals of Murcia of 4 May 2012)</u>	アーモンドの木の保護品種である「VAIRO」を無許可で複製・増殖したとして、グラナダの苗木業者が産業財産権侵害の罪で有罪判決を受けた。 同苗木業者は、出所不明の同品種の種苗を入手し、その後の商品化のためにそれを複製・増殖させたとして、8 ヶ月の禁固刑、損害賠償の支払いを言い渡された上、無断複製された「VAIRO」すべてを自費で掘り起こし、廃棄するよう命じられた。 <u>News article on the Judgment of a Court in Murcia (2021)</u> ムルシア州の果樹園が、白桃の品種「PLATIFUN」(EU 28857)、アーモンドの品種「DIAMAR」(EU 3301)、および登録商標「LAURANNE」の植物を無許可で繁殖させたことにより、産業財産権に対する違反で有罪判決を受けた。同果樹園は、出所不明の前述の品種
--	--	--	---

			の種苗を入手し、これらの品種および登録商標の権利者から必要なライセンスを得ることなく、それらを複製・増殖していた。
⑧イタリア	✓ 育成者権を含む知的財産権の侵害に対する損害賠償は、イタリア民法に従い、実際に生じた損害(侵害者が得た利益、非経済的損害も考慮される。)と逸失利益の双方を考慮して算定される。侵害者が得た利益や非経済的損害も考慮される。 ✓ 育成者権者は、損害の補償として、侵害者が得た利益の没収又は返還を請求することができる。この場合に侵害者が故意又は過失を有していたことを示す必要はない(イタリア最高裁判所、2021年7月29日、第21832号)。	✓ 育成者権侵害の立証責任は育成者権者にあり、以下の事実を立証する必要がある。 ・ 育成者権を保有すること(権利の有効性に関する立証は要しない) ・ 育成者権の侵害を構成する事実 ・ 損害の内容及び額 ✓ カスケード原則により、第三者による繁殖材料又は増殖材料の使用は、反対の証拠がない限り、無許可と推定される(IPC107条2項)。 ✓ IPC125条2項は権利者の逸失利益は、侵害者が権利者からライセンスを取得した場合に支払わなければならないであろう合理的なロイヤルティに劣らない額で推定することができる旨規定している。当該ロイヤル	① ミラノ裁判所、2023年6月21日、第5119号、S.W.I. LLC 対 P.M. S.r.l.、V. S.r.l.、P.P.C. S.r.l.、Dott. N.C. S.r.l.及びA.L. ✓ 裁判所は、ぶどうの品種に関する育成者権侵害が問題となった事案において、原告(育成者権者)が実際の損害の証拠を提出していないと判断したにもかかわらず、各被告(侵害者)に対し、被告が得た金額とその費用との差額(すなわち、侵害行為から得た利益)の没収を命じた。 ② バーリ裁判所、2023年2月1日、第341号、F.E.S. S.r.l.対E.P.、A.M.及びC S.r.l.ほか ✓ ぶどうの品種に関する育成者権侵害が問題となった事案において、原告(育成者権者)は、裁判所に対し、侵害品種に関する利益の放棄を被

		ティに一定の係数を乗じることができると判示した判例も存在する。	告(侵害者)に命じるよう求めた。裁判所は、裁判所が選任した専門家の計算に依拠し、被告に対し、計 260,000 ユーロ以上の賠償を命じた。しかし裁判所は、金銭以外の損害賠償を求める原告の要求を退けた。 ③ イタリア刑事最高裁判所、2022 年 3 月 29 日、第 11583 号 ✓ オレンジの品種に関する育成者権侵害が問題となった事案において、侵害者が育成者権者から保護品種の苗木を購入した後に種苗の違法な生産を行った事案において、裁判所は、侵害者の行為がイタリア刑法第 517 条の 3 に規定される犯罪(工業所有権を侵害して物品を製造し、又は工業的に使用すること)を処罰すると判断した。
⑨中国	✓ 申立人の訴訟提起には、事案に応じて、PVR 証明書、ライセンス契約書、PVR 保有者の承認書、そ	✓ 特定の品種に関する統一的な DNA 検査基準がなく、また DNA 鑑定を専門的に行う資格のある司法	✓ 最高人民法院は、PVR 付与機関が標準サンプルを保存していない無性繁殖による果樹については、PVR 申

	の他利害関係者の証拠が必要となる。 ✓ 損害賠償額の算定(中国種子法 72 条) (a) 賠償額は、権利侵害により権利者が被った実際の損失に応じて決定される。 (b) 実際の損失を決定することが困難な場合、侵害者が侵害により得た収益に応じて決定できる。 (c) 損失又は収益を決定することが困難である場合、損害賠償額は、当該品種の実施料を参考に合理的に決定することができる。 (d) 故意に品種権を侵害した場合は、その状況が重大であるときは、損害賠償額を上記(a)(b)又は(c)にしたがって決定された額の 1 倍から 5 倍までの金額とすることができる。	鑑定センターがないことから、侵害立証が一般的に困難である。 ✓ PVR 侵害事件に関する SPC 解釈Ⅱの第 6 条、第 9 条及び第 23 条は、PVR 保有者の立証責任を軽減又は転換するための以下のルールを定めている。 (a) PVR 保有者又は利害関係者が、侵害疑惑品種の繁殖材料に使用された名称が付与品種の名称と同一であることを証明した場合、被告が反対の立証をしない限り、侵害疑惑品種の繁殖材料が付与品種であると推定される。 (b) 侵害疑惑品種が、繁殖材料及び収穫材料として使用可能であり、被告が、当該品種を繁殖目的ではなく消費目的として使用していると主張する場合、被告は相応の立証責任を負う。 (c) 分子マーカー検出の鑑定結果	請審査過程において、母樹及びその繁殖材料を通じて繁殖した植物を付与品種の標準サンプルとして保護範囲を決定できると決定した(Zui Gao Fa Zhi Min Zhong No. 782 (ruled on September 11, 2022))。 ✓ 過去 3 年間、刑事事件は不見当 ✓ 過去 3 年間、実際に行われた水際措置も不見当
--	--	---	---

	(e) 損失、収入、品種権の実施料を確定することが困難である場合、人民法院は 500 万人民币元以下の損害賠償を命じることができる。	において、検体間の差異が臨界値以下であるがそれに近い値である場合、被告は検体間の特徴が異なると主張する場合、その立証責任を負う。	
--	--	--	--

(b) Tier 2

⑩ オランダ	✓ 救済措置の概要 ・ PVR が侵害された場合、権利者は侵害者が故意に侵害行為を行った場合にのみ損害賠償を請求できる。令状 (deurwaardersexploit)により侵害の存在を知らされた後もなお侵害行為を継続していた場合等に故意が認められる。 ・ 裁判所は、損害額を、逸失したロイヤリティ収入に基づいて算出する場合がある。その他、風評被害や市場シェアの損失が損害として認定される場合がある。 ✓ 育成者権侵害の立証について ・ DNA 証拠の使用に関する法的規則はない。 ・ Danziger 事件 (Court of Appeal The Hague, 29 December 2009 (<i>Danziger/Astee flowers</i>)) において、ハーグ控訴裁判所は、DNA マーカーによる遺伝的適合性の判定には、多遺伝子マーカーを使用し、ゲノム全体を確実にサンプリングすることが最も重要な条件であると判示し、AFLP マーカーはその性質上、多遺伝子マーカーとはみなされず、AFLP 技術に基づく DNA 鑑定を無効であると判示した。 ✓ 裁判例、水際措置の有無及び内容 ・ 裁判例や公開情報は不相当
⑪ フランス	✓ 救済措置の概要

	・ 差し止め(L623 条 27)、侵害製品差押え、除去、廃棄(L623 条 27-1、L623 条 28-1)、損害賠償(L623 条 28)、刑事責任(L623 条 32)、罰金(L623 条 32) ✓ 育成者権侵害の立証について ・ 原則として立証責任は原告にあるが、侵害はいかなる手段によっても証明することができる(L623 条 27-1)。 ・ 原告の立証責任を軽減するために、侵害商品の差押え(L623 条 27-1)、情報提出命令(IL623-27-2)、執行官の報告又は法的専門家による分析等、全ての法的に認められる調査措置(L623 条 27-1-1)等の措置が規定されている。 ・ 確立された判例法((Court of Appeal Paris, June 29, 2022, n°20/08885; Court of Appeal Douai, February 22, 2012, n° 10/00388)によれば、侵害は、購入した登録された苗の数、植物体の大きさに応じた 1 ヘクタール当たりの苗の使用量、収穫・販売された植物体の量についての農家の会計データの比較分析によって、証明されなければならない。 ・ 裁判所は、原告が提出した各種データに基づいて算出された損害の賠償と、ロイヤリティ又は手数料の額を上回る一時支払金による損害の賠償の 2 種類を命じることができる。 ✓ 裁判例、水際措置の有無及び内容 ・ 果樹の育成者権侵害に関する裁判例は少ないが、Judicial Court of Toulouse, October 27, 2016, n° 14/01360 が存在する。本事例では、果樹のライセンス契約のライセンシーが、ライセンスが認められていない地域に多数の植物品種を輸出しているとして、契約上の罰則条項に基づき、10 万ユーロの支払いを命じられた。 ・ 過去 3 年間に於いて刑事事件にまで発展した事案はなし。 ・ 水際措置として、EU 規則が適用されない場合、侵害と主張された製品の税関留置の可能性がある(L623 条 36)。なお、過去 3 年間に於いて果物の育成者権の侵害について水際措置は採られていない。
⑫トルコ	✓ 救済措置の概要 ・ 侵害の立証責任は原告にあり、これの転換を定めた規定はない。 ・ 請求できる損害には以下の種類がある。 1. 精神的損害

	2. 名譽的損害 3. 物質的損害 1) 非実現利益 2) 実質的損失 ・ 裁判所は、1 と 2 は比較的低額に算出することが多い。 ・ 非実現利益は、権利者の希望に基づき、①権利侵害者の競合が存在しなかった場合に、権利者が得た可能性のある収入、②PV の使用により発生した収入、③侵害者がライセンス契約に基づいて合法的にこの権利を利用した場合に支払われたであろうライセンス料のいずれかの評価方法に従って計算される。①の場合、裁判所は、PV から生じた収入を決定するために、権利者の取引記録の開示を要求するため、通常、この方法は権利者には好まれない。 ・ 裁判所は、非実現利益の算出にあたって、権利の経済的価値、侵害時の権利の残存保護期間、付与されたライセンスの種類・性質・数等について考慮する傾向がある。 ✓ 育成者権侵害の立証について ・ DNA 分析による立証が一般的。これに関する法令上の規定は無い。 ・ 本案訴訟提起前に、証拠保全手続きをとることができる。裁判所が指定した専門家の立ち会いのもと、侵害者の施設を訪問し、サンプルの採取や証拠撮影、取引帳簿の閲覧等の証拠収集を行うことができる。権利者が提供したサンプルやバイオマーカーと、採取した証拠とを分析し、その結果に基づいて、専門家によって鑑定書が発行される。 ✓ 育成者権侵害主張にあたってのハードル ・ 知的財産権専門の裁判所は、イスタンブール、アンカラ、イズミール(トルコの 3 大都市)にしかないが、一般的に、農園はこれら以外の地方都市にあることもあり、裁判官や検察官は、PV の権利に関する経験や知識が乏しい。そのため、判決や起訴に時間がかかることがある。 ✓ 裁判例、水際措置の有無及び内容 ・ 裁判例や公開情報は不見当。
⑬メキシコ	✓ 救済措置の概要

	・ 行政措置(罰金、予防措置)、差し止め、損害賠償(Art. 48 of LFVV and Art. 50 & 51 of the Federal Procedure Law (LFPA)) ・ 損害の回復を目的とした通常の裁判所への民事請求を行うためには、権利者はまず、損害が調査されない侵害手続に派生する行政上の侵害請求を行わなければならない。 ・ 侵害手続の監督を任務とする行政当局(SAGARPA/SNICS)の予算やその他のリソースが非常に限られているため、侵害が行われたか否かを主張するための視察やその他の科学的調査(DNA)の実施に苦慮していることが、育成者権の行使の障壁となっている。 ✓ 育成者権侵害の立証について ・ 全ての立証責任は原告にある。 ✓ 裁判例、水際措置の有無及び内容 ・ メキシコ法では、育成者権の侵害について刑事手続は規定されていない。 ・ 過去 3 年間に育成者権の侵害について水際措置が採られたことはない。
⑮インド	✓ 救済措置の概要 ・ 差し止め、損害賠償、利益の分配等。 ・ 育成者権の侵害に刑事罰や罰則はない。 ✓ 育成者権侵害の立証について ・ 立証責任は原告にある。 ・ DNA 鑑定の使用に関する証拠規定はないものの、育成者権者は通常、裁判所で侵害を立証するために、DUS 試験と DNA 検査を組み合わせて選択する。 ✓ 立証上のハードル ・ 植物が私有地で栽培されている場合、権利行使訴訟の被告は、私有地内の植物への立ち入りを拒否することが多く、証拠収集が困難となる。 ・ 被告は、農家や農産物に認められている包括的な適用除外(農家は、品種の種子を含む農産物を保存、使用、播

	種、再播種、交換、共有、または販売する権利があるとみなされる)を援用しようとする。 ・ インド法では、登録品種が保護品種であることを知らずに登録品種を使用した農家は侵害責任を負わないため、被告は、保護品種を無許可で使用したのは無実の過ちであるとの立場をとる。 ・ インド法では、権利行使訴訟において、被告は、新規性の欠如、DUS 基準の非適合、提出時の事実の偽り等の技術的理由で登録に異議を申し立てることができる。そのため、被告が登録自体を争うことが多く、救済が遅れる。 ・ インド法では、強制訴訟において被告が公序良俗、公益、人間、動植物の生命と健康、環境への害を理由に登録に異議を申し立てることを認めている。被告はしばしばこれらの理由で登録に異議を申し立てることがあり、救済が遅れる。 ✓ 裁判例、水際措置の有無及び内容 ・ 過去 3 年間に育成者権の侵害について水際措置が採られたことはない。
⑩ベトナム	✓ 救済措置の概要 ・ 差止請求、損害賠償請求、謝罪請求(198 条) ・ 権利の侵害者に対しては、行政罰(211 条)のほか、刑事罰(212 条)が課される。 ✓ 育成者権侵害の立証について ・ 全ての立証責任は原告にある。 ・ LoIP には立証責任の軽減についての規定はないものの、民事訴訟法 92 条によれば、以下の事実や出来事は証明する必要がない。 - 誰もが知っており、裁判所も認めている明白な事実や出来事。 - 法的強制力のある裁判所の判決や決定、又は法的強制力のある国家機関の決定で特定された事実や出来事。 - 適法に公証又は認証された文書に記載された事実および出来事。かかる事実および出来事の客観性、又は公証又は認証された文書の客観性に疑いの兆候がある場合、裁判官は、訴訟当事者、又はかかる文書を公証又は認証した機関若しくは団体に対し、原本又は正本の提示を求めることができる。 - 当事者の一方が、他方の当事者が作成した事実、出来事、データ、文書、専門機関の結論について認めるか、あ

	るいは異議を唱えない場合、それらを証明する必要はない。 ✓ 裁判例、水際措置の有無及び内容 ・ 関連裁判例は不見当 ・ 過去 3 年間に果実の育成者権侵害事件で刑事手続に発展したケースはない。 ・ 過去 3 年間に育成者権の侵害について水際措置が採られたことはない。 ・ ベトナムの植物品種は非常に多様であるため、ベトナムの管轄当局が十分なリソースを確保し、審査を行うための施設や自然条件(気候や土地など)を確保することは非常に困難であり、このような状況は、個人・団体が PVR の保護登録に消極的になる原因となっている。 ・ ベトナムの管轄当局による違反摘発の仕組みは、まだ多くの困難と限界に直面しており、関連する制裁(行政罰など)も十分に強力ではない。実際のところ、違反の摘発は主に食品 PVR(例：トウモロコシやコメ)に関するもので、果実の育成者権に対する違反は適切に摘発されていない。
⑰韓国	✓ 救済措置の概要 ・ 差止(法 831 項)、廃棄(同条 2 項)、損害賠償(法 85 条)、侵害回復措置(法 87 条)の請求が可能。 ✓ 育成者権侵害の立証について ・ 侵害及び損害賠償請求訴訟において国立種子院が行う遺伝子分析結果が一般的に採用されるものと思われる。ただし、関連法規はないものの、後述のとおり、遺伝子分析結果のみでは品種の区別性の有無を決定することができず、栽培試験結果が必要であると判示された裁判例がある(大法院 2012 ダ 6486 判決等)。 ・ 法律では、種子委員会が紛争の調整のために必要な場合、栽培試験、遺伝子検査など必要な協力を要請することができる旨規定しているが(植物新品種保護法第 121 条)、法院は、栽培試験の結果、保護品種と実施品種との間に区別性がないことを求めており、遺伝子分析結果は、栽培試験結果を補強する参考資料とできるに過ぎず、<u>遺伝子分析結果のみでは品種の区別性の有無を決定することはできないと判断している</u>(大法院 2012 ダ 6486 判決等)。 ・ 基本的には、相手方が実施した品種が保護品種に該当しないと争う場合、侵害を主張するためには、栽培試験結果(資料)が必要である。しかし、法院は、侵害者が実施した品種が保護品種に該当することが、その実施経緯や状況上明

	確な場合等には、栽培試験結果なしに侵害を認めることもある(大法院 2016 ダ 217802 判決等)。 ・ 品種保護権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の権利を侵害した者に損害賠償を請求することができるが(植物新品種保護法第 85 条第 1 項)、他人の品種保護権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害行為に対し過失があるものと推定される(植物新品種保護法第 86 条第 1 項)。 ・ 過失の推定を覆すためには、侵害者が品種保護権の存在を知らなかったことを正当化できる事情又は自身が実施する品種が品種保護権の保護範囲に属しないと信じたことを正当化できる事情があることを主張・立証しなければならないが(大法院 2006.4.27.宣告 2003 ダ 15006 判決)、覆された事例は見当たらない。 ・ 品種保護権の実施について合理的に受け取ることのできたであろうはずの金額を損害額として損害賠償を請求することもできるが、この場合、損害額がこれを超える場合には、その超過額に対し損害賠償を請求することができる。 ・ 法院は、損害が発生したことは認められるが、その損害額を証明するために必要な事実を証明することが当該事実の性質上極めて困難な場合には、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づいて相当な損害額を認めることができる(植物新品種保護法第 85 条第 2 項、特許法第 128 条第 7 項)。法院は、品種保護権侵害訴訟において概ねこれに基づいて損害額を算定しているが、侵害者が運営する農場の面積、苗木購入価格、実施期間、挿木回数、栽培量(販売量)等を考慮した(ソウル中央地方法院 2021.1.15.宣告 2018 ガ合 523223 判決)。 ・ 法院は、品種保護権又は専用実施権を侵害した行為が故意であると認められる場合には、損害として認められた金額の 3 倍を超えない範囲内で賠償額を定めることができる。 ✓ 裁判例、水際措置の有無及び内容 ・ 民事事件の裁判例 1. 大法院 2020.4.9.宣告 2019 ダ 294824 判決(ブルーベリー) (https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2019%EB%8B%A4294824))) 被告が米国から各保護品種の苗木を購入して国内に持ち込んで栽培、販売した事案において、被告が原告の各品種保護出願公開日前にその苗木等を増殖した後、出願公開日後に譲渡したものについては品種保護権の効力が及ばないが、出願公開日以後に増殖した数量については品種保護権者に相当の対価を支払わなければならないと判断した。
--	--

	2. ソウル中央地方法院 2021.1.15.宣告 2018 가합 523223 判決(ブルーベリー) 被告が中国から原告らが品種保護権又は専用実施権を有するブルーベリー品種を輸入し、品種保護権・専用実施権者でない者からブルーベリー品種を購入し増殖・生産及び展示・販売した事案において、いずれの行為も原告らの臨時保護権及び品種保護権侵害を理由に損害賠償責任があると判断した。 3. 大法院 2013.11.28.宣告 2012 다 6486 判決(マクワウリ) (https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2012%EB%8B%A46486))) 原告が、被告らの実施品種が本件保護品種と明確に区別されず、又は本件品種保護権の保護範囲に属するため、被告らが上記品種の増殖、生産、販売等をする行為は品種保護権の侵害を構成することを主張し、損害賠償を請求した。法院は、国立種子院及び圓光大学校の各栽培試験の結果、本件保護品種と被告ら実施の品種との間に区別性がないことが十分に証明されておらず、国立種子院の遺伝子分析結果によれば、本件保護品種と被告ら実施の品種は100%の遺伝的類似度を示した事実を認めることができるが、遺伝子分析結果のみに基づいて品種の区別性の有無を判断することはできないため、被告ら実施の品種が本件保護品種に対する原告の品種保護権を侵害するものであると認めるには不十分であると判断した。 ・ 刑事事件の裁判例や、水際措置に関する公開資料は不見当。
--	---

8. 競争法による育成者権行使の制限

(a) Tier 1

	競争法上の留意点	
	(競争法上の一般的留意点)	流通管理等に関する競争法上の留意点 / PVR ライセンスにおける留意点
①米国	✓ 特許存続期間満了後のロイヤリティ支払い合意は、競争法違反 (関連判例: <i>Kimble v. Marvel Entertainment LLC</i>、失効した知的財産権の使用に対してロイヤリティを請求することはできないと判断) ✓ 特許権者がライセンシーに対して、品種ないし収穫物を所定の価格で販売するように要求することは競争法に反する。ただし、希望最低売価格の提示は許される。 ✓ 植物特許の抱き合わせ付与・販売は、競争法に反する。	✓ 品種及び収穫物の生産者、流通業者を指定することは競争法に違反しない。 ✓ クラブ制自体は競争法に違反しない。 ✓ EDV の権利、利益をライセンシーから特許権者に自動的に移転させることは、競争法に反しない。 ✓ 特許と商標の両方の使用をロイヤリティ支払いの根拠として、植物特許の失効時にロイヤリティを減額する方法がある。 ✓ 再販売価格の提示に際して、希望最低価格を「要求」ではなく、「提示」する旨の文言となるように留意。 ✓ 特許の抱き合わせが生じないように留意。
②オーストラリア	✓ 再販売価格維持、談合、抱き合わせ販売などの一般的な競争法	✓ 生産者や流通業者を指定することは競争法に違反せず、適法と判断される可能性が高い。

	上の制限はある。	✓ クラブ制自体が違法になる可能性はない。 ✓ EDV に関する権利を育成者権者に帰属させることが違法になることはない。 ✓ 育成者権が失効した後にライセンス料を支払う義務を課すことを規制する法令はないが、不公正な契約条項とみなされないように契約の文言には要留意。
③ニュージーランド	✓ PVR 取引に関して適用され得る競争法の主な規定は以下のとおり • <u>Commerce Act 1986, s 27</u> 市場における競争を実質的に制限する合意、取り決め等について • <u>Commerce Act 1986, s 30</u> 価格、生産量の合意、取り決め等について • <u>Commerce Act 1986, s 36</u> 市場支配力を有する企業の行為について • <u>Commerce Act 1986, s 37</u>	✓ 市場における競争を実質的に低下させる場合には競争法に違反する。 ✓ ライセンサーによる品種の販売価格の設定は、競争法に違反する可能性がある。 ✓ 「果樹クラブシステム」の取組みにおいてカルテル規制に抵触しないよう留意する必要がある。 ✓ PVR 失効後のロイヤリティ支払い義務は、市場競争力を実質的に弱める場合、競争法に反する。 ✓ 権利者に EDV の権利、利益を自動的に移転させる条項は、市場競争力を実質的に弱める場合、競争法に反する。

	供給者による再販売価格の設定について	
④南アフリカ	✓ 植物品種ライセンスに関し、垂直的関係にある当事者間の合意は、競争法に抵触する場合がある (Section 5(1) and 5(2) of the Competition Act 89 of 1998)。 ✓ 市場支配的企業による種々の排他的行為も禁止(section 8)。	✓ 保護品種及び果実の生産者、販売者の指定は、垂直的関係における競争を阻止、低下させる効果を有し、又は支配的企業による排他的行為でない限り、競争法に反しない。 ✓ 最低再販売価格の維持は、当事者間の垂直的関係において禁止されている。 ✓ 「果樹クラブシステム」の設立は、談合に該当しない限り、競争法に反しない。 ✓ PBR 失効後のロイヤリティ支払い要求は、競争法に反する(<i>Competition Commission v Wesgrow Potatoes (Pty) Ltd and Another</i> [2020] ZACT 3 (15 January 2020))。 ✓ 権利者(ライセンサー)へ EDV に関する権利を自動的に移転・承継させる取り決めは、競争法に反しない。
⑤チリ	✓ 育成者権者が支配的地位の濫用又は独占を構成していると判断される場合には、The Competition Court, TDLC の決定により、ライセンスの付与が命じられる (Law No. 19.342 Article 7)。	競争法が問題となった PVR の事例、裁判例は不見当。
⑥ペルー	✓ 植物品種権に関する競争法上の	✓ 品種又は収穫物の生産者、販売者の指定について、競争法の問題は特

	分析を含む判例は不見当。	になし。 ✓ 品種材料又は収穫物の販売価格指定について、競争法の問題は特になし。 ✓ 「果樹クラブシステム」の設立について、果実の品質基準が保証され、会員の選定基準が客観的であれば、競争法の問題は特になし。 ✓ 品種保護の期間満了後のロイヤリティ支払い義務を定めることについて、競争法の問題は特になし。 ✓ EDV の権利をライセンシーから権利者に自動的に移転・承継させる取り決めは、競争法に反しない。
⑦スペイン	✓ EU 植物品種権規則第 13 条 8 項は、共同体 PVR によって付与される権利の行使は、特に「競争、取引または農業生産の保護」のために採択された規定を尊重しなければならないとしている。スペインの NPV 保護法には同様の規定はないが、一般的な独占禁止法および不正競争防止法の適用を受ける。	※関連裁判例 ① <u>CNMC case Carpa Dorada and Club de Variedades Vegetales Protegidas</u> ・ スペインの競争当局である CNMC は、2013 年 7 月 4 日、登録品種「Nadorcott」Satsuma (柑橘)のライセンス供与、生産、商品化に関与した様々な企業による談合行為の存在を宣言する決定を下した。この事件は、フランスの Nadorcott Protection S.À.R.L. 社(Satsuma の PVR 保有者)、スペインの Carpa Dorada, S.L. 社(スペインにおける PVR のマスターライセンシー)、Club de Variedades Vegetales Protegidas(果樹クラブシステム：PVR 保有者とその販売業者の利益を代表するスペインのクラブまたは団体)に対して提起されたもので、農民の団体による告訴の後、CNMC によって開始された。 ・ CNMC は本訴訟において、上記クラブが考案し、登録品種を利用す

		るすべてのライセンシーに課した「トレーサビリティ・システム」または「果実識別システム」は、ライセンシーおよび販売者に一連の制限を導入し、上記クラブが Nadorcott Satsuma の販売を管理することを可能にするものであるため、独占禁止法第 1 条および TFEU 第 1 条に違反すると判断した。 ・ CNMC は被告らに対し、侵害行為の差止命令と、Nadorcott Protection S.À.R.L.に最高 83,147 ユーロ、Carpa Dorada, S.L.に最高 5,426 ユーロ、Club de Variedades Vegetales Protegidas に最高 4,974,027 ユーロの罰金を科した。 ・ CNMC の決定は、のちに裁判所において、CNMC の決定に基づいて関係団体に課された罰金額は減額されたものの、適用される独占禁止法違反の認定に関して裁判所によっても確認された。違法行為の認定に関しては、Nadorcott Protection S.À.R.L.が CNMC の決定に対して提起した上訴の結果として出された 2015 年 10 月 19 日の全国管区高等裁判所(「Audiencia Nacional」)の判決を参照(<u>Judgment of the National High Court (“Audiencia Nacional”) of 19 October 2015</u>)
⑧イタリア	✓ ライセンス契約に基づいて行われる取引についても、イタリア独占禁止法及び不正競争防止法の適用を受ける。 ✓ 2012 年政令第 1 号 62 条 2 項	✓ 2012 年政令第 1 号 62 条 2 項が問題となったイタリア競争当局 (AGCM)の判断は以下のとおり ① AGCM、2019 年 11 月 12 日、第 27991 号、Società Italiana Sementi S.p.A.(ラツィオ州行政裁判所、2023 年 11 月 6 日、第 16396 号により確定)

	(現在は廃止され、当該規定は政令第 198/2021 号第 5 条に引き継がれている。)は、農業分野における企業間の取引関係において、以下の行為を禁止する。 ・ 直接的又は間接的に、不当な契約条件を課すこと ・ ある契約の締結、履行、契約関係の継続を、当該契約とは無関係な契約の義務とすること ・ 契約の性質及び内容に照らして一方当事者に不当な義務を課すこと ・ 取引全体を考慮して不公正な取引行為をなすこと	・ Società Italiana Sementi S.p.A.(以下「SIS 社」)は、CREA 社から、EU における小麦品種の生産及び販売に関する独占ライセンスを取得していたが、SIS 社とその生産者との間の契約関係には、以下の事由から不均衡があり、SIS 社が 62 条に違反すると判断された。 ◇ SIS 社が生産者から収穫物全体を購入する条件として、当該取引先が SIS 社から種子を購入することを条件付けたこと ◇ 特定の生産者に対する種子の供給を不当に遅らせたり、拒否したりしたこと ◇ 種子の販売価格の大幅な引き上げが、SIS 社が負担したコストの増加によって正当化されるものではなかったこと ・ 上記に基づき、AGCM は SIS に 150,000 ユーロの罰金を科した。当該決定は、ラツィオ州行政裁判所によって承認されている。 ② AGCM、2021 年 5 月 25 日、第 29679 号、サンワールド・インターナショナルほか ・ 多くの生産者団体が、サンワールド・インターナショナルとその他の育成者権者が 62 条 2 項に違反して、以下のとおり、不公正な行為を行ったと主張した。 ・ 生産者に収穫物の全量を育成者権者の指定する流通業者に販売する義務が課されていたこと ・ 育成者権者が指定した流通業者が、生産者から収穫物の受け入れの許否、及び販売価格に関して裁量権を持っていたこと ・ 生産者に支払われた対価が、平均して生産にかかったコストより
--	--	---

		も低かったこと ・ 生産者は、流通業者が定める品質基準に満たない収穫物を第三者に販売することができなかったこと ・ 育成者権者が、生産者が使用する土地・施設、栽培状況、及び収穫物について管理・検査する権限を有すること ・ 育成者権者が、特定の団体に属する生産者に対して、ライセンスを供与しなかったこと ・ しかし、育成者権者が種なしブドウ市場で 30～35%の市場シェアしか持っていないことを理由に訴えを棄却し、育成者権者と生産者との間の経済的不均衡の有無について判断しなかった。 ・ 仮に上記の経済的不均衡が認定された場合に違法と判断されたかについては明らかではない(裁判例の蓄積を待つべきであると考えられる)。
⑨中国	✓ 植物品種権のライセンスに関連する具体的な法令はない。独占禁止法が、水平統合、垂直統合及び優越的地位の濫用について規定している。	✓ 合理性があれば、生産者や流通業者を指定すること自体は違法ではない。 ✓ クラブ制自体は許容されるが、競争制限が生じないように要留意。 ✓ 育成者権が失効した後もライセンス料の支払いを求めることは独禁法違反となる可能性がある。 ✓ EDV の権利を権利者に自動的に帰属させることは独禁法違反となる可能性がある。

(b) Tier 2

⑩ オランダ	✓ オランダおよび EU の競争法では、植物品種は技術的権利として認められ、The Commission Regulation 316/2014 on technology transfer agreements (「TTBER」)のセーフハーバーの恩恵を受ける。TTBER は、市場シェアの閾値と禁止条項のブラックリストに含まれる条項を含まないことを条件として、ライセンス契約をカルテルに関する規制から免除している。 ✓ 登録されておらず、正式な植物品種権が設定されていない植物品種は、上記セーフハーバーの恩恵を受けることができない。TTBER を類推適用し、あたかも TTBER が適用されるかのように、登録されていない植物の権利に関する契約を形成する者もいる。これは、ノウハウの実質的な移転がある場合や、品種が正式な植物品種権と同等の性質を持ち、同等の研究開発投資を必要とする場合(言い換えれば、育成者が申請すれば権利が付与されたはずだが、品種登録の費用が品種の規模に比例しないため、育成者が申請しなかった場合)には、理にかなっていると言える。この慣行が法廷で争われたことはない。 ✓ TTBER は、二者間以上の契約には適用されないため、果樹クラブシステムも適用を受けない。ただし、類推適用の可能性はある。 ✓ クラブシステムはオランダに存在しているようだが、法定で争われたことはない。 ✓ 権利消滅後もロイヤリティを支払わせることは、競争を制限しないため、禁止されることはない。 ✓ 排他的グラントバック条項に関して、バラの育成・生産者であるメイランド社の品種に関するバラ事件(OJ [1885] L 369/9 (<i>Roses case</i>))において、「ライセンシーは、突然変異が現れた場合、そのことをメイランド社に知らせる義務があり、同社に突然変異を引き渡さなければならない。同社が突然変異の利用を決定した場合、ライセンシーは徴収されたロイヤリティ総額の 15%を受け取る権利を有する。同社が 3 年以内に生産に関する決定を発表しない場合、同社は突然変異体に関する権利を放棄したものとみなされ、ライセンシーに返還しなければならない。」とする規定について、すべての育種家が独自の突然変異を開発することを事実上妨げるものであり、カルテル禁止と相容れない競争制限であるとされ、無効であると判断された。
⑪ フランス	✓ 競争法上の一般的留意点 ・ EU 植物品種権規則 13 条 8 項は、共同体植物品種権によって付与される権利の行使は、特に「競争、貿易

	又は農業生産の保護」のために採択された規定を尊重しなければならないとしている。 ・ フランスにおける植物品種のライセンス契約にも、独占禁止及び不正競争に関する法律が適用される(Articles L420-1 and L420-2 of the commercial code、Article 1240 of the civil code, on Unfair Competition)。 ・ ただし、フランス商法 L420-4 条(TFEU 第 101 条第 3 項の規定をフランス法に取り入れたもの)は、技術移転契約(EU 規則第 316/2014 条に基づく植物品種証明書を含む)については、これらの規定の適用除外を規定しており、適用されない可能性もある。 ✓ 裁判例 ・ Decision n° 85/561/CEE of the European commission, 13 dec. 1985 : 不競争義務条項は、反競争的行為に該当する旨判断している。 ✓ 流通管理等に関する競争法上の留意点 / PVR ライセンスにおける留意点 ・ クラブ制は、反競争的な行為とはならない。 (Nîmes Court of Appeal, February 16, 2012, no. 11/01907)。 ・ 欧州委員会は、ライセンシーが発見した変異株に関する全ての権利を剥奪する条項は、競争法違反と判断している。 (Decision n° 85/561/CEE of the european commission, 13 dec. 1985)。
⑫トルコ	✓ 事業者間の合意、協調的慣行、および団体の決定は、以下のすべての条件が存在する場合に限り、競争法から生じる責任を免除される。 (a) 商品の生産または流通における新たな発展や改善、あるいは経済的または技術的進歩があること (b) 消費者がそれによって利益を得ること (c) 関連市場の重要な部分において競争が排除されていないこと (d) (a)および(b)に定める目的を達成するために必要な限度を超えて競争が制限されないこと
⑬メキシコ	✓ 一般的に、育成者及びライセンシーに与えられる独占は、独占禁止規定の適用対象外となる。

	✓ ライセンスを受けた苗木又は収穫物の生産者又は販売者の指定には、原則として独禁法は適用されない。 ✓ 種苗や収穫物の価格統制は、関係する実際の農産物又は原材料によっては、また、それらが必需品(食品)であるとみなされる場合には、独禁法の適用除外の例外に該当する可能性がある。 ✓ クラブ制には、原則として独禁法は適用されない。 ✓ 育成者権が失効した後もライセンス料の支払いを求めることは、独禁法違反となり、契約が無効になる可能性がある。
⑮インド	✓ インドの競争法は、知的財産権の侵害を抑制し、知的財産権を保護するために必要な合理的条件を課すために行われる行為を反競争的行為とは認めていない。 ✓ ただし、育成者権のライセンス供与に際しては、以下の点を考慮すべきである。 ・ ライセンシーがライセンスを提供する際に選択的であってはならず、選択条件は公正かつ透明でなければならない(非差別的)。 ・ ライセンス料又はロイヤリティは、不公正又は差別的であってはならない。 ・ ライセンサーは、ライセンシーが収穫物をインドのいかなる地域でも商業化することを制限すべきではない。 ・ ライセンサーは、ライセンシーが収穫物を商業化する際の価格を管理すべきではない。 ・ 契約は、ライセンシーが一般的に競合品種を開発することを妨げるべきではない(ただし、ライセンシーがライセンス品種を無許可で使用する場合を除く)。 ・ ライセンサーとライセンシー間の契約は、ライセンシーがライセンサーの競争相手と接触する能力を妨げたり、制限したりする条項を含むべきでない。 ✓ ライセンスを受けた苗木又は収穫物の生産者又は販売者を独占的に指定する取り決め、クラブ制は、ライセンサーが関連市場で支配的であるかどうかによっては、反競争的であると判断される可能性がある。 ✓ インドの競争法は、一般的に再販売価格維持を伴う取決めを反競争的なものとして扱っており、権利者が侵害を防止するため、又は育成者権を保護するために価格統制を行使する必要があったことを立証することが困難な場合もあることから、増殖物や収穫物に対する価格統制は反競争的であると判断される可能性がある。 ✓ 育成者権が失効した後もライセンス料の支払いを求めること、及びライセンサーが契約上の義務に違反した場合の措置

	や契約解除の結果としてライセンスされた植物品種の EDV に関する権限、利益を育成者権者に自動的に譲渡する旨を定めることは、ライセンサーが市場において支配的であると認められる場合には、支配の濫用を理由に反競争的であると判断される可能性がある。
⑩ベトナム	✓ 独占的育成者権が競争法上禁止されている競争制限行為を行ったとみなされる場合などには、管轄の国家機関の決定に従い、独占的育成者権者の許可を得ることなく、育成者権を他の組織又は個人にライセンスすることができる。 ✓ ライセンスを受けた苗木又は収穫物の生産者又は販売者の指定は、一般的に合法的である可能性が高い。しかし、その指定の詳細によっては、競争制限行為(例えば、顧客を共有する協定、消費者市場や商品・サービスの供給源を共有する協定、生産・購入・販売される商品の数量や量を制限・管理する協定など)に該当する可能性があり、契約当事者及び当該合意が市場に著しい競争制限的影響をもたらす可能性がある場合、禁止される可能性がある。 ✓ クラブ制は、市場に重大な競争制限的影響を引き起こす可能性があるとの条件を満たす場合、禁止される競争制限行為に該当する可能性がある。 ✓ 育成者権が失効した後もライセンス料の支払いを求めることは、禁止されている競争制限行為に該当する可能性がある。 ✓ ライセンサーが契約上の義務に違反した場合の措置や契約解除の結果として、ライセンスされた植物品種の EDV に関する権限、利益を育成者権者に自動的に譲渡する旨を定めることは、違法ではないと考えられる。
⑪韓国	✓ <u>独占規制及び公正取引に関する法律</u>(以下「公正取引法」)の適用を受ける。 ✓ 公正取引法及び公正取引委員会の「<u>知的財産権の不当な行使に対する審査指針</u>」では、知的財産権の行使の基準を提示しており、これは無体財産権である品種保護権にも参考になるものと思われ、以下は、これを基にした検討である。 ・ ライセンス契約の過程で品種保護権者が権利を濫用し、関連市場の公正な取引秩序を阻害する場合には、公正取引法の規律対象となる可能性がある。 ・ 不当に実施権者が契約商品を販売(再販売)できる取引相手方又は販売(再販売)できない取引相手方を指定する行為は、品種保護権の正当な権利範囲を逸脱した行為と判断されうる。ただし、品種保護権者の権利

	保障のための合理的な範囲で契約商品の種類や実施地域・期間等を限定して実施許諾を行うことによって必然的に契約商品の取引相手方が制限される場合には除外される。 ・ 品種保護権者が正当な理由なく契約商品の販売価格又は再販売価格を制限する行為は、品種保護権の正当な権利範囲を逸脱した行為と判断される。 ・ 一般的に、品種保護権者が自らの権利保障のために合理的な範囲で実施許諾を拒否する行為は、品種保護権による正当な権利行使と見ることができるが、i) 正当な理由なく、自己と競争関係にある他の事業者と共同で特定の事業者に対し実施許諾を拒否する行為、ii) 不当に特定の事業者に対し実施許諾を拒否する行為及び iii) 品種保護権者が課した不当な条件を受け入れないという理由で実施許諾を拒否するなど他の不当な行為の実効性を確保するために実施許諾を拒否する行為は、正当な権利範囲を逸脱した行為と判断される。実施許諾時に品種保護権者が条件を課す行為の不当性を判断するときは、当該品種と課された条件の関連性、すなわち、課された条件が当該品種の実施に必須であるか否か、当該条件が関連技術の利用を促すことに寄与するか否か、当該条件に対する品種の消尽有無等を慎重に考慮しなければならない。 ・ 原則として、品種保護権の行使は存続期間に限定されなければならない、品種保護権者は、存続期間満了後は、取引相手方に通知して技術料の支払いを受けないようにすることが望ましい。特許権について、クアルコム社が権利消滅後もロイヤリティを支払うとする内容で契約を締結したことが不公正取引行為に該当すると判断された事例がある。 ・ 実施権者が独自に取得した知識や経験、技術的成果を不当に特許権者(品種保護権者)に提供させる行為は、正当な権利範囲を逸脱した行為と判断される。ただし、契約技術等と関連し、実施権者が成し遂げた成果を特許権者(品種保護権者)が相互対等な条件で交換し、又は正当な対価を支払って取得する場合、契約商品又は契約技術の性能保証や特許権者(品種保護権者)の営業秘密保護のためにやむを得ず技術改良を制限する場合には、除外される。
--	---

9. 苗木の所有権の帰属について

(a) Tier 1

	苗木をリースした場合の苗木及び果実の所有権の帰属
	前提： ✓ 甲は、乙(ぶどう生産者)との間で苗木のリース契約を締結。 ✓ 甲及び乙は、苗木の所有権が甲に帰属する旨が明記された契約を締結。 ✓ 乙は、自己の所有する土地に苗木を植え、ぶどうの栽培を行う。
①アメリカ	✓ <u>契約自由の原則により、苗木の所有者は甲に帰属する。</u> ✓ 果実の所有権は、特段の定めがない限り、乙に帰属すると裁判所に認定される可能性が高い。 ✓ 甲が品種及び果実の所有権を第三者に対しても主張するためには、以下の条項を契約書に規定することが望ましい。 ・ 乙による品種及び果実の譲渡について、甲への事前通知・許可を要する。 ・ 契約違反のおそれがある場合における、甲による乙土地への立入権等 ✓ 乙による品種及び果実の無断譲渡についての損害賠償義務
②オーストラリア	✓ <u>苗木の所有権は甲に帰属する。</u> ✓ オーストラリアでは、甲が苗木の所有権を保持するという条項を契約に規定することが標準的な慣行となっており、その場合、上記の通り、苗木の所有権は乙に移転しない。果実の所有権が甲に帰属すると合意することも可能。 ✓ 乙が丙(第三者)の所有する土地に苗木を植えた場合、苗木の所有権は丙に帰属してしまうことになるため、丙との関係でも甲が苗木の所有権を留保することを合意しておく必要がある。
③ニュージーランド	✓ <u>契約内容が優先され、苗木の所有権は甲に帰属する。</u> ✓ 甲乙間の取り決めがない場合、乙土地への付合により、果実の所有権は乙に帰属する(紛争が生じた場合、所有権の帰属に関する当事者間の合意内容が解釈される)。

	✓ 甲は、甲乙間の契約書を証拠の一つとして、苗木及び果実の所有権を第三者に主張可能。
④南アフリカ	✓ <u>苗木の所有権は甲に帰属する。</u> ✓ 果実の所有権について、甲乙間の合意がない場合、(苗木)果樹から分離する以前の果実の所有権は甲に帰属し、分離後の果実の所有権は乙に帰属する。甲に所有権が帰属する旨の合意がある場合、果実の所有権は甲に帰属する。 ✓ 甲は、乙との合意書に基づき、第三者に対して苗木及び果実の所有権を主張可能。
⑤チリ	✓ <u>契約に従い、苗木の所有権は甲に帰属する(Chilean Civil Code Art. 1545.)。</u> ✓ 果実の所有権について、甲乙間に合意がない場合、土地の所有者である乙に帰属する(Chilean Civil Code Article. 646.)。仮に、果実の所有権が甲に帰属する旨の合意を行ったとしても、チリ PVP 法により、当該合意は無効となる。 ✓ 甲は、契約の反射的效果により、第三者に対して苗木の所有権を第三者に主張可能。
⑥ペルー	✓ <u>契約に従い、苗木の所有権は甲に帰属する。</u> ✓ 果実の所有権について、甲乙間の合意がない場合、土地の所有者である乙に帰属する。苗木が別の動産(鉢など)に植えられている場合、当該別の動産の所有者に果実の所有権が帰属する。 ✓ 甲が、契約に基づき苗木、果実の所有権を第三者に主張するためには、当該契約が動産担保登記簿(the Movable Collateral Registry)に登記されている必要あり。
⑦スペイン	✓ 甲乙間に契約がなければ、法令上の原則に従い、苗木の所有権は土地所有者である乙に帰属し、果実も乙に帰属する。 ✓ 他方で、<u>所有権を甲に留保する旨の契約を締結した場合には、いずれも所有権は甲に帰属する(かかる所有権を留保する旨の合意は有効であり、第三者に所有権を主張することが可能となる)。</u>
⑧イタリア	✓ イタリア民法 934 条は、土地の上に存在する樹木は、権原又は法律の定めがない限り土地の所有権に属すると規定している。また、イタリア民法 956 条は、樹木の所有権は、土地の所有権から分離して設定又は移転することができない旨を規定している。しかし、苗木のリース契約(苗木の所有権を育成者にとどめて苗木をリースすること)は、イタリアにおいて一般的であり、判例(AGCM、2021 年 5 月 25 日、第 29679 号、サンワールド・インターナショナルほか)や裁判

	官の著作(Vitrò, c., p. 820)でも言及され、許容されている(イタリア民法制定時に想定されていなかった法的ニーズに応えたもの) ✓ したがって、<u>リース契約に従い、苗木の所有権は甲に帰属する。</u> ✓ 果実の所有権は、リース契約に特段の定めがない限り、苗木の所有者(甲)に帰属する(イタリア民法 821 条)。但し、果実が苗木から分離した時点で果実と苗木の所有権は分離されるため(同法 820 条 2 項参照)、収穫後に果実の所有権が苗木の所有者(甲)ではなく生産者(乙)に帰属する旨を合意することは可能。
⑨中国	✓ <u>苗木の所有権は甲に帰属する。</u> ※関連判例(2015) Huang Min Chu No. 23 (ruled on August 4, 2015) : 苗木の所有権を甲に留保する旨の契約の有効性を認めた。 ✓ 果実の所有権は、特段の定めがない限り、(苗木)果樹の天然果実として、甲に帰属する。なお、果実の所有権は甲に帰属する旨の契約は有効。 ✓ 第三者が乙との取引により、甲所有の苗木又は果実を善意取得(Article 311 of the PRC Civil Code)した場合、甲は自らの所有権を当該第三者に主張できない。

(b) Tier 2

⑩オランダ	✓ 苗木の所有権は、甲乙間の契約がなければ、土地に植えられた時点で苗木の所有権は乙に自動的に帰属する。 ✓ 単なる契約上の合意のみによって、苗木の所有権を土地の所有権と分離することはできない。もっとも、地上権を設定することにより、土地の所有権と苗木の所有権を分離することができる。 ✓ 果実の所有権は、以下の原則に従って決定される。 1. 原則として、苗木の所有者は、苗木から分離する前の果実の所有者であり、分離後も果実の所有権を有する。 2. 果実が苗木から分離すると、果実は所有者が処分できる独立した物となる。 3. 苗木の所有者は、第三者に苗木からの収益を得る権利を付与する手段がある。たとえば、用益権や賃借権によっ
-------	--

	て、同第三者は、苗木の享有権を取得することができ、これには苗木から分離された果実の享有も含まれる。 4. 苗木の享有権を有する物は、苗木から果実を分離させることができる。 5. 果実を苗木から分離する前に、果実の所有者と第三者との間で、果実の売買契約を締結し、将来の財産としてあらかじめ第三者に譲渡することもできる。 ✓ したがって、果実の所有権の帰属については以下のとおりとなる。 ・ 甲乙間に何ら取り決めが無い場合、果実の所有権は、苗木の所有権を有する乙に帰属する。 ・ 乙が、甲に対して苗木の用益権や賃借権を設定した場合もしくは、甲乙間で、苗木から果実を分離させる前に、遡及譲渡(上記 5)した場合は、甲は果実の所有権を有し、果実を収穫することができる。
⑪フランス	✓ 苗木の所有権は、甲乙間に契約がなければ、法令上の原則に従い、乙に帰属する (Article 551, 552 and 553 of the French civil code)。他方で、契約で甲に所有権が帰属することを定めることにより、苗木の所有権は甲に帰属する。 ✓ 苗木の所有者は、所有権請求訴訟等、所有権保護のためにフランス法で規定されているあらゆる法的手段を用いて第三者に対し所有権を主張することができる。 ✓ 果実の所有権は、契約に特段の定めがない限り、果樹の天然果実として、甲に帰属する。
⑫トルコ	✓ 契約で甲に所有権が帰属することを定めることにより、苗木の所有権は甲に帰属する。 ✓ 苗木から得られる果実についても、その所有権は甲に帰属する。
⑬メキシコ	✓ 苗木の所有権は甲に帰属する。 ✓ 苗木の所有権を第三者に対して主張するためには、甲乙間の契約において、乙の栽培に関する DNA 調査(サンプルの採取)及び第三者への流通の許可に関する明確な規定を設ける必要がある。 ✓ 甲は、第三者に対し、果実の所有権を行使することは困難であるが、育成者権に関する行政手続を通じて侵害を申し立てるよりも、契約を強制執行するために民事手続によって所有権を主張することは可能と思われる。
⑮インド	✓ 契約に従い、苗木の所有権は甲に帰属する。 ✓ 甲が苗木の所有権を第三者に主張する場合、契約書に以下の内容を規定すべきである。

	・ 甲は当該品種(デノミネーションを明記する)の登録所有者である。 ・ 乙は、the 2001 Act における農家ではなく、収穫物は the 2001 Act における農産物には該当しないことを認める。 ・ 乙は、苗木及び農産物の所有権は、契約期間中および契約期間満了後も、常に甲に帰属することを認める。 ・ 乙は、甲の書面による許可なく、苗木の販売、配布、譲渡を行わない。 ✓ 甲乙間に契約書がない場合、乙は農民であることを証明するために、農民の農作物であることを理由に果実の所有権を主張することができる。 ✓ 甲乙間で甲が果実の所有権を有する旨の契約がなされ、乙が果実を第三者に不当に譲渡した場合、甲は、乙及び当該第三者に対して、Specific Relief Act, 1963 に基づき、回復請求できる。
⑩ベトナム	✓ 苗木の所有権は甲に帰属する。 ✓ 植物所有権の登記については、土地使用権証明書、及び土地に付属する住宅やその他の資産の所有権証明書を申請する際に、以下の多年生植物(すなわち、一度植えれば何年もかけて成長し、一度又は何度も収穫できる作物)のみが証明の対象となる。したがって、甲と乙は協力して苗木に関する所有権の登記を申請することができる。 ・ 一度植樹され、主幹を残して伐採され、又は木材、景観樹木、シェードツリーとして使用するのに適当であり、植樹から伐採されるまでの成長期間が 5 年以上である植物。 ・ 木本植物、低木植物、つる植物。 ✓ その他の植物については、所有権証明の登記は行うことができないため、甲は第三者に苗木の所有権を主張するために、第三者からの異議申立てに対して乙が甲を支援するようリース契約に規定すること等が考えられる。
⑪韓国	✓ 土地の上に植栽された立木は、特別な事情がない限り、土地に附合し、土地の所有者が植栽された立木の所有権を取得すると解されている(大法院 2021.8.19.宣告 2020 다툰 266375 判決、民法 256 条)。 ✓ もっとも、民法 256 条は強行規定ではないというのが通説的見解であることから、契約により苗木の所有権を甲が取得する旨合意をした場合には、苗木の所有権は甲が取得する。

10. Tier 3 の各国における育成者権保護制度の概要

- Tier 3 の各国については、ライセンスアウトの候補国としての重要性が相対的に低いことに鑑み、主としてデスクトップリサーチにより調査を行っている。

⑩モロッコ	保護対象の品種	農業大臣が発行する命令書に指定された属および種に属する品種に適用される。 (指定リスト : <u>Arrêté du Ministre de l'Agriculture, du Développement Rural et des Pêches Maritimes n°…… (onssa.gov.ma)</u>)
	育成者権の期間	各植物品種について、保護期間は付与された植物品種証明書に記載される。保護期間は、畑作種については 20 年以上、樹木種およびブドウの木については 25 年以上。保護期間は、証明書が発行された時点が起算点となる(法 19 条)。
	育成者権の範囲	✓ 生産または繁殖 ✓ 生産または繁殖のための梱包 ✓ 販売の申し出 ✓ 販売またはその他のマーケティング形態 ✓ 輸出 ✓ 輸入 ✓ 上記の目的のための所持
	品種登録の要件	(法 5 条～9 条) (i) 新規性：出願日において、品種の生殖または植物繁殖材料、または品種の加工製品が、育種者または育成者の同意により、モロッコで 1 年以上、または海外で 4 年以上(樹木および蔓植物の場合は 6 年以上)にわたり、第三者に販売または譲渡されていない場合 (ii) 区別性：出願時に既知である他の品種と明確に区別される場合 (iii) 均質性：性的または植物的繁殖の特性による予測可能な変動を除いて、関連する特性が十分に均一である場合

		(iv) 安定性：その関連する特性が継続的な繁殖または増殖によって変化しない場合、または特定の繁殖サイクルまたは増殖サイクルの終了時点で変化しない場合
	EDV	育種者の権利は以下を対象とする(法 16 条)。 a) 保護された品種 b) 第 7 条に基づき保護された品種と明確に区別できない任意の品種 c) <u>保護された品種が本質的に派生した品種であり、かつ保護された品種自体が本質的に派生した品種でない場合の、本質的に派生した品種</u> d) 保護された品種の反復的な使用を必要とする任意の品種 以下の場合、その品種は「他の品種(初期品種)から本質的に派生したもの」である。 a) 初期品種に主に由来する品種、または初期品種に主に由来する品種に由来する品種であり、初期品種の遺伝子型または遺伝子型の組み合わせに起因する本質的特性の発現を保持する。 b) 初期品種と明確に区別できる。 c) 派生行為に起因する差異を除き、その品種は、初期品種の遺伝子型または遺伝子型の組み合わせに起因する本質的特徴の発現において、初期品種に適合する。
	権利の消尽	育成者権は、被保護品種の材料又は被保護品種から本質的に派生した品種であって、その被保護品種により販売され、又は販売されたものに関する行為には及ばない。ただし、次の行為を除く(法 18 条) a) 当該品種の更なる増殖を伴うか、又は b) 当該品種の種苗の輸出であって、当該品種の種苗の増殖を可能にするもの c) 品種が属する植物属又は種の品種を保護しない国への、品種の増殖を可能にする品種の材料の輸出を伴う場合。ただし、輸出される材料が最終消費目的である場合を除く 上記において、「材料」とは、品種との関係において、以下を意味する。 a) あらゆる種類の種苗 b) 収穫物(植物全体及び植物の一部を含む)

		c) 収穫された材料から直接製造された製品
	優先権主張	モロッコ国民に対してこの法律で提供される保護と少なくとも同等の保護を提供する国において、品種の保護のための出願を適切に行ったすべての育種者(「最初の出願」)は、同じ品種について植物育種権の付与のための出願を行うための権利(「後続の出願」)のために、最初の出願の提出から 12 か月間、優先権を享受する。この期間は最初の出願日から計算されます。出願日は期間に含まれない(法 12 条)。
	育成者権の例外	育成者権は、以下には及ばないものとする - 私的かつ非商業的な目的で行われた行為； - 実験目的で行われる行為 - 他の品種の育成を目的として行われる行為、および当該他の品種に関して上記第 16 条第 2 項および第 3 項に規定される行為も、以下の条件において禁止する： * 保護品種が、新品種を生産するために反復して使用されない * 新規品種が、保護品種から本質的に派生した品種ではない * 新品種が、保護品種と明確に区別できること - 農民が保護品種の栽培により得た収穫物を用いて自己の所有地において繁殖を目的として行う行為。ただし、果樹、観賞用及び花卉を除く。
	裁判例	育成者権に関して争われた裁判例は不見当(2023 年 11 月 25 日時点)
①9 ギリシャ	関係組織	Hellenic Republic Ministry of Rural Development and Food <u>Plant Protection Products (minagric.gr)</u>
	裁判例	✓ Grapa Company Limited and SNFL Mediterraneo SL vs. a Greek nursery (Decisions nos. 33/2016, 34/2016, February 2, 2016): the District Court of Corinth (コリントス地方裁判所): ギリシャで育成者権保護が初めて認められた裁判例(ぶどう): <u>https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=a070952c-f409-45bc-8b6c-d3547124e7f2</u>

		「Early Sweet」の PVR 保有者である Grapa と「Ralli Seedless」の exclusive ライセンシーである SNFL が、無権限で保護対象ブドウを販売しているギリシャの苗木農家に対して権利行使。該当農家は、「Early Sweet」と「Ralli Seedless」の名称を付しておらず、別名で販売していた。Grapa と SNFL は DNA テストを実施して侵害の証拠を準備してから仮処分を求めて提訴した。裁判所は、PVR の明白な侵害であると判断して、対象のブドウの出荷・販売の差止めを命じた。ギリシャ国内で、裁判所が初めて、Community Directive no. 48/2004/EC に基づく PVR 保護を認めた事例。その後、本件は農家側が和解金を支払う形で和解した。
⑩ポーランド	育成者権登録機関	育成者権は、COBORU (Research Centre for Cultivar Testing)に登録される。
	保護対象の品種	全ての植物(4 条 4 項)
	育成者権の期間	✓ ブドウ、樹木、ジャガイモの品種：30 年 ✓ 他の品種：25 年(27 条 1 項)
	育成者権の範囲	① 生産又は再生産(増殖) ② 増殖目的の保管 ③ 販売 ④ 販売その他のマーケティング ⑤ 輸出 ⑥ 輸入 ⑦ 保護品種の増殖材料の保管(21 条)
	品種登録の要件	区別性、均一性、安定性、新規性(4 条 1 項)

	EDV	初期品種又は同じ初期品種から派生した他の品種に主に由来し、かつ、遺伝子型または同じ初期品種から派生した他の品種に主に由来する(22 条 2 項)。
	DUS 試験	DUS 試験の承継可能(15 条 1 項、17 条 1 項 2 号)。
	優先権の主張	関連国において育成者権の出願申請をした者は、申請日から 12 ヶ月以内にポーランドで優先権の付与を申請できる(12 条 1 項)。
	育成者権の例外	① 私的、非商業的目的 ② 実験目的 ③ 新品種の育成(法 22 条 3 項)
	権利救済措置	✓ 権利侵害を停止すること、侵害結果の排除の請求 ✓ 侵害種子の破棄 ✓ 損害賠償、侵害者が合法的に植物品種を使用した場合に支払わなければならなかったであろうライセンス料、過失が証明された場合はライセンス料の最大 3 倍を上限とする合理的な補償金の支払い ✓ 不当に取得した利益の放棄(36a 条 1 項) ✓ 報道機関への公表請求(36a 条 2 項) ✓ 刑事罰(37 条)
	譲渡/相続	ポーランド法に基づく育成者権は譲渡及び相続が可能。
	裁判例	育成者権に関する判例はいくつか報告されており、それらは主に、種子の無許可使用と育成者権ライセンス契約違反に対する損害賠償に関するものである。2020 年 7 月 1 日以降 2023 年 6 月までの統計によると、ワルシャワの裁判所は 10 件の訴訟を受理している。
②ポルトガル	関係組織	DGAV – Direção-Geral da Alimentação e Veterinária
	保護対象品種	すべての植物品種
	育成者権の	草本植物か木本植物かによって異なる。最長 15 年または 20 年。

	期間	
	品種登録の要件	(i) 新規性 - 育成者権付与の各申請日において、育成者の同意を得て、国内では 1 年以上、国外では木本か草本かに応じてそれぞれ 6 年または 4 年以上、販売に供されていないもの。 (ii) 識別可能性 - 入手経路に関係なく、正確に識別・記載できる 1 つ以上の特徴によって、他の既存品種と区別できるもの。 (iii) 均質性 - 有性生殖または植物的増殖の特殊性を考慮して、新品種を構成するすべての植物が類似している場合。 (iv) 安定性 - 育成者の記述に基づき、連続的な増殖または繁殖の後、同じ本質的特性を示す。 (v) 名称に関する法令に適合していること。
	DUS 試験	加盟国において既に国内植物品種権の恩恵を受けている、または国内リストに登録されている品種について、技術審査が既に実施されている、または実施中である場合、担当当局の審査報告書を PBR 申請に関する決定の十分な根拠とみなすことがある。DUS 報告書は、国際植物新品種保護連合(UPOV)加盟国のどの審査機関でも引き継ぐことができる。
	裁判例	育成者権に関する裁判例は不見当(2024 年 2 月 7 日時点)
②ベルギー	関係組織	ベルギー知的財産庁 (Belgian Intellectual Property Office Belgium (IPObel)) The Belgian Intellectual Property Office (IPObel) FPS Economy (fgov.be)
	保護対象の植物種	全ての植物品種が保護の対象となる。
	育成者権の期間	✓ 植木、ブドウの木、ジャガイモ：30 年間 ✓ それ以外の植物：25 年間 The Belgian protection system for plant varieties FPS Economy (fgov.be)
	育成者権の範囲	✓ 生産又は増殖 ✓ 増殖目的での調整 ✓ 販売の申し出 ✓ 販売その他の宣伝・広告

		✓ 輸入 ✓ 輸出 ✓ 上記いずれかの目的による保管 Rights granted by Belgian plant breeders' rights and scope of protection FPS Economy (fgov.be)
		収穫物にも権利が及ぶ。但し、収穫物が、保護品種の無断使用によって取得され、収穫物に対する合理的な権利行使の機会がなかった場合に限られる(カスケード原則)。 Rights granted by Belgian plant breeders' rights and scope of protection FPS Economy (fgov.be)
	品種登録の要件	✓ 区別性 ✓ 均一性 ✓ 安定性 ✓ 新規性 How do I obtain plant breeders' rights FPS Economy (fgov.be)
	EDV	育成者権は EDV にも及ぶ。 Rights granted by Belgian plant breeders' rights and scope of protection FPS Economy (fgov.be)
	権利消尽	育成者が保護品種を市場に流通させた場合、原則として権利消尽する。但し、以下の場合には消尽しない。 ✓ 保護品種が増殖される場合 ✓ 品種保護制度が整備されていない国に、増殖を許諾された品種が輸出される場合 Exceptions and restrictions on the rights of the holder of plant breeders' rights FPS Economy (fgov.be)
	育成者権の例外	✓ 私的利用 ✓ 実験目的で行われる行為 ✓ 他の品種の育成、発見、開発を目的とした行為 ✓ 農家の特権：オート麦、大麦、スペルト小麦、ジャガイモについては、収穫物の一部を再利用して、翌季の畑で使用することが可能

		Exceptions and restrictions on the rights of the holder of plant breeders' rights FPS Economy (fgov.be)
	裁判例	✓ 育成者権についてのベルギー国内の裁判例として、地裁レベルで 7 件、控訴審レベルで 7 件、最高裁判決が 1 件ある(2024/02/04 時点)。
③エジプト	関係組織	農業土地開拓省(MALR) 種子審査認証中央管理局(CASC) Office of Plant Varieties Protection
	保護対象の品種	単一の植物分類群の中で、最も低いランクに属する植物群(189 条)
	育成者権の期間	✓ 樹木及びブドウ : 25 年 ✓ その他の農産物 : 20 年(193 条)
	育成者権の範囲	① 生産又は繁殖(増殖) ② 増殖を目的とする調整 ③ 販売のための提供 ④ 販売その他の形式の販売 ⑤ 輸出 ⑥ 輸入 ⑦ ①～⑥のいずれかの目的のための保管(194 条) ✓ 収穫物にも権利は及ぶ。 ✓ 出願日から権利付与までの間、育成者の利益を保護するための暫定措置が設けられている(193 条)。
	品種登録の要件	新規性、均一性、安定性、独自性(192 条)
	EDV	EDV にも権利が及ぶ(194 条)。

	消尽	育成者により又はその同意を得て、エジプト・アラブ共和国において販売され又はその他の方法で販売された派生した材料には、育成者権は及ばない(198 条)。
	優先権の主張	UPOV のいずれかの加盟国において品種の保護出願を適式に行った育成者は、その出願の日から 12 箇月以内にエジプト植物品種保護庁に対して同一品種の保護出願を行った場合、優先権を享受する権利を有する(192Bis 1)。
	育成者権の例外	① 非商業的な目的で私的に行われる行為 ② 試験のためにする行為 ③ 他の品種の育成を目的としてする行為(195 条)
	権利救済措置	✓ 刑事罰(203 条) ✓ 民事訴訟(204 条)
	裁判例	エジプトにおいて、権利者が育成者権を行使した事例や、育成者権の侵害、育成者権の有効性、育成者権のライセンス違反について争った裁判例はある。 ✓ エジプト経済裁判所が、エジプト企業 4 社に対し、許諾のないブドウ品種栽培の差し止め命令を発出した事例(ブドウ品種：Sugrathirteen、告訴人：Sun World International、判決時期 2022 年 9 月)。 ✓ エジプト経済裁判所が、国内の栽培許諾のないブドウ品種の約 5 ヘクタール、約 9,000 本のブドウの木を苗木とともに撤去する命令を発出した。また、前年の 2022 年 6 月に輸出されたブドウ貨物がイタリア税関で差し止められた事例(ブドウ品種：Early Sweet、告訴人：Grapa Varieties Ltd.、判決時期：2023 年 7 月)。
②④アルゼンチン	関係組織	Instituto Nacional de Semillas (INASE) Argentina.gob.ar
	保護対象の植物種	すべての植物の属および種の品種が保護の対象となる。
	育成者権の期間	植物種または種群に応じて、最短 10 年、最長 20 年。
	育成者権の範囲	生産、複製、供給、販売、又は輸出、輸入、広告及び／若しくはあらゆる種類の商業化を含む市場で利用可能にするためのその他の手段、又はこれらの目的のための植物品種の保管には、育成者の承認が必要。
	収穫物の保	収穫物それ自体は保護されないが、増殖材料として商業的に使用される観賞用植物は例外である。

	護	
	仮保護	仮保護のための特別な措置は設けられていない。
	保護の要件	1. 新規性 (i)アルゼンチン国内品種財産登録簿への登録日現在、アルゼンチン国内において、または(ii)アルゼンチン共和国と二国間協定もしくは多国間協定を締結している第三国の領域内において、4 年を超える期間、または樹木およびブドウの場合、アルゼンチン国内品種財産登録簿への出願前 6 年を超える期間、育成者またはその同意を得た者により提供または商品化されていない場合、新品種とみなされる。 2. 識別性 3. 均一性 4. 安定性 5. 適切な名称：品種名称は、他国において同一品種または近縁品種に使用されている他の品種名称とは異なるものでなければならない。 以下のものは品種名称に含めることはできない。 - 種の名称または通常の呼称 - 他の品種に既に登録されている名称 - 種、栽培品種、栽培品種および／または品種の特定の特徴 - モラルや善行に反する名称 また、品種名における数字、接尾辞、接頭辞の使用についても追加規定がある。
	権利の消尽	PVR は、以下の場合、植物育成者による最初の商業化で消尽したとみなされる： - 購入者が、取得した原料の栽培から得られた製品を原料または食品として商品化する場合。 - 購入者が、取得した材料を原料または食品として商品化する場合。 - 購入者が、取得した材料を繁殖または種苗として商品化する場合。
	優先権主張	(1) UPOV の他の加盟国への出願のために、当該加盟国において正規に保護出願を行った育成者は、12 か月の期間、優先権を享受する。この期間は最初の出願が行われた日から計算される。出願日はこの期間に含まれない。

		(2) (1)の規定の利益を受けるためには、更に提出する出願には、保護出願、最初の出願の優先権に関する主張及び 3 箇月以内にその出願を構成する書類の写しであって、その写しを受理した官庁が真正な写しであることを証明したものを含まなければならない。
	育成者権の例外	農家の例外措置、私的、実験的、繁殖目的の場合は適用除外
	権利救済措置	法律第 20,247 号の第 7 章(35～43 条)は、植物品種に関する法的規定に違反した場合の罰則と救済を定めている。規則により、権利者は、故意によらず PVR を侵害された場合であっても、相応の賠償金を請求することができると定められている。故意または過失による侵害は、さらなる損害賠償の根拠となる。「軽微な過失」がある場合、権利者に合理的な補償がなされる範囲内で「軽微な過失」に応じて減額される可能性がある。
	裁判例	✓ 育成者権に関する裁判例は少なく、それらは比較的古い。権利行使、消尽、育成者権ライセンス契約の違反が問題となった裁判例として以下が挙げられる。 ・ José Buck S.A. v. Gallardo JJ (Court of Appeals of the City of Buenos Aires, 11 September 1992): 育成者権者による農家に対する権利行使が認められた事例 ・ Dekalb Argentina S.A. v. Las Compuertas S.A. (Court of Appeals of the City of Buenos Aires, 5 October 1995): 育成者権者による(PVR ライセンス契約に違反した)農家に対する権利行使が認められた事例 ・ Criadero Klein S.A. v. Argento H. R. (Court of Appeals of the City of Rosario, 30 July 2004): 育成者権者による(農家特権の適用があることを立証できなかった)販売業者に対する権利行使が認められた事例 ・ ProduSem y José Buck S.A. v. Oregui Hnos. S.A.C.I.I. y A." (Court of Appeals of the City of Bahia Blanca, 5 September 2006): 育成者権者による販売業者に対する権利行使が認められた事例：裁判所は、販売業者の農家特権の反論を認めなかった。 ・ Nidera Argentina S.A v. Ricedal S.A. (Court of Appeals of the City of Rosario, 2 July 2012): 育成者権者による許諾を受けた増殖業者に対する権利行使を認めた事例。当該増殖業者は、ライセ

		ンス契約により許容された数量以上の種子を生産し、かつ、ライセンス契約により許諾されていない品種の販売の申し出を行っていた。
⑤ブラジル	関係組織	✓ The Ministry of Agriculture, Livestock and Supply (MAPA) ✓ The National Plant Variety Protection Services (SNPC): 品種保護手続きを管轄する http://www.agricultura.gov.br/
	保護対象の植物種	✓ 他の栽培品種(cultivars)と最小限の記述要素によって明確に区別され、独自の名称を有し、連続する世代を通じて記述要素が均質で安定しており、アグロフォレストリーによって利用可能な品種であり、一般に入手可能な専門出版物に記載されている優れた植物の属又は種の品種であり、雑種の構成系統も含む。
	育成者権の期間	✓ ブドウの木、果樹、森林樹、観賞用樹木は、仮保護証明書付与の日から 18 年間 ✓ その他の品種については 15 年間 ✓ 育成者権の保護期間満了後は、当該品種はパブリックドメインとなり、自由な利用を制限する権利は付与されない。
	育成者権の範囲	✓ 生産又は再生産 ✓ 増殖目的のコンディショニング(洗浄、コーティング、選別、包装、格付けが含まれる) ✓ 販売の申し出 ✓ 販売(物々交換による賃貸又は交換を含む。) ✓ 輸出・輸入 ✓ 上記いずれかの目的による保管 ✓ 収穫物に権利は及ばない。但し、販売・増殖目的で使用される食品、原材料については及ぶ。 ✓ 仮保護制度あり。仮保護証明書が出願公告と同時に発行され、植物品種を商業的に利用する権利(約 5 か月間の有効期間)が付与される。但し、育成者権を付与された後にのみ、補償を受けることができる。
	品種登録の要件	✓ 新規性 ✓ 区別性 ✓ 均一性

		✓ 安定性 ※新品種とは、ブラジルで販売されていない品種で、出願日から 12 か月以上前から、ブラジルで販売に供されておらず、または、ブラジルでの商業化期間内に、育成者の同意に基づいて、樹木とブドウについては 6 年以上、その他の種については 4 年以上前から、他国で販売されていない品種のことをいう。
	EDV	✓ EDV にも育成者権の保護が及ぶ。EDV (essentially derived cultivar)とは、以下の要件を満たす他の品種から本質的に派生した品種： ・ 最初の品種から、又は他の本質的に派生した品種から、派生に起因する差異を除いて、派生した品種の遺伝子型または遺伝子型の組み合わせに起因する本質的特性の発現を失うことなく、優勢に派生した場合 ・ 管轄機関が定めた基準に従い、その品種が由来する品種と、最小限の記述要素の差によって、明らかに区別されること ・ ブラジル国内において、出願日から 12 か月以上販売に供されておらず、かつ、ブラジル国内における商業化期間内において、育成者の同意に基づいて、他国において、樹木及びつる性品種については 6 年以上、その他の品種については 4 年以上、販売に供されていないこと。
	DUS 試験	先に提出した試験レポートを提出することは可能
	優先権主張	Will a priority date of an earlier application be recognized? Yes. For an application filed earlier in a country that has an agreement with Brazil, or in an international organization of which Brazil is a member, the right of priority is assured for up to 12 months.
	育成者権の例外	✓ 小規模農家は、政府公認の公的機関又は非政府組織が実施する小規模農村生産者支援のための資金調達プログラムにおいて、他の小規模農家への寄贈又は交換のみを目的として、種子を増殖することが認められている。
	権利救済措置	✓ 民事上の侵害行為の差止め、損害賠償請求 ✓ 育成者権侵害に対する刑事罰はない
	裁判例	✓ 育成者権侵害に関する裁判例は数件ある。

②⑥インドネシア	関係組織	PPVTPP Center (Pusat Perlindungan Varietas Tanaman dan Perizinan Pertanian) PPVTPP - Pusat Perlindungan Varietas Tanaman dan Perizinan Pertanian Kementerian Pertanian RI
	保護対象の品種	✓ 種子繁殖、栄養繁殖を問わず、育成された全ての植物品種。 ✓ 食用作物、園芸作物、エステート作物、林業作物、海草等のその他の植物が保護対象。 ✓ その利用が有効な法令、公共の秩序、道徳、宗教の戒律、及び環境保全に反する植物品種は保護されない(3条)。
	育成者権の期間	✓ 一年生植物：20年 ✓ 多年生植物：25年(4条(1))
	育成者権の範囲	① 種子の生産又は増殖 ② 増殖目的のための準備 ③ 宣伝 ④ 販売の申し出 ⑤ 販売又はその他取引 ⑥ 輸出 ⑦ 輸入 ⑧ ①から⑦に必要な保管(6条(3)) ✓ 収穫物が増殖に使用されることを意図している限りにおいてのみ、収穫物にも権利が及ぶ。収穫物が消費目的の場合(例えば、スーパーマーケットで販売される果物)、権利は及ばない。 ✓ 増殖目的に使用されることを意図していない収穫物には、間接的な権利も二次的な権利も及ばない。 ✓ PVP 事務所による完全な育成者権の出願申請の受理の日から当該権利が与えられるまでは、仮保護の制度がある。
	品種登録の要件	新規性、区別性、均一性、安定性

	EDV	EDV は、原品種の保護範囲に含まれる(6 条(2))。育成者権者は、その権利を使用・行使する権利を有し、いかなる当事者又はその他の法人がその品種の EDV を使用することに同意する権利を有する。
	優先権の主張	インドネシア国外で育成者権の最初の出願申請が受理されてから 12 ヶ月以内にインドネシアで出願すれば、優先権を主張できる。
	育成者権の例外	① 商業目的のためでない保護された品種の収穫物の一部の利用(農家の自家増殖) ② 研究、植物育種、及び新品種の収集保存の目的のための保護された品種の利用 ③ 食料及び薬の供給政策のための保護された品種の政府による利用(育成者権保有者の経済的権利を考慮して)(10 条(1))
	権利救済措置	✓ 差し止め、損害賠償(67 条、68 条) ✓ 刑事罰(71～75 条)
	裁判例	インドネシアにおいて、権利者が育成者権を行使した事例や、育成者権の侵害、育成者権の有効性、育成者権のライセンス違反について争った裁判例はある。東ジャワの多くの地域の数十人のトウモロコシ農家が、認証の実施、窃盗、栽培方法の模倣、特許違反、トウモロコシの種子品種の包装なしの製品の販売などの犯罪行為の疑いで、複数の地方裁判所で裁判となった事案がある。これらの事件に対する裁判所の判断は様々であり、最高裁で上告の最終段階に達したものもある。
⑦タイ	関係組織	タイ農業協同組合省(MOAC)、植物品種保護局
	保護対象の植物種	Plant Variety Protection Act B.E. 2542 (1999) (PVP Act)に基づき、植物は植物界に属する生物と定義され、キノコおよび海藻を含むが、その他の微生物は除外される。告示に記載され、その審査手続が「新規植物品種として登録申請された植物品種の特性の審査を規定する農務省命令(Orders Re: Examination of Plant Variety)」に公表されている植物のみが保護の対象となる。これまでに、畑作物 20 種、野菜 24 種、観賞用植物 26 種、果樹・宿根草 25 種、木本植物 4 種、キノコ 1 種を含む 100 種の植物品種について、15 回に分けて告示が公布されている。
	育成者権の期間	12 年、17 年、27 年(植物により異なる)(法 31 条)
	育成者権の	権利者は、登録新品種の種苗を生産、販売または頒布する排他的権利を有し、これにはタイ国内外に輸出入する権利

	範囲	も含まれる。
	収穫物	収穫物および生産物は、PVP 法の対象とはならない。植物品種の種苗のみが保護される。
	仮保護制度	PVP 法には仮保護の概念はない。植物品種権が侵害された場合、出願人は、権利が付与された場合に限り、その問題を裁判所に提起することができる。
	品種登録の要件	1. 形状や外観において他の品種とは異なる特徴を有すること、または遺伝子型の発現により他の植物とは異なる特徴を有すること 2. 形状および外観に関する品種の特定の特徴において、または当該植物品種に特有の遺伝子型の発現から生じるその他の特性において、均一であること 3. 当該植物の種苗の生産の各サイクルにおいて、当該特定の特徴を発現することができる品種の特定の特徴において安定していること
	EDV	EDV の概念はない。
	権利消尽	苗が権利者により、または権利者の同意を得て販売、頒布、輸入、輸出された場合、当該種苗の独占権は消尽し、再び行使することはできない。
	優先権主張	海外出願から 12 ヶ月以内にタイに出願すれば、海外出願に基づく優先権主張が可能である。
	育成者権の例外	1. 適用除外は以下の場合に適用される。 i) 種苗として使用する意図を有しない、保護される植物新品種に関する行為。 ii) 植物品種を改変又は開発するための、保護される植物新品種に関する研究、調査、実験又は調査。 iii) 善意で行われた、保護される植物新品種に関する行為。 iv) 営利を目的としない、保護される植物新品種に関する行為。 2. 農家の適用除外
	権利救済措置	権利行使には刑事訴訟と民事訴訟の 2 つの選択肢がある。 ✓ PVR の付与者または付与者によって任命された者は、裁判所に訴訟を提起する資格を有する。裁判所は終局的差止救済を命じる権限を有する。金銭的救済は、損害の重大性、利益の損失、被付与者の権利を行使するために必要な経費を考慮した上で、実際に証明可能な損害に基づいて行うことができる。ただし、懲罰的損害賠償は認められ

		ない。侵害品の破棄、またはそのような商品のさらなる流通を防止するためのその他の措置も可能である。判決および回収命令の公表は、これを認めるか否かは裁判所の裁量による。 ✓ 植物品種に関する権利の侵害に対する罰則は、2 年以下の懲役、40 万バーツ(約 12,026 米ドル)以下の罰金、またはその両方である。
	裁判例	✓ タイの最高裁判所が提供する情報を利用して裁判例検索を行ったが、PVR 侵害訴訟や、消尽、有効性、PVR ライセンス契約の違反に関する紛争についての裁判例は 1 件も見当たらなかった。(2024 年 2 月 13 日時点)
②⑧マレーシア	関係組織	Plant Variety Protection Registration Office, Department of Agriculture of Malaysia http://pvpbkkt.doa.gov.my/
	保護対象の植物種	微生物を除く、すべての植物
	育成者権の期間	✓ 樹木とブドウの木：15 年 ✓ その他の品種 ○ 新規性・DUS を備える品種：20 年 ○ 新規性、区別性、安定性、識別性を備える品種：15 年
	育成者権の範囲	✓ 生産又は再生産 ✓ 増殖目的のコンディショニング ✓ 販売の申し出 ✓ マーケティング(販売を含む) ✓ 輸出 ✓ 輸入 ✓ 上記いずれかの目的での材料の保管 育成者の同意又は許可なく繁殖材料が取得された場合、収穫物にも権利が及ぶ。 仮保護制度あり。出願日から開始。但し、出願人は登録証が付与された後にのみ、侵害者に対して裁判手続きが可能と

		なる。
	品 種 登 録 の 要件	✓ 保護されるべき属又は種であること ✓ 新規性 ✓ DUS ✓ 公的政策に反しないこと ✓ 適切な名称を有していること
	EDV	EDV の概念あり
	権利消尽	育成者の同意を得た上で、以下の目的以外の目的で、第三者が登録品種をマレーシア国内で販売した時点で権利が消尽したものとみなされる ✓ 登録品種の増殖 ✓ 登録品種が保護されていない国への輸出で、輸出される植物体が最終消費でないこと
	DUS 試験	既に提出済みの DUS 試験レポートを利用可
	優先権主張	同一の植物品種について 2 以上の出願が審査体に受理された場合、出願日の早い出願が優先される 育成者権の出願人が他の法域で出願された先の出願からの優先権主張は認められない
	育 成 者 権 の 例外	小規模農家に対する例外規定あり ✓ 小規模農家が自らの所有地で、登録品種の収穫物を用いて増殖する行為 ✓ 小規模農家間での合理的な量の増殖資材の交換 ✓ 自己の農場で種子を利用できない場合に、販売量が自己の農場のために必要な量でない限り、農場で保管された種子の販売
	権 利 救 済 措 置	✓ 民事上の差止め、損害賠償請求等 ✓ 育成者権侵害に対する刑事罰あり
	裁判例	✓ 公表資料からは、育成者権に関する裁判例は 1 件も確認できなかった(2023/11/23 時点)
②9フィリピン	関係組織	Plant Variety Protection Office https://pvpo.buplant.da.gov.ph/

保護対象の 品種	全ての植物
育成者権の 期間	✓ 樹木及びつる植物：25 年 ✓ その他の植物：20 年(33 条)
育成者権の 範囲	① 生産又は再生産 ② 増殖目的の保管 ③ 販売の申し出 ④ 販売又はその他のマーケティング ⑤ 輸出 ⑥ 輸入 ⑦ 上記いずれかの目的のための保管(法 36 条) ✓ 収穫物に権利は及ぶ(38 条)。 ✓ 仮保護の制度がある(42 条)。
品種登録の 要件	新規性、区別性、均一性、安定性(4 条)
EDV	保護品種から本質的に派生した品種であって、保護品種自体が本質的に派生した品種ではないものについても、権利が及ぶ(39 条(a))。
育成者権の 例外	① 非宣伝目的での行為 ② 実験目的での行為 ③ 他の品種の育成を目的として行われる行為(法 39 条及び 40 条が適用される場合を除く) ④ 小規模農家が、保護品種の農産物を保存、使用、交換、共有又は販売する伝統的な権利(43 条)
権利救済措 置	✓ 損害賠償、差し止め(52 条、53 条) ✓ 刑事罰(56 条)
裁判例	フィリピンにおいて、法 Section47 が適用される育成者権に関して、法執行が行われた事例は不見当(2023 年 11 月

		20 日時点)。
③⑩ アフガニスタン	関係組織	The Agricultural Research Institute of Ministry of Agriculture Home AfGOV (mail.gov.af)
	裁判例	アフガニスタンにおける育成者権侵害訴訟など育成者権に関する紛争に関する裁判例について、具体的な事例や詳細な情報は不見当(2023 年 11 月 20 日時点)。
③⑪ ウズベキスタン	関係組織	The State Patent Office of the Republic of Uzbekistan
	保護対象の品種	全ての植物(2 条)
	育成者権の期間	✓ 葡萄、樹木、観賞用植物、果実作物の品種、及び森林品種(その樹木の株を含む) : 25 年 ✓ その他 : 20 年(14 条)
	育成者権の範囲	① 生産及び繁殖(増殖) ② 品種又は育種レベルの状態にすること ③ 販売に供すること ④ 販売及びその他の形態の販売 ⑤ 輸出 ⑥ 輸入 ⑦ 上記目的のための保管(30 条) ・ 収穫物に権利は及ぶ(30 条)。 ・ 出願に関する情報の公告の日から登録簿に記載されるまでの間、一時的な法的保護が与えられる(21 条)。
	品種登録の要件	新規性、区別性、均一性、安定性(8 条)
	EDV	EDV にも育成者権が及ぶ。

	優先権の主張	育成者権者自身による、又は育成者権者の同意に基づくウズベキスタン共和国領域内での販売又はその他の形式による販売により、民間に流通し、又は対応する植物学的又は動物学的品種が保護されていない国へ、再加工及び消費目的の輸出された後の、保護された品種又は品種の材料に関する行為には、権利は及ばない(32 条)。
	育成者権の例外	① 個人的かつ非商業的な目的での使用 ② 実験目的での使用 ③ 他の品種又は品種の育種のための初期資源としての使用 ④ 企業又は農場が、当該企業又は農場の領域内で、特許権者から入手した品種種子及び育種材料を、2 年間再生産するために使用すること(31 条)
	裁判例	ウズベキスタンにおいて、公開情報から確認できる限り、権利者が育成者権を行使した事例や、育成者権の侵害、育成者権の有効性、育成者権のライセンス違反について争った裁判例は不見当。
[Tier 2 から移動↓]		
⑭ナミビア	関係機関	African Intellectual Property Organisation (OAPI) The Southern African Development Community (SADC) The African Regional Intellectual Property Organisation (ARIPO)
	裁判例	育成者権侵害や育成者権ライセンスに関して争われた裁判例は不見当(2023 年 11 月 22 日時点)。